

宝塚市国民保護計画

令和6年（2024年）7月

宝塚市

目 次

第1編 総 論	1
第1章 計画の趣旨	1
1 計画作成に当たっての基本的考え方	1
2 計画の目的	2
3 市の責務	2
4 計画に定める事項	2
5 計画の対象	2
6 計画の構成	2
7 計画の見直し、変更	3
第2章 保護措置に関する基本方針	4
1 市民の基本的人権の尊重（法5）	4
2 市民の権利利益の迅速な救済（法6）	4
3 市民に対する情報提供（法8）	4
4 関係機関相互の連携協力の確保（法3IV）	4
5 市民の協力（法4）	4
6 指定公共機関等の自主性の尊重	5
7 高齢者、障害（がい）者、外国人等への配慮及び国際人道法の的確な実施（法9）	5
8 保護措置に従事する者等の安全の確保	5
第3章 関係機関の事務又は業務の大綱等	6
1 関係機関の事務又は業務の大綱	6
2 関係機関の連絡先	9
第4章 市の地理的、社会的特徴	10
1 地 形	10
2 気 候	11
3 人 口	12
4 道 路	14
5 鉄 道	16
6 ヘリコプター臨時離着陸場適地	18
7 自衛隊施設等	20
第5章 市保護計画が対象とする事態	21
1 武力攻撃事態等	21
2 緊急対処事態	25
第2編 平素からの備えや予防	27
第1章 組織・体制の整備等	27
第1節 市における組織・体制の整備	27
1 市の各部局における平素の業務	27
2 初動体制の整備	28
3 消防機関の体制	28

第2節 関係機関との連携体制の整備.....	29
1 基本的考え方	29
2 県との連携.....	29
3 近接市町との連携	29
4 指定公共機関等との連携	32
5 ボランティア団体等に対する支援.....	37
第3節 市民に期待される取組等.....	37
1 市民に期待される取組	37
2 市民との連携	38
第4節 通信の確保	38
1 非常通信体制の整備.....	38
2 情報通信機器等の活用	40
第5節 情報収集・提供等の体制整備.....	40
1 基本的考え方	40
2 警報等の伝達に必要な準備.....	41
3 安否情報の収集、整理及び提供に必要な準備.....	42
4 被災情報の収集・報告に必要な準備	42
第6節 研修及び訓練.....	43
1 研修.....	43
2 訓練（法42）	43
第2章 避難、救援及び武力攻撃災害への対処に関する平素からの備え.....	45
1 避難に関する基本的事項	45
2 避難実施要領のパターンの作成（避難マニュアル）	47
3 救援に関する基本的事項	47
4 運送事業者の輸送力・輸送施設の把握等	47
5 一時集合場所の選定.....	48
6 避難施設の指定への協力	48
7 医療体制の整備.....	48
8 生活関連等施設の把握等	48
第3章 物資及び資材の備蓄、整備.....	50
1 市における備蓄.....	50
2 市が管理する施設及び設備の整備及び点検等.....	50
第4章 啓発.....	52
1 保護措置に関する啓発	52
2 武力攻撃事態等において市民がとるべき行動等に関する啓発.....	52
第3編 武力攻撃事態等への対処.....	53
第1章 組織の設置.....	53
第1節 危機管理対策本部等における初動体制	53
1 危機管理対策本部等の設置.....	54
2 市対策本部との調整.....	56
第2節 市対策本部の設置等.....	56

1	市対策本部の設置	5 6
2	動員の実施	6 0
3	通信の確保	6 1
第2章	関係機関相互の連携	6 2
1	国・県の対策本部との連携	6 2
2	知事、指定行政機関の長、指定地方行政機関の長等への措置要請等	6 2
3	自衛隊の部隊等の派遣要請の求め等（法 20）	6 3
4	他の市町長等に対する応援の要求、事務の委託	6 3
5	指定行政機関の長等に対する職員の派遣要請	6 4
6	市の行う応援等	6 4
第3章	市民の協力等	6 5
1	市民への協力要請（法 4 I・II）	6 5
2	自主防災組織に対する支援（法 4 III）	6 6
3	ボランティア活動への支援等（法 4 III）	6 6
4	民間からの救援物資の受入れ等	6 6
第4章	警報及び避難の指示等	6 8
第1節	警報の伝達等	6 8
1	警報の内容の伝達等	6 8
2	警報の内容の伝達方法（法 47 II）	6 9
3	警報の解除（法 51）	7 0
4	緊急通報の伝達及び通知	7 1
第2節	避難住民の誘導等	7 1
1	避難の指示の通知・伝達	7 1
2	避難住民の誘導	7 2
3	避難の種類	8 0
4	事態の種類等に応じた避難にあたって留意すべき事項	8 2
第5章	救援	8 5
第1節	救援の実施	8 5
1	救援の実施（法 76）	8 5
2	関係機関との連携	8 5
3	救援の内容	8 6
第2節	救援の実施方法	8 9
1	収容施設の供与	8 9
2	炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給	9 1
3	被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	9 3
4	医療の提供及び助産	9 4
5	被災者の捜索及び救出	9 7
6	埋葬及び火葬	9 8
7	電話その他の通信設備の提供	9 9
8	武力攻撃災害を受けた住宅の応急修理	9 9
9	学用品の給与	9 9

10	死体の捜索及び処理	1 0 0
11	障害物の除去	1 0 0
第6章	安否情報の収集・提供	1 0 2
1	安否情報の収集（法 94）	1 0 2
2	県に対する報告	1 0 3
3	安否情報の照会に対する回答	1 0 3
第7章	武力攻撃災害への対処	1 0 5
第1節	武力攻撃災害への対処	1 0 5
1	武力攻撃災害への対処の基本的考え方	1 0 5
2	武力攻撃災害の兆候の通報（法 98）	1 0 5
第2節	応急措置等	1 0 5
1	武力攻撃災害の拡大防止のための事前の指示（法 111）	1 0 6
2	退避の指示（法 112）	1 0 6
3	警戒区域の設定（法 114）	1 0 7
4	土地、建物の一時使用等（法 113）	1 0 8
5	消防に関する措置等	1 0 9
第3節	生活関連等施設における災害への対処等	1 1 0
1	生活関連等施設の安全確保	1 1 0
2	危険物質等に係る武力攻撃災害の防止及び防除	1 1 0
第4節	武力攻撃原子力災害及びNBC攻撃による災害への対処等	1 1 2
1	武力攻撃原子力災害への対処（法 105）	1 1 2
2	NBC攻撃による災害への対処	1 1 4
第8章	被災情報の収集、報告及び公表	1 1 7
1	被災情報の収集（法 126・127）	1 1 7
2	被災情報の報告（法 127）	1 1 7
3	被災情報の公表	1 1 7
第9章	保健衛生の確保その他の措置	1 1 9
1	保健衛生の確保	1 1 9
2	廃棄物の処理	1 2 0
3	文化財の保護	1 2 1
第10章	市民生活の安定に関する措置	1 2 2
1	生活関連物資等の価格安定（法 129）	1 2 2
2	避難住民等の生活安定等	1 2 3
3	生活基盤等の確保	1 2 3
第11章	特殊標章等の交付及び管理	1 2 4
1	赤十字標章等及び特殊標章等の意義及び普及啓発	1 2 4
2	赤十字標章等（法 157）	1 2 4
3	特殊標章等（法 158）	1 2 5
4	宝塚市の特殊標章及び身分証明書に関する交付要綱	1 2 7
第4編	復旧等	1 3 8
第1章	応急の復旧	1 3 8

1	基本的考え方	1 3 8
2	公共的施設の応急の復旧	1 3 8
第2章	武力攻撃災害の復旧.....	1 3 9
1	国における所要の法制の整備等（法 171）	1 3 9
2	市における当面の復旧	1 3 9
3	市が管理する施設及び設備の復旧（法 141）	1 3 9
第3章	保護措置に要した費用の支弁等.....	1 4 0
1	保護措置に要した費用の支弁、国への負担金の請求	1 4 0
2	損失補償及び損害補償	1 4 1
3	総合調整及び指示に係る損失の補てん（法 161Ⅱ・令 45・46）	1 4 1
4	市民の権利利益の救済に係る手続等	1 4 1
第5編	緊急対処事態への対処.....	1 4 4
1	緊急対処事態（法 182）	1 4 4
2	緊急対処事態における警報の通知及び伝達（法 183）	1 4 4
第6編	様式等.....	1 4 6
	【被災情報の報告様式】	1 4 6
	【様式第1号】（第1条関係）	1 4 7
	【様式第2号】（第1条関係）	1 4 8
	【様式第3号】（第2条関係）	1 4 9
	【様式第4号】（第3条関係）	1 5 0
	【様式第5号】（第4条関係）	1 5 1
	【火災・災害等即報要領様式】	1 5 2
	【様式第6号】（第51条第1項関係）	1 5 4

第1編 総論

第1章 計画の趣旨

国民の保護のための措置（以下「保護措置」という。）に関する市の責務を明らかにするとともに、計画作成に当たっての基本的考え方や計画の目的、対象等計画の趣旨について示す。

1 計画作成に当たっての基本的考え方

市は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号。以下「国民保護法」という。）第35条の規定に基づくとともに、以下の基本的考え方のもと、宝塚市の国民の保護に関する計画（以下「市保護計画」という。）を作成する。

(1) 国民保護法制の役割

国民保護法は、武力攻撃事態等から国民を守る仕組みを定めたものであり、この法律をはじめ武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（平成15年法律第79号。以下「武力攻撃事態対処法」という。）など一連の有事法の施行によって、関係機関の有事における活動を事前に明確にしておく枠組みができたといえる。このような法制による仕組みがあってはじめて、民主主義国家における安全のためのシステムが機能するものであり、国民保護法を実効性あるものにするため、この計画を作成するものである。

(2) 市民の保護の確立

この計画は、市が、市民の生命、身体及び財産を守る立場から、これまでの経験や教訓を生かし、市民の自由と権利を尊重しつつ、武力攻撃事態等から市民を保護するための活動を行い、もって有事における市民の安全と安心を確立するために作成するものである。

(3) 国際平和のための取組と武力攻撃事態等への備え

国の平和と国民の安全を確保するためには、諸外国との良好な協調関係の確立や国際社会との協力などにより、武力攻撃の発生を未然に防ぐことが何よりも重要であり、宝塚市においても、非核平和都市宣言の精神に基づき非核平和都市推進事業、異文化相互理解事業など様々な取組を展開しており、このような取組はこれからも続けていかなければならない。

しかしながら、こうした平和への努力を重ねてもなお、万一、武力攻撃や大規模テロが発生したときは、市は、市民の生命、身体及び財産を守る必要があるため、この計画を作成するものである。

(4) 阪神・淡路大震災等の教訓の反映

武力攻撃事態等への対応は、原因の意図性、攻撃の反復性などの点で自然災害や事故災害との違いはある。しかしながら、市民の安全を確保するための方策においては共通する部分も多いことから、計画の作成に当たっては、備えの大切さなど阪神・淡路大震災をはじめとする様々な危機事案における教訓を踏まえた地域防災計画等に基づくこれまでの取組の蓄積を最大限に取り入れるとともに、地域防災計画との整合を図るよう努める。

2 計画の目的

市保護計画は、武力攻撃事態等から市民の生命、身体及び財産を保護し、市民生活や市民経済への影響が最小となるよう、市民の避難、避難住民等の救援、武力攻撃災害への対処などの保護措置を的確かつ迅速に実施することを目的とする。

3 市の責務

市（市長及びその他の執行機関をいう。以下同じ。）は、武力攻撃事態等において、国民保護法その他の関係法令、国民の保護に関する基本指針（平成17年3月閣議決定。以下「基本指針」という。）及び兵庫県国民保護計画（以下「県保護計画」という。）を踏まえ、市保護計画に基づき、市民の協力を得つつ、他の機関と連携協力し、自ら保護措置を的確かつ迅速に実施し、市の区域において関係機関が実施する保護措置を総合的に推進する。

【市が実施する保護措置】（法16Ⅰ）

- (1) 警報の伝達、避難実施要領の策定、関係機関の調整その他の市民の避難に関する措置
- (2) 救援の実施、安否情報の収集及び提供その他の避難住民等の救援に関する措置
- (3) 退避の指示、警戒区域の設定、消防、廃棄物の処理、被災情報の収集その他の武力攻撃災害への対処に関する措置
- (4) 水の安定的な供給その他の国民生活の安定に関する措置
- (5) 武力攻撃災害の復旧に関する措置

4 計画に定める事項

市保護計画に定める事項は、次のとおりとする。

【市保護計画に定める事項】（法35Ⅱ）

- (1) 市の区域に係る保護措置の総合的な推進に関する事項
- (2) 市が実施する保護措置に関する事項
- (3) 保護措置を実施するための訓練並びに物資及び資材の備蓄に関する事項
- (4) 保護措置を実施するための体制に関する事項
- (5) 保護措置の実施に関する他の地方公共団体その他の関係機関との連携に関する事項
- (6) 上記のほか、市の区域に係る保護措置に関し市長が必要と認める事項

5 計画の対象

市保護計画においては、市の区域内に居住している人はもとより、通勤、通学、旅行等で市の区域内に滞在する人や市域を越えて市の区域内に避難してきたすべての人（外国人を含む。）及び市の区域内において活動を行うすべての法人その他の団体（以下、これらを「市民」という。）を保護の対象とする。

6 計画の構成

市保護計画は、以下の各編により構成する。

- 第1編 総論
- 第2編 平素からの備えや予防
- 第3編 武力攻撃事態等への対処
- 第4編 復旧等

第5編 急対処事態における対処

第6編 様式等

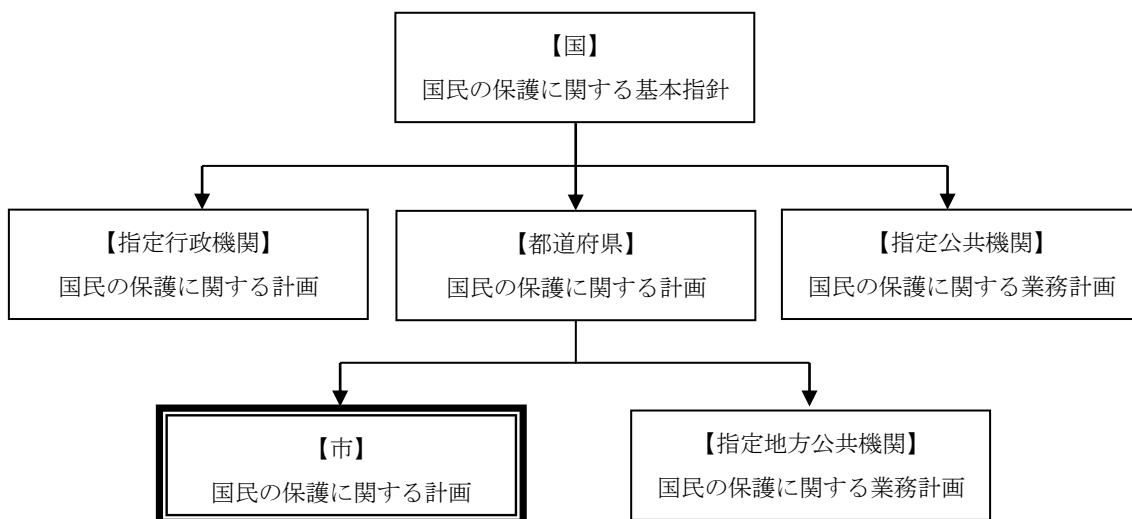
資料編

7 計画の見直し、変更

(1) 計画の見直し

市保護計画については、今後、国における保護措置に係る研究成果や新たなシステムの構築、県保護計画の見直し、保護措置についての訓練の検証結果等を踏まえ、不断の見直しを行う。

市保護計画の見直しに当たっては、市国民保護協議会（以下「市協議会」という。）の意見を尊重するとともに、広く関係者の意見を求めるものとする。



(2) 市保護計画の変更手続

市保護計画の変更にあたっては、計画作成時と同様、国民保護法第39条第3項の規定に基づき、市協議会に諮問の上、知事に協議し、市議会に報告し、公表するものとする（ただし、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（平成16年政令第275号。以下「国民保護法施行令」という。）で定める軽微な変更については、市協議会への諮問及び知事への協議は要しない。）。

【軽微な変更】（令5）

ア 行政区画、郡、区、市町内の町若しくは字若しくはこれらの名称の変更、地番の変更又は住居表示に関する法律（昭和37年法律第119号）第3条第1項及び第2項若しくは同法4条の規定による住居表示の実施若しくは変更に伴う変更

イ 指定行政機関、指定地方行政機関、都道府県、市町、指定公共機関、指定地方公共機関その他の関係機関又はその組織の名称又は所在地の変更に伴う変更

ウ 上記のほか、誤記の訂正、人又は物の呼称の変更、統計の数値の修正その他これらに類する記載事項の修正に伴う変更

第2章 保護措置に関する基本方針

市は、保護措置を的確かつ迅速に実施するに当たり、特に留意すべき事項について、以下のとおり定め、保護措置に関する基本方針として示す。

1 市民の基本的人権の尊重（法5）

市は、保護措置の実施に当たっては、市民の自由と権利を最大限に尊重することとし、市民の自由と権利に制限が加えられるときであっても、その制限は必要最小限のものに限られ、公正かつ適正な手続の下に行う。

2 市民の権利利益の迅速な救済（法6）

市は、保護措置の実施に伴う損失補償、保護措置に係る不服申立て又は訴訟その他の市民の権利利益の救済に係る手続を、できる限り迅速に処理するよう努める。

3 市民に対する情報提供（法8）

市は、武力攻撃事態等においては、市民に対し、保護措置に関する正確な情報を、適時に、かつ、適切な方法で提供する。

4 関係機関相互の連携協力の確保（法3IV）

市は、防災のための連携体制を踏まえ、国、県、近隣市町並びに関係指定公共機関及び関係指定地方公共機関（以下「指定公共機関等」という。）と平素から相互の連携体制の整備に努める。

5 市民の協力（法4）

(1) 市民の協力

市は、国民保護法の規定により保護措置の実施のため必要があると認めるときは、市民に対し、必要な援助について協力を要請する。この場合において、市民の自発的な意思を尊重し、強制にわたることのないよう配慮する。

避難や救援などにおいて、市民の自発的な協力が得られるよう、市は平素から保護措置の重要性について広く啓発を行うとともに、自治会、まちづくり協議会等が行う地域における自主的な活動への支援に努める。

また、市は、消防団及び自主防災組織の充実・活性化、ボランティアへの支援に努める。

(2) 企業・団体の協力

市は、保護措置の実施のため必要があると認めるときは、企業・団体に対し、必要な援助について協力を要請する。この場合において、企業・団体の自主的な判断を尊重し、強制にわたることのないよう配慮する。

また、市は、企業・団体の地域防災活動への参画を促すとともに、企業・団体における防災対策への取組に対する支援に努める。

6 指定公共機関等の自主性の尊重

市は、指定公共機関等の保護措置の実施方法については、指定公共機関等が武力攻撃事態等の状況に即して自主的に判断するものであることに留意する。

7 高齢者、障害（がい）者、外国人等への配慮及び国際人道法の的確な実施（法9）

市は、警報及び緊急通報の伝達や、避難誘導、救援等の保護措置の実施に当たっては、高齢者、障害（がい）者、外国人その他特に配慮を要する者の保護について留意する。

また、市は、保護措置を実施するに当たっては、国際的な武力紛争において適用される国際人道法の的確な実施を確保する。

8 保護措置に従事する者等の安全の確保

市は、保護措置に従事する者の安全の確保に十分に配慮するものとする。

また、要請に応じて保護措置に協力する者に対しては、その内容に応じて安全の確保に十分に配慮する。

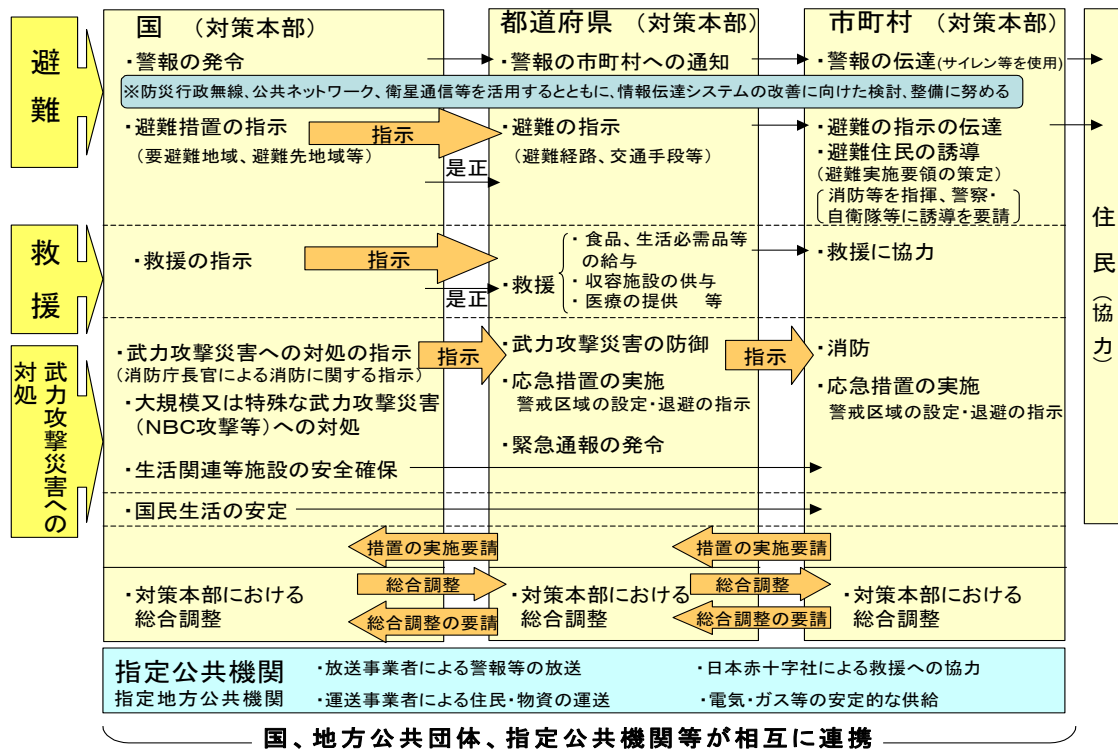
※【外国人への保護措置の適用】

日本国憲法第3章に規定する国民の権利及び義務に関する規定が、その性質上外国人に適用できないものを除き、外国人にも適用されるものと解されており、日本に居住し、又は滞在している外国人についても、武力攻撃災害から保護すべきことに留意するものとする。

第3章 関係機関の事務又は業務の大綱等

市は、保護措置の実施に当たり関係機関との円滑な連携を確保できるよう、国民保護法における市の役割を確認するとともに、関係機関の事務又は業務の大綱及び連絡先について把握しておくものとする。

国民の保護に関する措置の仕組み



1 関係機関の事務又は業務の大綱

保護措置について、県、市、自衛隊、指定地方行政機関及び指定公共機関等は、おおむね次に掲げる業務を処理する。

【地方公共団体】

機関の名称	事務又は業務の大綱
市	1 市保護計画の作成 2 市協議会の設置、運営 3 国民保護対策本部及び緊急処理事態対策本部の設置、運営 4 組織の整備、訓練 5 警報の伝達、避難実施要領の策定、避難住民の誘導、関係機関の調整その他の市民の避難に関する措置の実施 6 救援の実施、安否情報の収集及び提供その他の避難住民等の救援に関する措置の実施 7 退避の指示、警戒区域の設定、消防、廃棄物の処理、被災情報の収集その他の武力攻撃災害への対処に関する措置の実施 8 水の安定的な供給その他の市民生活の安定に関する措置の実施 9 武力攻撃災害の復旧に関する措置の実施

県	<ol style="list-style-type: none"> 1 県保護計画の作成 2 県国民保護協議会の設置、運営 3 国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部の設置、運営 4 組織の整備、訓練 5 警報の通知 6 市民に対する避難の指示、避難住民の誘導に関する措置、県の区域を越える市民の避難に関する措置その他の市民の避難に関する措置の実施 7 救援の実施、安否情報の収集及び提供その他の避難住民等の救援に関する措置の実施 8 武力攻撃災害の防除及び軽減、緊急通報の発令、退避の指示、警戒区域の設定、保健衛生の確保、被災情報の収集その他の武力攻撃災害への対処に関する措置の実施 9 生活関連物資等の価格の安定等のための措置その他の県民生活の安定に関する措置の実施 10 交通規制の実施 11 武力攻撃災害の復旧に関する措置の実施
---	---

【自衛隊】

機関の名称	事務又は業務の大綱
陸上自衛隊 第36普通科連隊	1 武力攻撃事態等における保護措置の実施及び関係機関が実施する保護措置の支援等

【指定地方行政機関】

機関の名称	事務又は業務の大綱
近畿管区警察局	<ol style="list-style-type: none"> 1 管区内各府県警察の保護措置及び相互援助の指導・調整 2 他管区警察局との連携 3 管区内各府県警察及び関係機関等からの情報収集並びに報告連絡 4 警察通信の確保及び統制
近畿中部防衛局	<ol style="list-style-type: none"> 1 所管財産（周辺財産）の使用に関する連絡調整 2 米軍施設内通行等に関する連絡調整
近畿総合通信局	<ol style="list-style-type: none"> 1 電気通信事業者・放送事業者への連絡調整 2 電波の監督管理、監視並びに無線の施設の設置及び使用の規律に関すること 3 非常事態における重要通信の確保 4 非常通信協議会の指導育成
近畿財務局 神戸財務事務所	<ol style="list-style-type: none"> 1 地方公共団体に対する災害融資 2 金融機関に対する緊急措置の指示 3 普通財産の無償貸付 4 被災施設の復旧事業費の査定の立会
近畿厚生局	<ol style="list-style-type: none"> 1 救援等に係る情報の収集及び提供
兵庫労働局	<ol style="list-style-type: none"> 1 被災者の雇用対策
近畿農政局	<ol style="list-style-type: none"> 1 武力攻撃災害対策用食料及び備蓄物資の確保 2 農業関連施設の応急復旧
近畿中国森林管理局	<ol style="list-style-type: none"> 1 武力攻撃災害対策用復旧用資材の調達・供給
近畿経済産業局	<ol style="list-style-type: none"> 1 救援物資の円滑な供給の確保 2 商工鉱業の事業者の業務の正常な運営の確保 3 被災中小企業の振興

中部近畿産業保安監督部近畿支部	1 電気、火薬類、都市ガス、高圧ガス、液化石油ガス施設等の保全
近畿地方整備局	1 被災時における直轄河川、国道等の公共土木施設の応急復旧
近畿運輸局	1 運送事業者への連絡調整 2 運送施設及び車両の安全保安
大阪航空局 大阪空港事務所	1 飛行場使用に関する連絡調整 2 航空機の航行の安全確保
神戸地方气象台	1 気象状況の把握及び情報の提供
近畿地方環境事務所	1 有害物質等の発生等による汚染状況の情報収集及び提供 2 廃棄物処理施設等の被害状況、がれき等の廃棄物の発生量の情報収集

【主な指定公共機関等】

機関の名称	事務又は業務の大綱
[放送事業者]	1 警報及び避難の指示（警報の解除及び避難の指示の解除を含む。）の内容並びに緊急通報の内容の放送
	（指定公共機関）日本放送協会、朝日放送(株)、(株)毎日放送、関西テレビ放送(株)、 読売テレビ放送(株)、大阪放送(株) （指定地方公共機関）(株)サンテレビジョン、兵庫エフエム放送(株)、(株)ラジオ関西
[運送事業者]	1 避難住民の運送及び緊急物資の運送 2 旅客及び貨物の運送の確保
	① バス事業者 （指定公共機関）西日本JRバス(株)、日本交通(株)、阪急バス(株)、阪神バス(株) （指定地方公共機関）淡路交通(株)、神姫バス(株)、全但バス(株) ② 鉄道事業者 （指定公共機関）西日本旅客鉄道(株)、阪急電鉄(株) ③ トラック事業者 （指定公共機関）佐川急便(株)、西濃運輸(株)、日本通運(株)、福山通運(株)、ヤマト運輸(株) （指定地方公共機関）(一社)兵庫県トラック協会
[電気通信事業者]	1 避難施設における電話その他の通信設備の臨時の設置における協力 2 通信の確保及び保護措置の実施に必要な通信の優先的取扱い
	（指定公共機関）西日本電信電話(株)、NTTコミュニケーションズ(株)、KDDI(株)、 ソフトバンクテレコム(株)、(株)NTTドコモ、ソフトバンクモバイル(株)
[電気事業者]	1 電気の安定的な供給
	（指定公共機関）関西電力(株)、関西電力送配電(株)、電源開発(株)、電力広域的運営推進機関
[ガス事業者]	1 ガスの安定的な供給
	（指定公共機関）大阪ガスネットワーク(株) （指定地方公共機関）(一社)兵庫県LPガス協会
郵便事業を営む者	1 郵便の確保
[病院その他の医療機関]	1 医療の確保
	（指定公共機関）(独)国立病院機構 （指定地方公共機関）(社)兵庫県医師会

[道路の管理者]	1 道路の管理
(指定公共機関)	西日本高速道路株
日本赤十字社	1 救援への協力 2 外国人の安否情報の収集、整理及び回答

2 関係機関の連絡先

内閣官房、指定行政機関、指定地方行政機関、自衛隊、県地方機関、市町、消防機関、指定公共機関等その他の関係機関の連絡先については、資料編に記載する。

なお、関係機関の連絡先については、本計画とは別に一覧表を作成しておくこととし、随時、最新の情報への更新を行うよう留意する。

(記載事項) 名称、担当部署、所在地、電話・FAX、e-mail、その他の連絡方法

第4章 市の地理的、社会的特徴

保護措置を適切に実施するため考慮しておくべき市の地理的、社会的特徴について示す。

1 地形

【宝塚市位置図】

(1) 位置

本市は、阪神都市圏の中央背後部に位置し、兵庫県中北部方面への玄関口になっている。県庁所在地である神戸市の中心部へ約15km、関西経済圏の中心である大阪市から約15kmの圏内にある。



(2) 緯度、経度

宝塚市役所（東洋町1番1号）の緯度、経度は次のとおりである

東経	北緯
135° 21′	34° 48′

(3) 隣接市町

東	川西市	西	神戸市・西宮市	南	西宮市・伊丹市	北	三田市・猪名川町
---	-----	---	---------	---	---------	---	----------

(4) 面積、ひろがり及び標高

面積	ひろがり		海拔	
	東西	南北	最高	最低
101.89k m ²	12.8km	21.1km	571.0m	19.1m

(5) 地勢

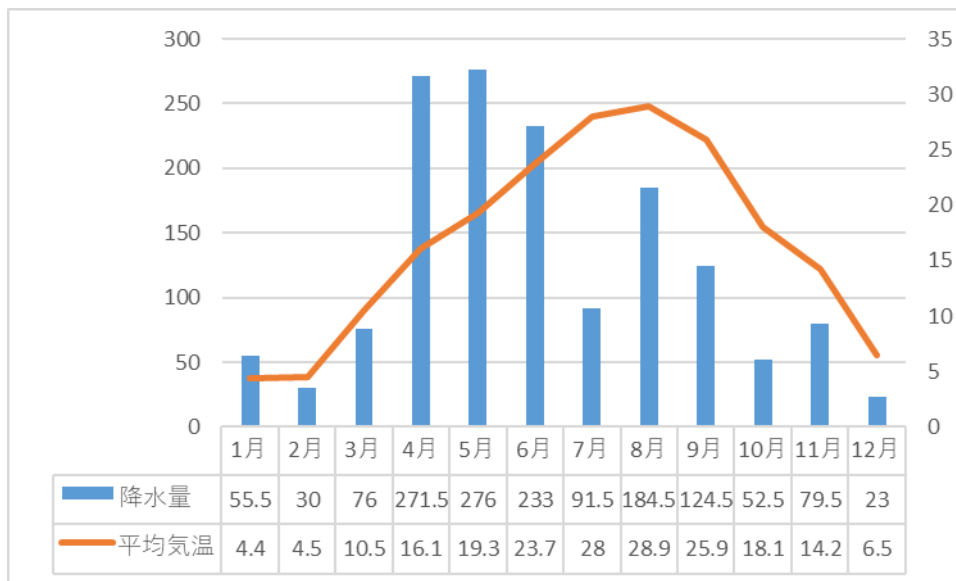
本市は、北摂連山長尾山系が市域中央の南よりを東西に走り、南部の市街地と北部の丘陵山村地域に分断している。

南部地域は、北摂連山と六甲連山の緑に囲まれ、その中央を武庫川が流れ、北部地域は、海拔300～500mの丘陵山地部と平坦地の村落部分で構成されている。

2 気 候

本市の南部地域の気候は、瀬戸内型気候に属し、年間平均気温は、15℃～17℃と比較的温和である。年間降水量は、平均（直近16年間）1,519.1mmとなっている。令和5年中は5月が最も降雨量が多くなっている。風速は年間を通してみると弱く、風向は北北西が最も多い。北部地域は、内陸性気候で温度差が激しいことが特徴である。

宝塚市の令和5年（2023年）中月別総降水量、令和4年（2022年）平均気温
観測点（於：伊子志3丁目）



3 人口

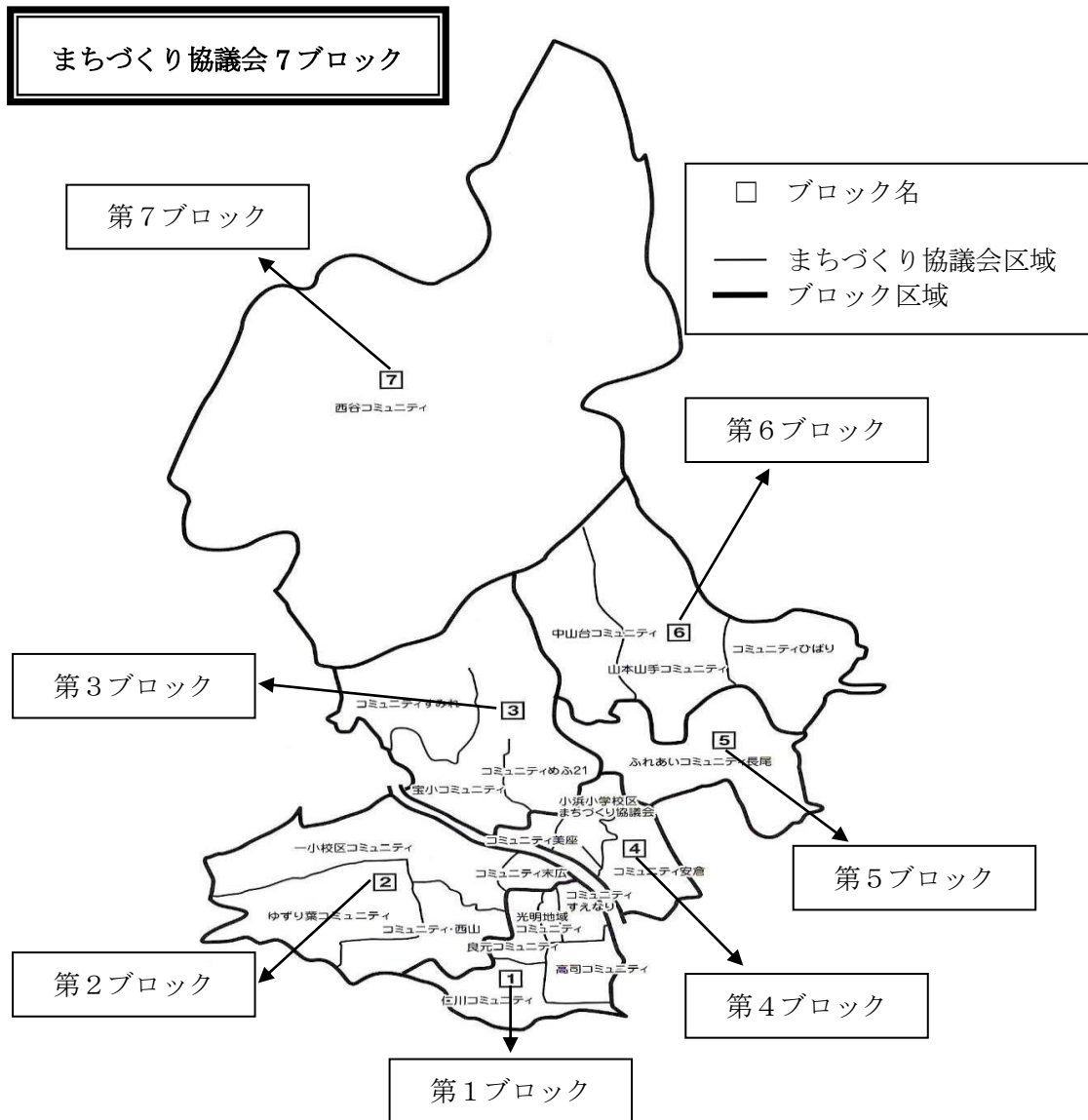
令和2年国勢調査によると、本市の人口は、226,432人である。これを市制施行後最初に行われた昭和30年（55,084人）と比較すると人口は約4倍となっている。

人口密度は1平方キロメートル当たり2,224人となっている。

まちづくり協議会7ブロックの人口分布状況を見ると、1～6ブロックまでの南部市街地に人口が集中しており、人口集中地区の人口密度は8,580.7人/k㎡となっており、市全体の密度と比べて南部市街地の過密状況がわかる。

本市の人口規模は、全国の市（東京都区部を1市として計算）のうち102番目、県下で7番目となっています。

年齢別に見ると、15歳未満が総人口に占める割合は12.9%、15～64歳の人口は57.4%、65歳以上の人口は28.1%となっており、老年人口が幼年人口を上回っている。65歳以上の全国平均は28.7%であり、本市は全国平均より0.6ポイント低くなっている。



昼間人口 181,755 人で、昼夜間人口比率（夜間人口 100 人当たりの昼間人口）は 80.5 となっており、流出入人口差は圧倒的な流出超過である。流入先は西宮市、流出先は大阪市が第1位となっている。

区分年	流入人口(人)			流出人口(人)			流出超過数(人)		
	就業者	通学者	総数	就業者	通学者	総数	就業者	通学者	総数
平成 27 年	20,661	2,316	22,977	61,105	7,950	69,005	40,444	5,634	46,028

順位	宝塚市流入人口の常住地	宝塚市流出人口の就業・就学地
第1位	西宮市 5,294人	大阪市 21,682人
第2位	伊丹市 3,251人	西宮市 8,174人
第3位	川西市 2,526人	神戸市 7,125人
第4位	神戸市 2,136人	伊丹市 6,122人
第5位	尼崎市 1,854人	尼崎市 5,251人
第6位	三田市 1,258人	川西市 2,781人
第7位	大阪市 1,052人	豊中市 2,645人

(資料：平成 27 年国勢調査)

宝塚市在住の外国人の状況(人)

総数	2,535
(内訳)	
韓国、朝鮮	1,274
中国	372
ブラジル	116
アメリカ	71
フィリピン	90
イギリス	23
ペルー	6
タイ	23
その他	266

(資料：令和 2 年国勢調査による)

4 道路

本市の広域幹線道路としては、阪神地域と北摂・山陰地域を連絡する中国縦貫自動車道と国道176号が南北市街地の中心部を東西方向に通っているほか、宝塚市北部地域を横断する新名神高速道路の高槻JCT～神戸JCT間が開通している(令和4年4月1日現在)

また、国道176号に道路網が集中する形状となっていることから、主要幹線道路と結節する小浜交差点や宝塚歌劇場前の交差点では、慢性的な交通渋滞が頻発している。

一方、南部市街地の中心部を流れる武庫川によって地域が二分されており、武庫川左岸地域では、主要地方道尼崎宝塚線が、同じく右岸地域では、県道西宮宝塚線・塩瀬門戸荘線が主軸となっている。

両岸を連絡する道路としては、宝塚仁川線(宝塚大橋)、逆瀬川米谷線(宝塚新大橋)、宝塚池田線(武庫川新橋)、宝塚南口線(宝来橋)の4路線がある。

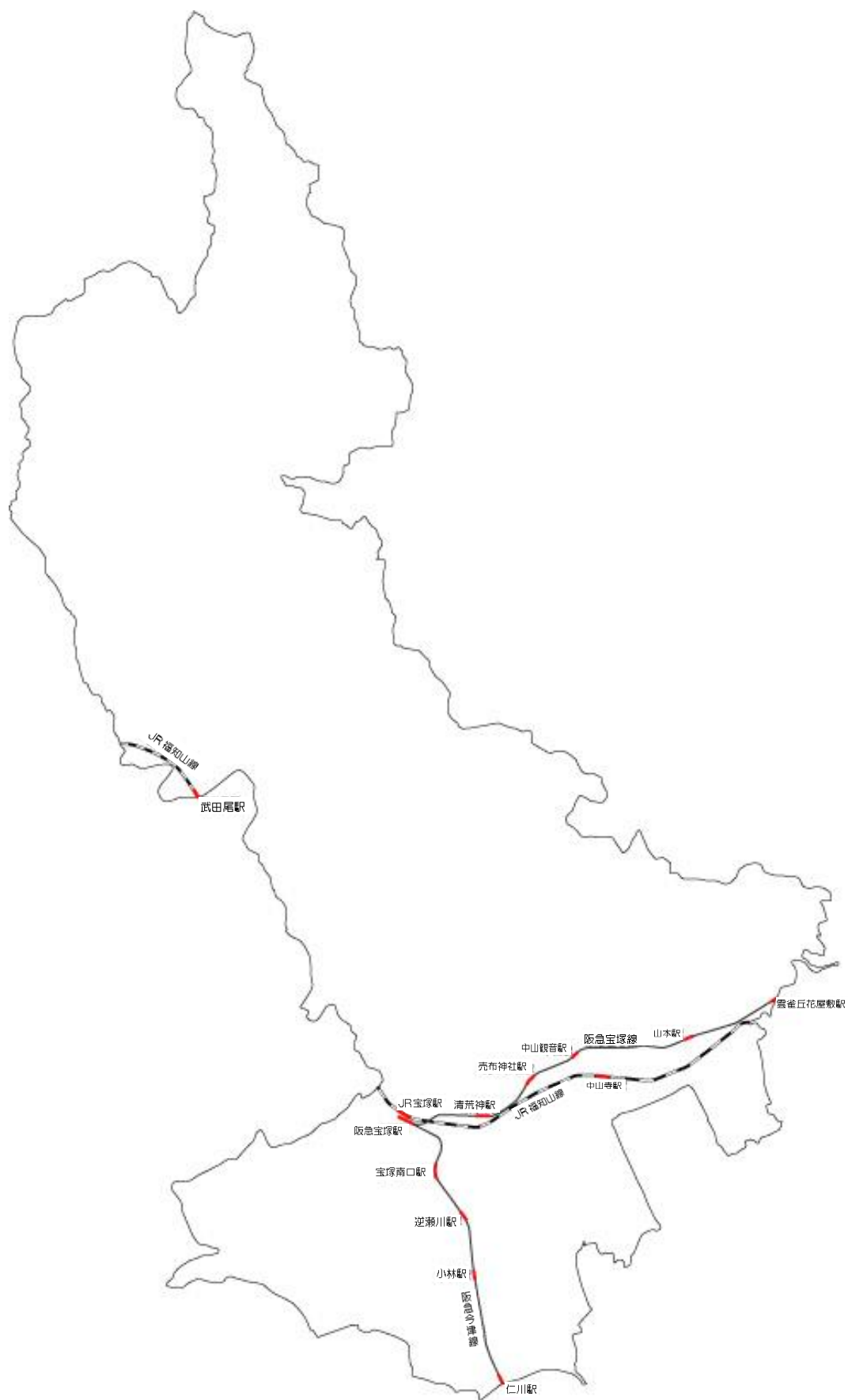
南部市街地と北部地域を連絡する道路としては、主要地方道塩瀬宝塚線のほか、市道3259号線(長尾山トンネル)等がある。

5 鉄 道

本市の鉄道は、JR福知山線（宝塚線）と阪急電鉄宝塚線及び今津線があり、大阪や阪神臨海部並びに北摂・山陰方面沿線各都市を結ぶ地域間交通の大量輸送機関として重要な役割を果たしている。

JR線は3駅、阪急電鉄宝塚線は6駅、そして阪急電鉄今津線は4駅を市内にもつ基幹交通となっている。

【宝塚市内の主な鉄道】



6 ヘリコプター臨時離着陸場適地

通常、ヘリコプターが飛行場（空港・ヘリポート）以外の場所に離着陸する場合、使用するヘリコプターごとに飛行場外離着陸場の許可（航空法（昭和27年法律第231号）第79条但書）を得る必要がある。ただし、航空機の事故、海難、ビル火災、地震・風水害等の災害、山火事等の場合に、国土交通省、防衛省、警察庁、都道府県警察若しくは地方公共団体の消防機関の捜索又は救助を任務とするヘリコプター及び国土交通省の依頼により捜索又は救助を行うヘリコプターは許可がなくても離着陸することができる。（航空法第81条の2）

本市では、これらヘリコプターが利用できる臨時離着陸場適地として次の個所を県に届けている。

ヘリコプター臨時離着陸場適地一覧

番号	名称	所在地	幅×延長 (m)	場外の種別		施設管理者名	連絡先 電話番号
				一般基準での 最大対応種	防災基準での 最大対応種		
阪050	市立スポーツセンターグラウンド	小浜 1丁目 1-1	69×100	一般		市教育委員会 社会教育部 スポーツ振興課	87-5911 81-0652
				川崎ハートル KV107	川崎ハートル KV107		
阪051	武庫川河川敷緑地公園 右岸	東洋町 1番地先	70×1000	一般		市都市安全部 公園河川課	71-1141 72-1419
				川崎CH- 47J	川崎CH- 47J		
阪北 285	安倉下の池公園グラウンド	安倉中 6丁目72	65×45	一般		市都市安全部 公園河川課	71-1141 72-1419
					AS 332L1		
阪北 286	中山中央公園グラウンド	中山桜台 6丁目 12-8	110×100	一般		市都市安全部 公園河川課	71-1141 72-1419
				AS 332L1	AS 332L1		
阪054	山手台中央公園グラウンド	山手台西 3丁目 7番888	75×100	一般		市都市安全部 公園河川課	71-1141 72-1419
				川崎CH- 47J	川崎ハートル KV107		
阪055	宝塚市立高司グラウンド	高司 4丁目 92-1	78×80	防災対応		市教育委員会 社会教育部 スポーツ振興課	87-5911 81-0652
					川崎ハートル KV107		
阪056	宝塚自然の家	大原野字 松尾1	70×90	防災対応		市教育委員会 社会教育部 社会教育課	71-1141 77-2029
					川崎ハートル KV107J		
阪057	宝塚市立花屋敷グラウンド	花屋敷荘 園4丁目 2-22	80×100	一般		市教育委員会 社会教育部 スポーツ振興課	87-5911 81-0652
				川崎CH- 47J	川崎CH- 47J		
阪北 284	防災公園末広中央公園	末広町3 番地	120×150	一般		市都市安全部 公園河川課	71-1141 72-1419
				AS 332L1	AS 332L1		

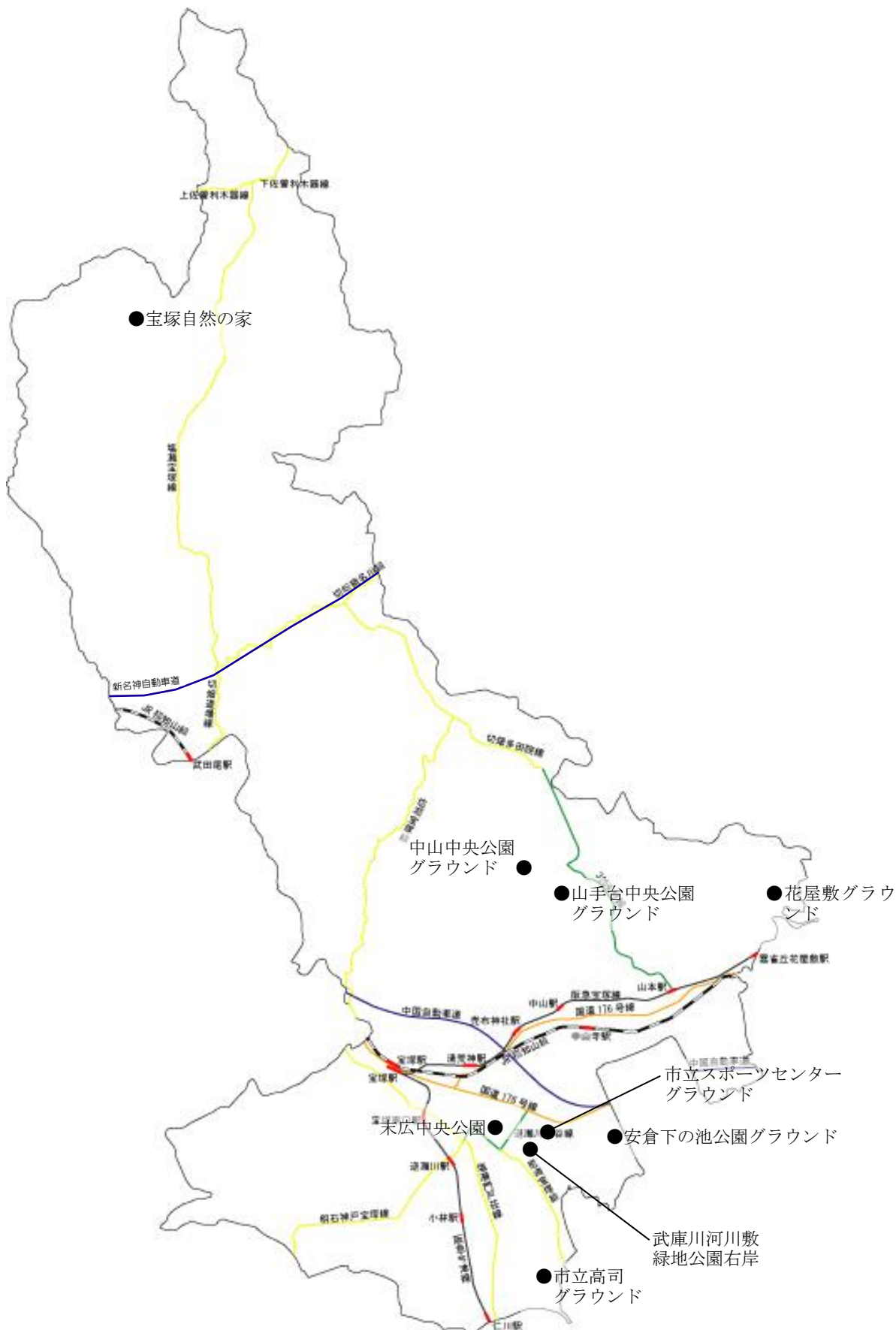
(注)

〔場外の種別〕 ◇当該適地が航空法第79条但書による飛行場外着陸場の許可基準の「一般」又は「防災対応」のいずれかに該当するかを記入

- ・ 一般：平常時でも使用可能なヘリポートの許可基準
- ・ 防災対応：平常時における緊急輸送活動のための物資、人員等の輸送又はその訓練に限って使用可能なヘリポートの許可基準

〔最大対応機種〕 ◇当該適地において、離着陸可能なヘリコプターのうち、国内最大の機種を一般基準及び防災対応基準のそれぞれで記入

【ヘリコプター臨時離着陸場適地場所図】



7 自衛隊施設等

本市の自衛隊施設は、長尾山西端部に演習場があり、昭和30年から演習に使用されている。

第5章 市保護計画が対象とする事態

市保護計画では、基本指針において想定されている武力攻撃事態及び緊急対処事態を対象とし、その特徴及び留意点を示す。なお、市内における具体的な事態の想定や、市の地理的、社会的状況を踏まえた留意点等については、今後も県からの情報を踏まえ、関係機関と連携しながら、研究・検討していく。

【基本指針で想定されている事態】

- 1 武力攻撃事態
 - ① 着上陸侵攻
 - ② ゲリラや特殊部隊による攻撃
 - ③ 弾道ミサイル攻撃
 - ④ 航空攻撃
- 2 緊急対処事態
 - ① 危険性を内在する物質を有する施設等に対する攻撃
 - ② 多数の人が集合する施設、大量輸送機関等に対する攻撃
 - ③ 多数の人を殺傷する特性を有する物質等による攻撃
 - ④ 破壊の手段として交通機関を用いた攻撃等

1 武力攻撃事態等

(1) 武力攻撃事態等の定義

武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（以下「事態対処法」という。）第2条による武力攻撃事態等（武力攻撃事態及び武力攻撃予測事態）の定義は、以下のとおりである。

【武力攻撃事態】

武力攻撃が発生した事態又は武力攻撃が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態

【武力攻撃予測事態】

武力攻撃事態には至っていないが、事態が緊迫し、武力攻撃が予測されるに至った事態

(2) 武力攻撃事態の類型

武力攻撃事態の想定は、武力攻撃の手段、その規模の大小、攻撃パターンなどにより異なることから、武力攻撃事態の想定がどのようなものとなるかについて一概に言えないが、保護措置の実施に当たって留意すべき事項を明らかにするため、基本指針においては、次の4つの類型が想定され、その特徴及び留意点が示されている。

なお、これらの事態は複合して起こることが多いと考えられる。

事態の類型	特徴、留意点
着上陸侵攻	【攻撃目標となりやすい地域】 <ul style="list-style-type: none"> ・ 船舶により上陸を行う場合は、上陸用の小型船舶等が接岸容易な地形を有する沿岸部が当初の侵攻目標となりやすい。 ・ 航空機により侵攻部隊を投入する場合は、大型の輸送機が離着陸可

	<p>能な空港が存在する地域（特に当該空港が上陸用の小型船舶等の接岸容易な地域と近接している場合）が目標となりやすい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 着上陸侵攻に先立ち航空機や弾道ミサイルによる攻撃が実施される可能性が高い。 <p>【想定される主な被害】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 主として、爆弾、砲弾等による家屋、施設等の破壊、火災等が考えられ、石油コンビナートなど、攻撃目標となる施設の種類によっては、二次被害の発生が想定される。 <p>【被害の範囲・期間】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 一般的に保護措置を実施すべき地域が広範囲になるとともに、その期間も比較的長期間に及ぶことが予想される。 <p>【事態の予測】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 敵国による船舶、戦闘機の集結の状況、我が国へ侵攻する船舶等の方向等から、予測が可能である。 <p>【留意点】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 事前の準備が可能であり、戦闘が予想される地域から先行して避難させるとともに、広域避難が必要となるため、国対策本部長の具体的な避難措置の指示を踏まえ、適切に対応する必要がある。 ・ 広範囲にわたる武力攻撃災害が想定され、武力攻撃が終了した後の復旧が重要な課題となる。
<p>ゲリラや特殊部隊による攻撃</p>	<p>【攻撃目標となりやすい地域】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 都市部の政治経済の中核、鉄道、橋りょう、ダム、原子力関連施設などに対する注意が必要である。 ・ 海岸から潜入した後、攻撃目標へ移動することが考えられる。 <p>【想定される主な被害】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 少人数のグループにより行われるため使用可能な武器も限定されることから、施設の破壊等が考えられる。 ・ NBC（「Nuclear」（核）、「Biological」（生物）、「Chemical」（化学）の総称）兵器やダーティボム（放射性物質を散布することにより放射能汚染を引き起こすことを意図した爆弾）が使用される場合がある。 <p>【被害の範囲・期間】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 被害は比較的狭い範囲に限定されるのが一般的であるが、攻撃目標となる施設（原子力事業所等の生活関連等施設等）の種類によっては、二次被害の発生も想定される。 <p>【事態の予測】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 警察、自衛隊等による監視活動等により、その兆候の早期発見に努めることとなるが、攻撃者もその行動を秘匿するため、事前にその活動を予測あるいは察知できず、突発的に被害が生ずることも考えられる。 <p>【留意点】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 危害が市民に及ぶおそれがある地域においては、武力攻撃の態様に応じて、攻撃当初は屋内に一時避難させ、その後、関係機関が安全の措置を講じつつ適当な避難地に移動させる等適切な対応を行う。 ・ 事態の状況により、知事の緊急通報の発令、市長又は知事の退避の指示又は警戒区域の設定など時宜に応じた措置を行うことが必要である。

弾道ミサイル攻撃	<p>【攻撃目標となりやすい地域】</p> <ul style="list-style-type: none"> 発射の兆候を事前に察知した場合でも、発射された段階で攻撃目標を特定することは極めて困難である。 <p>【想定される主な被害】</p> <ul style="list-style-type: none"> 通常弾頭の場合には、家屋、施設等の破壊、火災等が考えられる。 <p>【被害の範囲・期間】</p> <ul style="list-style-type: none"> 弾頭の種類（通常弾頭又はNBC弾頭）を着弾前に特定することは困難であるとともに、弾頭の種類に応じて、被害の様相及び対応が大きく異なる。 <p>【事態の予測】</p> <ul style="list-style-type: none"> 極めて短時間で我が国に着弾することが予想される。 <p>【留意点】</p> <ul style="list-style-type: none"> 迅速な情報伝達体制と適切な対応によって被害の拡大を抑制することが重要である。 警報と同時に近傍のコンクリート造り等の堅ろうな施設や地下街等の地下施設など屋内へ避難させ、着弾後、被害状況を迅速に把握したうえで、事態の態様、被害の状況等に応じ、他の安全な地域への避難の指示を行う。
航空攻撃	<p>【攻撃目標となりやすい地域】</p> <ul style="list-style-type: none"> 航空攻撃を行う側の意図及び弾薬の種類等により異なるが、その威力を最大限に発揮することを敵国が意図すれば、都市部が主要な目標となることが想定される。 ライフラインのインフラ施設が目標となることも想定される。 <p>【想定される主な被害】</p> <ul style="list-style-type: none"> 通常弾頭の場合には、家屋、施設等の破壊、火災等が考えられる。 <p>【被害の範囲・期間】</p> <ul style="list-style-type: none"> その意図が達成されるまで繰り返し攻撃が行われることも考えられる。 <p>【事態の予測】</p> <ul style="list-style-type: none"> 弾道ミサイル攻撃の場合に比べその兆候を察知することは比較的容易であるが、対応の時間が少なく、また攻撃目標を特定することが困難である。 <p>【留意点】</p> <ul style="list-style-type: none"> 攻撃の目標地を限定せずに屋内への避難等の避難措置を広範囲に指示する必要がある。 生活関連等施設に対する攻撃がある場合は、被害が拡大するおそれがあるため、特に当該施設の安全確保、武力攻撃災害の発生・拡大の防止等の措置を実施する必要がある。

※ 大規模な着上陸侵攻やその前提となる反復した航空攻撃等の本格的な侵略事態における避難及び救援については、事前の準備が可能である一方、保護措置を実施すべき地域が広範囲となり、県域を越える避難に伴う我が国全体としての調整等が必要となるため、国対策本部長の具体的な避難措置の指示を待って対応することを基本とする。

このため、平素から、大規模な着上陸侵攻にかかる避難及び救援を想定した具体的な対応を定めておくことは困難であり、今後、国、県の具体的な指示を踏まえて迅速な対応がとれるよう、必要な対応について、研究・検討を進める。

(3) 特殊な対応が必要となるNBC攻撃の場合の対応

武力攻撃事態において、NBC攻撃（核兵器等又は生物剤若しくは化学剤を用いた兵器による攻撃）が行われた場合は、それぞれの特徴に応じた特殊な対応に留意する必要がある。

攻撃の種類	特徴、留意点
核兵器等	<p>【想定される主な被害】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 核爆発によって、熱線、爆風及び初期核放射線が発生し、物質の燃焼、建造物の破壊、放射能汚染の被害を短時間にもたらす。 ・ 放射性降下物（放射能をもった灰）は、爆発による上昇気流によって上空に吸い上げられ、拡散、降下するため、熱線や爆風による被害よりも広範囲の地域に被害が拡大する。 ・ 放射性降下物の皮膚への付着による外部被ばく、あるいは放射性降下物の吸飲や汚染された飲料水や食物の摂取による内部被ばくにより、放射線障害が発生するおそれがある。 ・ ダーティボムは、核兵器に比して小規模ではあるが、爆薬による爆発の被害と放射能による被害をもたらす。 <p>【留意点】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 核攻撃等においては、避難住民等（運送に使用する車両及びその乗務員を含む。）の避難退域時検査及び簡易除染その他放射性物質による汚染の拡大を防止するため必要な措置を講じる必要がある。 ・ 熱線による熱傷や放射線障害等、核兵器特有の傷病に対する医療が必要となる。 ・ 避難に当たっては、風下方向を避け、手袋、帽子、ゴーグル、雨ガッパ等により、少なくとも放射性降下物の皮膚への付着を抑えるとともに、口及び鼻を汚染されていないタオル等で保護するほか、汚染された疑いのある水や食物の摂取を避けるなど、被ばくを防止することが重要である。 ・ 放射性ヨウ素による体内汚染が予想されるときは、安定ヨウ素剤の服用等により内部被ばくの低減に努める必要がある。 ・ 汚染地域への立入制限を確実に行之、救急救助活動や医療活動にあたる要員の被ばく管理を適切にすることが重要である。
生物兵器	<p>【想定される主な被害】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 生物剤は、人に知られることなく散布が可能であり、また潜伏期間に感染者が移動することにより、散布判明時には、既に被害が拡大している可能性がある。 ・ 生物剤の特性（ヒトからヒトへの感染力、ワクチンの有無、既に知られている生物剤か否か等）により被害の範囲が異なるが、ヒトを媒体とする生物剤による攻撃の場合、二次感染により被害が拡大することが考えられる。 <p>【留意点】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 国（厚生労働省）及び県は、一元的情報収集、データ解析等サーベイランス（疾病監視）により、感染源及び汚染地域を特定し、感染源となった病原体の特性に応じた医療活動及びまん延防止を行うことが重要である。

化学兵器	<p>【想定される主な被害】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 一般に化学剤は、地形・気象等の影響を受け、風下方向に拡散し、空気より重いサリン等の神経剤は下をはうように広がる。 ・ 特有のにおいがあるもの、無臭のもの等、その性質は化学剤の種類によって異なる。 <p>【留意点】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 原因物質の検知及び汚染地域の特定又は予測を行い、市民を安全な風上の高台に誘導する等、適切な避難措置が必要である。 ・ 汚染者については、可能な限り除染し、原因物質の特性に応じた救急医療を行うことが重要である。 ・ 化学剤はそのままでは分解・消滅しないため、汚染された地域を除染して、原因物質を取り除くことが重要である。
------	--

2 緊急処理事態

(1) 緊急処理事態の定義

事態対処法第22条による緊急処理事態の定義は、以下のとおりである。

【緊急処理事態】

武力攻撃の手段に準ずる手段を用いて多数の人を殺傷する行為が発生した事態又は当該行為が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態（後日対処基本方針において武力攻撃事態であることの認定が行われることとなる事態を含む。）で、国家として緊急に対処することが必要なもの

(2) 緊急処理事態の分類

緊急処理事態としては、武力攻撃事態におけるゲリラや特殊部隊による攻撃等における対処と類似の事態が想定される。基本指針においては、事態例として、攻撃対象施設等又は攻撃の手段の種類により、以下のものが想定されている。

ア 攻撃対象施設等による分類

分類	事態例	被害の概要
危険性を内在する物質を有する施設等に対する攻撃が行われる事態	・ 原子力事業所等の破壊	・ 大量の放射性物質等が放出され、周辺住民が被ばく ・ 汚染された飲食物を摂取した市民が被ばく
	・ 石油コンビナート・可燃性ガス貯蔵施設等の爆破	・ 爆発及び火災の発生により市民に被害が発生 ・ 建物、ライフライン等が被災し、社会経済活動に支障
	・ 危険物積載船への攻撃	・ 危険物の拡散による沿岸住民への被害が発生 ・ 港湾及び航路の閉塞、海洋資源の汚染等社会経済活動に支障
	・ ダムの破壊	・ ダムの下流に多大な被害が発生
多数の人が集合する施設、大量輸送機関等に対する攻撃が行われる事態	・ 大規模集客施設・ターミナル駅等の爆破 ・ 列車等の爆破	・ 爆破による人的被害が発生し、施設が崩壊した場合には人的被害は多大

イ 攻撃手段による分類

分類	事態例	被害の概要
多数の人を殺傷する特性を有する物質等による攻撃が行われる事態	・ダーティボム等の爆発による放射能の拡散	<ul style="list-style-type: none"> ・爆弾の破片及び飛び散った物体による被害並びに熱及び炎による被害等が発生 ・ダーティボムの放射線による細胞機能の攪乱により、後年にガン発症の可能性あり ・小型核爆弾については、核兵器の特徴と同様
	・炭疽菌等生物剤の航空機等による大量散布	<ul style="list-style-type: none"> ・生物剤の特徴については、生物兵器の特徴と同様
	・市街地等におけるサリン等化学剤の大量散布	<ul style="list-style-type: none"> ・化学剤の特徴については、化学兵器の特徴と同様
	・水源地に対する毒素等の混入	<ul style="list-style-type: none"> ・毒素の特徴については、化学兵器の特徴と類似
破壊の手段として交通機関を用いた攻撃等が行われる事態	<ul style="list-style-type: none"> ・航空機等による多数の死傷者を伴う自爆テロ ・弾道ミサイル等の飛来 	<ul style="list-style-type: none"> ・施設の破壊に伴う人的被害が発生（施設の規模によって被害の大きさが変化） ・攻撃目標である施設周辺への被害も予想 ・爆発、火災等の発生により市民に被害が発生 ・建物、ライフライン等が被災し、社会経済活動に支障

第2編 平素からの備えや予防

第1章 組織・体制の整備等

第1節 市における組織・体制の整備

市は、保護措置を的確かつ迅速に実施するため、保護措置の実施に必要な組織・体制や関係機関の連携体制等に関する平素からの備えについて示す。

1 市の各部局における平素の業務

市の各部局は、保護措置を的確かつ迅速に実施するため、その準備に係る業務を行う。

【市の各部局における平素の業務】

部局名	平素の業務
市民交流部	<ul style="list-style-type: none"> ・安否情報の収集体制の整備に関する事。 ・市民に対する警報の内容の伝達及び緊急通報の内容の伝達に関する事。 ・所管避難施設の運営体制の整備に関する事。 ・自治会、まちづくり協議会等が行う地域における自主的な活動への支援
総務部	<ul style="list-style-type: none"> ・平和社会の実現をめざした非核平和都市推進事業 ・人権教育及び人権啓発の推進 ・所管避難施設の運営体制の整備に関する事。
都市安全部	<ul style="list-style-type: none"> ・市協議会の運営に関する事。 ・市国民保護対策本部に関する事。 ・避難実施要領の策定に関する事。 ・物資及び資材の備蓄等に関する事。 ・陸上輸送手段の確保 ・市民への啓発に関する事。 ・保護措置についての訓練に関する事。 ・緊急輸送道路及び避難候補道路の整備・点検 ・建設資機材等の供給体制整備に関する事。
都市整備部	<ul style="list-style-type: none"> ・復旧に関する事。
健康福祉部	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者、障碍（がい）者その他特に配慮を要する者の安全確保及び支援体制の整備に関する事。 ・医療、医薬品等の供給体制の整備に関する事。
環境部	<ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物処理に関する事。
産業文化部	<ul style="list-style-type: none"> ・異文化相互理解事業に関する事。 ・避難施設の運営体制の整備に関する事。
教育委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・避難施設の運営体制の整備に関する事。 ・児童生徒等の安全の確保及び災害対応能力育成
市立病院	<ul style="list-style-type: none"> ・医療、医薬品等の供給体制の整備に関する事。
上下水道局	<ul style="list-style-type: none"> ・水の確保等に関する事。
消防本部	<ul style="list-style-type: none"> ・消防団の充実・活性化を図るための支援 ・武力攻撃災害への対処に関する事（救急・救助を含む。）。 ・市民の避難誘導に関する事。

※ 国民保護に関する業務の総括、各部課間の調整、企画立案等については、都市安全部総合防災課が行う。

2 初動体制の整備

(1) 職員の迅速な確保

市は、武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の初動対応に万全を期するため、武力攻撃事態等に対処するために必要な職員を迅速に確保できる体制を整備する。

(2) 24時間即応体制の確立

市は、武力攻撃等が発生した場合において、事態の推移に応じて速やかに対応する必要があるため、当直等の強化（防災センターの守衛が当直を行い、速やかに市長及び国民保護担当職員へ連絡が取れる体制。）を図り、24時間即応可能な体制を整備する。さらに、消防本部及び消防署における24時間体制の状況を踏まえ、特に初動時における消防本部及び消防署との緊密な連携を図り、一体的な保護措置が実施できる体制を整備する。

(3) 幹部職員等への連絡手段の確保

市の幹部職員及び総合防災課職員は、常時、参集時の連絡手段として、携帯電話等を携行し、緊急通報システム等からの電話・メール等による連絡手段を確保する。

(4) 幹部職員等の参集が困難な場合の対応

市の幹部職員及び総合防災課職員が、交通の途絶、職員の被災などにより参集が困難な場合等も想定し、あらかじめ、参集予定職員の次席の職員を代替職員として指定しておくなど、事態の状況に応じた職員の参集手段を確保する。

なお、市対策本部長、市対策副本部長及び市対策本部員の代替職員については、以下のとおりとする。

【代行順位】

区分	第一位	第二位	第三位	第四位以下
本部長	副市長	危機管理監	教育長	上下水道事業管理者
副本部長	都市安全部長	消防長	企画経営部長	以下別に定める
本部員 (各部の部長)	第一本部員代理	以下、本部員代理、班長の順で各部ごとに別に定める。		

3 消防機関の体制

(1) 消防本部及び消防署における体制

消防本部及び消防署は、市における参集基準等と同様に、消防本部、消防署における初動体制を整備するとともに、職員の参集基準を定める。

(2) 消防団の充実・活性化の推進等

市は、消防団が避難住民の誘導等に重要な役割を担うことにかんがみ、県と連携し、地域住民の消防団への参加促進、消防団に係る広報活動、全国の先進事例の情報提供、施設及び設備の整備の支援等の取組を積極的に行い、消防団の充実・活性化を図る。

また、市は、県と連携し、消防団に対する保護措置についての研修を実施するとともに、保護措置についての訓練に消防団を参加させるよう配慮する。

さらに、消防長は、消防本部及び消防署における参集基準等を参考に、消防団員の参集基準を定める。

第2節 関係機関との連携体制の整備

市は、保護措置を実施するに当たり、国、県、他の市町、指定公共機関等その他の関係機関と相互に連携協力することが必要不可欠であるため、以下のとおり、関係機関との連携体制整備のあり方について定める。

1 基本的考え方

(1) 防災のための連携体制の活用

市は、武力攻撃事態等への効果的かつ迅速な対処ができるよう、防災のための連携体制も活用し、関係機関との連携体制を整備する。

(2) 関係機関の計画との整合性の確保

市は、国、県、他の市町、指定公共機関等その他の関係機関の連絡先を把握するとともに、関係機関が作成する国民保護計画及び国民保護業務計画との整合性の確保を図る。

(3) 関係機関相互の意思疎通

市は、個別の課題に関して関係機関による意見交換の場を設けること等により、関係機関の意思疎通を図り、人的なネットワークを構築する。

2 県との連携

(1) 県の連絡先の把握等

市は、緊急時に連絡すべき県の連絡先及び担当部署（担当部局名、所在地、電話（FAX）番号、メールアドレス等）について把握するとともに、定期的に更新を行い、保護措置の実施の要請等が円滑に実施できるよう、県と必要な連携を図る。

(2) 県との情報共有

警報の内容、経路や運送手段等の避難、救援の方法等に関し、県との間で緊密な情報の共有を図る。

(3) 市保護計画の県への協議

市は、県との保護計画の協議を通じて、県の行う保護措置と市の行う保護措置との整合性の確保を図る。

(4) 県警察との連携

市長は、自らが管理する道路について、武力攻撃事態において、道路の通行禁止措置等に関する情報を道路利用者に積極的に提供できるよう、県警察と必要な連携を図る。

3 近接市町との連携

(1) 近接市町との連携

市は、近接市町の連絡先、担当部署等に関する最新の情報を常に把握するとともに、近接市町相互の国民保護計画の内容について協議する機会を設けることや、防災に関し締結されている市町間の相互応援協定等について必要な見直しを行うこと等により、武力攻撃災害の防御、避難の実施体制、物資及び資材の供給体制等における近接市町相互間の連携を図る。

この場合において、防災のために締結されている相互応援協定等の内容に関し、必要な見直し等を行ったときは、県に情報提供を行う。

【県内協定締結市町一覧（近隣等）】

名称	連絡先担当部局	備考
尼崎市	危機管理部 企画管理課 災害対策課 TEL 06-6489-6564 FAX 06-6489-6166 TEL 06-6489-6165	①, ③, ④
西宮市	防災危機管理局 災害対策課 地域防災支援課 TEL 0798-35-3626 FAX 0798-36-1990 TEL 0798-35-3662	①, ③, ④
芦屋市	都市建設部 防災安全課 TEL 0797-38-2093 FAX 0797-38-2157	①, ③, ④
伊丹市	総務部危機管理室 TEL 072-784-8166 FAX 072-784-8172	①, ③
川西市	総務部危機管理課 TEL 072-740-1145 FAX 072-740-1320	①, ③
三田市	危機管理課 TEL 079-559-5057 FAX 079-559-1254	①, ③, ④
猪名川町	企画総務部総務課 危機管理室 TEL 072-766-8703 FAX 072-766-3732	①, ③
神戸市	危機管理室 TEL 078-322-6232 FAX 078-322-6031	①, ④
三木市	危機管理課 TEL 0794-89-2370 FAX 0794-82-2278	①, ④
稲美町	経済環境部 危機管理課 TEL 079-492-9168 FAX 079-492-7792	①, ④
明石市	総合安全対策室 TEL 078-918-5069 FAX 078-918-5140	①, ④
加古川市	防災部 防災対策課 TEL 079-427-9717 FAX 079-427-3623	①, ②

【参考：防災のための相互応援協定一覧（近隣）】

	協定名称	締結日	構成市町
①	兵庫県及び市町相互間の災害時応援協定	平成 18 年 11 月 1 日	兵庫県及び県内 41 市町
②	施行時特例市市長会災害時相互応援に関する協定書	令和 2 年 2 月 17 日	協定締結市 20 市 (A～Cブロック体制)、 兵庫県下：加古川市及び宝塚市：Cブロック)
③	災害応急対策活動の相互応援に関する協定	平成 13 年 12 月 27 日	尼崎市、西宮市、芦屋市、伊丹市、宝塚市、川西市、三田市及び猪名川町
④	災害時における相互応援協定	平成 18 年 5 月 11 日	神戸市、芦屋市、西宮市、宝塚市、三田市、三木市、稲美町及び明石市

※詳細は宝塚市地域防災計画関連図書：資料・様式編 5-3 災害時における相互応援協定参照

(2) 消防機関の連携体制の整備

市は、消防機関の活動が円滑に行われるよう、近接市町の消防機関との応援体制の整備を図るとともに、必要により既存の消防応援協定等の見直しを行うこと等により、消防機関相互の連携を図る。また、消防機関のNBC対応可能部隊数やNBC対応資機材の保有状況を相互に把握し、相互応援体制の整備を図る。

なお、消防応援協定等の内容に関し、必要な見直し等を行ったときは、県に情報提供を行う。

【参考：消防のための相互応援協定一覧（近隣）】

協定名称	締結日	構成市町
兵庫県広域消防相互応援協定	平成25年10月23日	兵庫県全消防本部(局)
災害応急対策活動の相互応援に関する協定書	平成13年12月27日	尼崎市、西宮市、芦屋市、伊丹市、宝塚市、川西市、三田市及び猪名川町
伊丹市・宝塚市・川西市・猪名川町消防相互応援協定書	平成23年12月14日	伊丹市、宝塚市、川西市及び猪名川町
宝塚市、川西市及び猪名川町における消防の連携・協力に関する協定書	令和元年8月28日	宝塚市、川西市、猪名川町
中国自動車道のうち兵庫県の区域における消防相互応援協定	平成27年9月26日 再締結	川西市、伊丹市、宝塚市、西宮市、三田市、神戸市、三木市、姫路市、北はりま消防組合、西はりま消防組合
近畿自動車道名古屋神戸線（新名神高速道路）のうち兵庫県の区域における消防相互応援協定	平成30年3月18日	川西市、猪名川町、宝塚市、西宮市、三田市、神戸市
縦貫道茨木市（J12034）・宝塚IC間における消防総合応援に関する協定	昭和54年6月7日	茨木市、吹田市、豊中市、池田市、川西市、伊丹市及び宝塚市
大阪国際空港周辺都市航空機災害消防応援協定	平成26年1月31日 再締結	大阪市、堺市、豊中市、東大阪市、池田市、吹田市、八尾市、松原市、柏原羽曳野藤井寺消防組合、高石市、尼崎市、西宮市、伊丹市、宝塚市及び川西市
神戸市・宝塚市消防相互応援協定書	平成24年3月30日	神戸市、宝塚市

※詳細は宝塚市地域防災計画関連図書：資料・様式編5-2 消防相互応援に関する協定書参照

【参考：市内消防設力状況一覧】

名称	署所（分団）数	人員	消防車両	備考
宝塚市消防本部	10	240	39	
宝塚市消防団	11	189	13	

【参考：NBC 対応資機材の整備状況】

種類	数量	種類	数量
陽圧式化学防護服	11	除染シャワー	1
化学防護服（陽圧以外）	19	除染剤散布機	2
化学防護服（防毒マスク併用）		化学剤検知紙	
放射線防護服	4	ポケット線量計	67
空気呼吸器	86	放射能測定器	11

4 指定公共機関等との連携

(1) 指定公共機関等の連絡先の把握

市は、区域内の指定公共機関等との緊密な連携を図るとともに、指定公共機関等の連絡先、担当部署等について最新の情報を常に把握しておく。

(2) 医療機関との連携

市は、事態発生時に医療機関の活動が速やかに行われるよう消防機関とともに、災害拠点病院、救命救急センター、医師会等との連絡体制を確認するとともに平素からの意見交換や訓練を通じて、緊急時の医療ネットワークと広域的な連携を図る。

また、特殊な災害への対応が迅速に行えるよう(財)日本中毒情報センター等の専門的な知見を有する機関との連携に努める。

(3) 関係機関との協定の締結等

市は、関係機関から物資及び資材の供給並びに避難住民の運送等について必要な協力が得られるよう、防災のために締結されている協定の見直しを行うなど、防災に準じた必要な連携体制の整備を図る。

また、市は、区域内の事業所における防災対策への取組に支援を行うとともに、民間企業の有する広範な人的・物的ネットワークとの連携の確保を図る。

【参考：防災のための関係機関との協定一覧】

分野	協定名称	締結日	相手方
行政	フラワー都市交流連絡協議会災害時相互応援に関する協定	平成 30 年 6 月 17 日	長井市、下田市、砺波市、中富良野町、久留米市、宝塚市、大野町、萩市及び和泊町
	災害時における相互応援に関する協定	平成 24 年 10 月 19 日	松江市
	災害時の応援に関する申し合わせ	平成 24 年 11 月 1 日	近畿地方整備局
	大分市と宝塚市との災害相互応援に関する協定	平成 24 年 11 月 5 日	大分市
	府中市・宝塚市災害時相互応援協定書	平成 29 年 2 月 9 日	府中市
放送	災害緊急放送の実施に関する協定書	平成 31 年 4 月 1 日 再締結	エフエム宝塚
	災害時等の緊急放送における協定	平成 26 年 7 月 14 日	(株)ジェイコムウエスト、(株)ジュピターテレコム

	災害に係る情報発信等に関する協定	平成27年7月31日	ヤフー株式会社
食糧 物資	緊急時における生活物資確保に関する協定	平成18年7月3日	コープこうべ
	災害時における生活物資確保に関する協定	平成9年1月30日	ジャスコ(株)近畿四国事業本部及びイズミヤ(株)小林店
	災害時における(米穀、米飯、パン、牛乳等)調達に関する協定	平成9年1月16日	宝塚富士ベーカリー、オイシス、阪神米穀(株)及び雪印乳業(株)関西販売本部
	緊急時における物資供給及び防災活動への協力に関する協定書	平成20年3月24日	(株)ダイエー
	災害時における飲料水等の調達に関する協定書	平成27年3月31日	コカ・コーラウエスト株式会社
	災害時の物資供給及び店舗営業の継続又は早期再開に関する協定書	平成28年1月27日	(株)セブン-イレブン・ジャパン
	災害時における商品供給等及び防災啓発活動への協力に関する協定書	平成28年11月1日	(株)万代
	災害時における畳の供給に関する協定書	令和元年12月1日	「5日で5000枚の約束。」プロジェクト実行委員会
	災害時における飲料水等の提供協力に関する協定書	平成30年3月29日	(株)アペックス西日本
	災害時における支援協力に関する協定	平成23年11月24日	セツカートン株式会社
燃料	災害時における燃料等供給に関する協定	平成10年1月16日	伊丹産業、ミツワ及び兵庫県プロパンガス協会北摂支部宝塚地区会
	災害時におけるLPガス等の供給に関する協定	平成28年8月25日	一般社団法人兵庫県LPガス協会北摂支部
輸送	災害時における輸送の協力に関する協定	平成9年6月17日 平成9年6月30日 平成10年1月16日	宝塚運輸事業協同組合、日本通運伊丹川西支店及びヤマト運輸兵庫主管支店
	災害時における物資輸送等に関する協定書	令和3年9月1日	ヤマト運輸株式会社リテール事業本部阪神主管支店
資 機 材 地図	災害時における応急対策用資機材等の供給協力に関する協定	平成10年5月1日	ディスプレイワボン
	災害時における資材・商品・施設等の支援協力に関する協定書	平成28年7月1日	ロイヤルホームセンター株式会社

	避難所運営及び災害応急対策等のための資機材レンタルに関する協定書	平成30年9月1日	リ・レント有限会社
	災害時における地図製品等の供給等に関する協定書	平成28年6月10日	(株)ゼンリン
上下水道	災害時等緊急時における水道業務の相互応援に関する協定書	平成18年11月6日	伊丹市、宝塚市、川西市、三田市及び猪名川町
	兵庫県水道災害相互応援に関する協定	平成10年3月16日	各市町、各水道企業団、日本水道協会兵庫県支部及び兵庫県簡易水道協会
	災害発生時における日本水道協会関西地方支部内の相互応援に関する協定	平成9年7月10日	日本水道協会関西地方支部並びに大阪府、京都府、兵庫県、奈良県、滋賀県及び和歌山県
	災害時における復旧支援協力に関する協定	令和元年9月10日	公益社団法人日本下水道管路管理業協会
	災害時における復旧支援協力に関する協定	令和2年5月19日	新明和工業株式会社
	災害時における復旧支援協力に関する協定	令和2年7月27日	クボタ機工株式会社
	災害時における災害復旧に係る支援業務に関する協定	令和2年6月1日	公益社団法人全国上下水道コンサルタント協会
医療	兵庫県自治体病院開設者協議会災害初動時相互応援協力に関する協定	平成8年1月16日	県、自治体病院開設市及び公立病院組合管理者
	宝塚市地域防災計画に基づく災害時医療救護体制の確立に関する協定書	平成31年4月1日	宝塚市医師会、宝塚市歯科医師会及び宝塚市薬剤師会
道路啓救助・車両応整備・ドローン	災害時における応急対策業務に関する協定	平成15年6月1日	兵庫県建設業協会宝塚支部、宝塚市土木協力会、宝塚市建築協力会、宝塚解放建設業協会、宝塚市造園緑化協力会及び宝塚水道工事業協同組合
	災害時における応急対策業務(放置車両排除)に関する協定	平成18年4月21日	ナカムラオート及びあかつき
	災害時における緊急車両等の応急整備等の支援協力に関する協定	令和元年7月19日	兵庫県自動車整備振興会阪神支部
	災害時等における無人航空機による無償協力に関する協定	平成28年12月28日	A B C ステンレス株式会社

	災害時等における無人航空機による無償協力に関する協定	平成29年3月1日	特定非営利活動法人コミュニティリンク
	災害時のタクシーにおける輸送業務等に関する協定書	令和5年2月21日	株式会社フクユ
救助	災害救助犬の出動に関する協定	平成15年6月1日	日本レスキュー協会
郵便	災害時における相互協力に関する協定	平成17年7月1日	宝塚郵便局
避難	災害時における避難所開設に関する覚書	平成13年9月1日	県立宝塚高校、県立宝塚東高校、県立宝塚西高校及び県立宝塚北高校
	安倉地区福祉エリア防災相互応援協定	平成15年9月1日	希望の家ワークセンター、宝塚さざんかの家、市立養護老人ホーム福寿荘、宝塚あしたば園、あひる保育園、すみれ共同作業所、ワーク友愛、メゾン宝塚自治会、県営安倉団地自治会、市営安倉西住宅自治会
	災害時支援協力に関する協定	平成22年9月1日	宝塚市ゴルフ場協議会
	災害時における福祉避難所の設置運営に関する協定書	平成24年1月30日	社会福祉法人晋栄福祉会、社会福祉法人聖隷福祉事業団、社会福祉法人宝塚市社会福祉協議会及び財団法人宝塚市保健福祉サービス公社
	宝塚市福祉避難所の指定、開設及び管理運営に関する協定	平成25年3月27日	宝塚御殿山福祉会、愛和会、宝成会、西谷会
	宝塚市福祉避難所の指定、開設及び管理運営に関する協定	平成26年3月28日	医療法人尚和会、社会福祉法人ジェイエイ兵庫六甲福祉会、正久福祉会、六心会、藤寿会、希望の家、阪神福祉事業団
	宝塚市大規模災害等における隊友会の協力に関する協定書	平成25年12月17日	兵庫県隊友会伊丹・宝塚・川西地域支部
	災害発生時における避難所開設に関する協定書	平成25年3月1日	川西市、学校法人雲雀丘学園
	ペット避難等の災害時支援協力に関する協定	平成30年3月23日	宝塚高原ゴルフ株式会社、旭国際宝塚カンツリ一倶楽部

	災害時における避難者の相互受け入れに関する覚書	令和3年4月1日	西宮市、宝塚市
廃棄物処理	兵庫県災害廃棄物処理の相互応援に関する協定	平成17年9月1日	兵庫県、各市町及び関係一部事務組合
	災害時の廃棄物処理に関する応援協定	平成18年9月1日	宝塚市一般廃棄物収集運搬許可業者
	災害時における浄化槽等の復旧活動等に関する応援協定書	平成27年5月1日	一般社団法人兵庫県水質保全センター
被災者支援	災害時の行政書士業務における被災者支援協力に関する協定書	令和元年12月25日	兵庫県行政書士会
	災害時における連携協力に関する協定書	令和4年2月3日	兵庫県弁護士会
	損害調査結果の提供及び利用に関する覚書	令和4年9月30日	三井住友海上火災保険株式会社
ボランティア	災害時のボランティア活動支援に関する協定書	令和元年9月3日	社会福祉法人宝塚市社会福祉協議会
	災害時のボランティア支援に関する協定書	令和3年9月1日	宝塚ライオンズクラブ
	災害時の旅行手配及びボランティア協力に関する協定書	令和3年6月24日	株式会社阪急交通社
情報収集等	災害時等における無人航空機による無償協力に関する協定	平成28年12月28日	A B Cステンレス株式会社
	災害時等における無人航空機による無償協力に関する協定	平成29年3月1日	特定非営利活動法人コミュニティリンク
包括連携協定	宝塚市と大塚製薬株式会社との包括連携協定書	令和3年1月20日	大塚製薬株式会社
	宝塚市と総合警備保障株式会社との包括連携協定書	令和3年12月22日	総合警備保障株式会社 阪神支社
	宝塚市と生活協同組合コープこうべとの包括連携協定書	令和4年1月25日	生活協同組合コープこうべ
	宝塚市とネットヨタ神戸株式会社との包括連携協定書	令和4年1月28日	ネットヨタ神戸株式会社

※詳細は宝塚市地域防災計画関連図書：資料・様式編 3-9 災害時ボランティア制度、4-6 災害時における放送要請に関する協定締結報道機関、5-3 災害時における応援協定、6-1 医療救護対策に関する事項、6-2 避難・救出対策等に関する事項、6-3 感染症対策活動・生活衛生対策に関する事項、6-4 応急給水対策に関する事項、6-7 食料等物資供給対策に関する事項、6-10 その他生活救援対策全般及び財源確保に関する事項を参照

5 ボランティア団体等に対する支援

(1) 自主防災組織等に対する支援（法4Ⅲ）

市は、自主防災組織及び自治会等のリーダー等に対する研修等を通じて保護措置の周知及び自主防災組織等の活性化を推進し、その充実を図るとともに、自主防災組織等相互間、消防団及び市等との間の連携が図られるよう配慮する。また、保護措置についての訓練の実施を促進し、自主防災組織等が行う消火、救助、救援等のための施設及び設備の充実を図る。

(2) 自主防災組織以外のボランティア団体等に対する支援（法4Ⅲ）

市は、防災のための連携体制を踏まえ、日本赤十字社、社会福祉協議会その他のボランティア関係団体等との連携を図り、武力攻撃事態等においてボランティア活動が円滑に行われるよう、その活動環境の整備を図る。

第3節 市民に期待される取組等

保護措置の円滑な実施のため市民に期待される取組や市民との連携等について示す。

1 市民に期待される取組

迅速かつ的確に保護措置が実施されるよう、市民には、次のような取組が自主的、自発的に行われることが期待される。

(1) 市民及び自治会、まちづくり協議会等に期待される取組

ア 平素における取組

- (ア) 各家庭において水及び食料を備蓄するとともに、医薬品や携帯ラジオ等の非常持ち出し品を準備しておく。
- (イ) 怪我などに対する応急処置等に関する知識を身につける。
- (ウ) 家族が離ればなれになったとき等に備えて、あらかじめ、連絡先や集合場所を決めておく。
- (エ) 最寄りの避難施設とそこまでの経路を確認しておく。

イ 武力攻撃事態等における取組

- (ア) 警報をはじめ、テレビ、ラジオ等により情報収集に努める。
- (イ) 避難の指示が出された場合は、指示に従って落ち着いて行動する。
- (ウ) 自治会、まちづくり協議会等は、市からの警報等の情報を連絡する。
- (エ) 避難に当たっては、できる限り、自治会等の単位で行動する。

(2) 自主防災組織に期待される取組

ア 平素における取組

- (ア) 情報伝達、消火、救助等の活動を行うための資機材を整備する。
- (イ) 市と連携して、個人情報の取扱いに注意しつつ、地域の高齢者、障碍（がい）者等の所在を把握して、警報等の伝達方法を定めておく。
- (ウ) 地域における危険箇所を把握しておく。
- (エ) 市や消防と連携して、訓練を実施する。

イ 武力攻撃事態等における取組

- (ア) 市からの警報等の情報を市民に伝達する。
- (イ) 地域の住民の安否確認を行う。

- (ウ) 市や消防と連携して、避難住民を誘導する。
- (3) 事業所等に期待される取組
 - ア 平素における取組
 - (ア) 事業所内において水及び食料等を備蓄する。
 - (イ) 事業所内における危険箇所を把握する。
 - (ウ) 最寄りの避難施設とそこまでの経路を周知するとともに、事業所内における避難計画を定めておく。
 - (エ) 消防と連携して、事業所内における避難や消火の訓練を実施する。
 - イ 武力攻撃事態等における取組
 - (ア) 市からの警報等の情報を従業員や顧客等に伝達する。
 - (イ) 従業員により、顧客等の避難誘導を行う。
 - (ウ) 従業員等の安否確認を行う。
 - (エ) 避難に当たっては、できる限り、事業所等の単位で行動する。

2 市民との連携

(1) 市民との連携

市は、市民に対し、共助意識のある地域コミュニティが形成されるよう、自治会、まちづくり協議会等が行う地域における自主的な活動への支援に努める。

(2) 企業・団体との連携

市は、事業所等における防災対策への取組に対する支援に努めるとともに、民間企業が有する広範な人的・物的ネットワークとの連携の確保を図る。

また、保護措置を適切かつ迅速に実施するためには、公共的団体の幅広い協力を得ることが重要であることから、市は、社会福祉協議会等の社会福祉事業団体、農業協同組合等の経済団体等、災害救援活動を行うNPO法人等との連携に努める。

第4節 通信の確保

市は、武力攻撃事態等において保護措置を的確かつ迅速に実施するためには、非常通信体制の整備等による通信の確保が重要であることから、以下のとおり、非常通信体制の整備等について定める。

1 非常通信体制の整備

(1) 非常通信体制の充実強化

市は、武力攻撃事態等において加入電話、自動車電話又は携帯電話が使用できない場合で、他の有線通信を利用することができないとき又は利用することが著しく困難なときに対処するため、関係省庁、地方公共団体、主要な電気通信事業者等で構成された近畿地方非常通信協議会との連携に配慮し、非常通信体制の整備充実にも努めるとともに、関係機関等に対し、武力攻撃事態等における情報連絡手段としての非常通信の有効性及び利用促進について普及啓発を行う。

(2) 非常通信体制の確保に当たっての留意事項

市は、武力攻撃事態等においても情報の収集、提供を確実にを行うため、情報伝達ルートが多ルート化や停電等に備えて非常用電源の確保を図るなど、情報収集、連絡体制の

整備に努める。

また、非常通信体制の確保に当たっては、自然災害時において確保している通信手段を活用するとともに、以下の事項に十分留意し、その運営・管理、整備等を行う。

ア 施設・設備面

- (ア) 非常通信設備等の情報通信手段の施設について、非常通信の取扱いや機器の操作の習熟を含めた管理・運用体制の構築を図る。
- (イ) 武力攻撃災害による被害を受けた場合に備え、複数の情報伝達手段の整備（有線・無線系、地上系・衛星系等による伝送路の多ルート化等）、関連機器装置の二重化等の障害発生時における情報収集体制の整備を図る。
- (ロ) 無線通信ネットワークの整備・拡充の推進及び相互接続等によるネットワーク間の連携を図る。
- (ハ) 被災現場の状況をヘリコプターテレビ電送システム等により収集し、市対策本部等に伝送する画像伝送無線システムの構築に努める。
- (ニ) 武力攻撃災害時において確実な利用ができるよう、保護措置の実施に必要な非常通信設備を定期的に点検する。

イ 運用面

- (ア) 夜間・休日の場合等における体制を確保するとともに、平素から情報の収集・連絡体制の整備を図る。
 - (イ) 武力攻撃災害による被害を受けた場合に備え、通信輻輳時及び途絶時並びに庁舎への電源供給が絶たれた場合を想定した、非常用電源を利用した関係機関との実践的通信訓練の実施を図る。
 - (ロ) 通信訓練を行うに当たっては、地理的条件や交通事情等を想定し、実施時間や電源の確保等の条件を設定した上で、地域住民への情報の伝達、避難先施設との間の通信の確保等に関する訓練を行うものとし、訓練終了後に評価を行い、必要に応じ体制等の改善を行う。
 - (ハ) 関係機関との間で携帯電話の運用方法等についての十分な調整を図る。
 - (ニ) 電気通信事業者により提供されている災害時優先電話等の効果的な活用を図る。
 - (ホ) 担当職員の役割・責任の明確化等を図るとともに、職員担当者が被害を受けた場合に備え、円滑に他の職員が代行できるような体制の構築を図る。
 - (ヘ) 市民に情報を提供するに当たっては、広報車、ラジオ（エフエム宝塚）、テレビ、携帯電話（安心メール及び緊急速報メール（エリアメール））、市ホームページ等を活用するとともに、高齢者、障碍（がい）者、外国人その他の情報の伝達に際し援護を要する者及びその他通常の手段では情報の入手が困難と考えられる者に対しても情報を伝達できるよう必要な検討を行い、体制の整備を図る。
- (3) 市民に対する情報伝達手段の整備

市は、武力攻撃事態等における市民に対する情報伝達手段として、すみれ防災スピーカー、コスモアプリに加え、エフエム宝塚、CATV等のメディアの活用や、アマチュア無線等の情報ボランティアの協力を得るなどして、多様な通信連絡手段の整備充実に努める。

また、携帯電話のメール機能を利用し、災害時等に緊急情報（地震情報、津波情報、気象情報）や避難情報を発信する「ひょうご防災ネット」を県が運用しており、本市で

は「安心メール」として活用していることから、武力攻撃事態等においてもこれを活用し、市民への適切な情報伝達に努める。

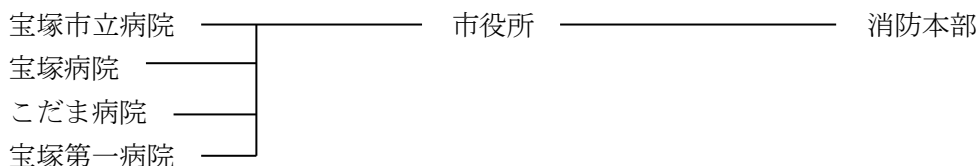
2 情報通信機器等の活用

(1) 職員参集メール

災害時においてもつながりやすい携帯電話のメールへ緊急情報等を配信し、受信した職員は携帯電話のインターネット機能を用い出勤の可否等を返信する。

(2) 病院間ネットワークシステム

市庁舎と各病院間をNTT専用回線で結び、PBX収容、内線化することにより信頼性のある連絡体制を確立する。



(3) 県他関係機関との連絡

市は、的確かつ迅速に保護措置を実施するため、関係機関相互の情報収集、伝達等においては、フェニックス防災システムや兵庫衛星通信ネットワーク等を活用する。

ア フェニックス防災システム（災害対応総合情報ネットワークシステム）

市役所2階都市安全部総合防災課及び消防本部4階指令課に配置

イ 兵庫衛星通信ネットワーク

市庁舎及び衛星電話及び衛星ファクシミリ設置

市役所2階都市安全部総合防災課及び消防本部4階指令課に配置

ウ 兵庫県広域災害・救急医療情報システム

県災害医療センター、災害拠点病院他医療機関、医師会、消防機関、保健所をインターネットで結んだ災害・救急医療にかかるネットワーク

(4) 通信事業者回線

災害時に優先接続される「災害時優先電話」をあらかじめ登録し、災害時の緊急連絡等に活用する。

第5節 情報収集・提供等の体制整備

市は、武力攻撃事態等において、保護措置に関する情報提供、警報の内容の通知及び伝達、被災情報の収集・報告、安否情報の収集・整理等を行うため、情報収集・提供等の体制整備のために必要な事項について、以下のとおり定める。

1 基本的考え方

(1) 情報収集・提供のための体制の整備

市は、武力攻撃事態等の状況、保護措置の実施状況、被災情報その他の情報を収集又は整理し、関係機関及び市民に対し適時かつ適切に提供するための体制を整備する。

体制の整備に際しては、防災における体制を踏まえ、個人情報保護に配慮しつつ、効率的な情報の収集、整理及び提供や、武力攻撃災害により障害が発生した場合の通信の確保に留意する。

(2) 情報の共有

市は、保護措置の実施のため必要な情報の収集、蓄積及び更新に努めるとともに、これらの情報が関係機関により円滑に利用されるよう、情報セキュリティー等に留意しながらデータベース化等に努める。

2 警報等の伝達に必要な準備

(1) 警報の伝達体制の整備

市は、知事から警報の内容の通知があった場合の市民及び関係団体への伝達方法等についてあらかじめ定めておくとともに、市民及び関係団体に伝達方法等の理解が行き渡るよう事前に説明や周知を図る。この場合において、自治会や民生委員、社会福祉協議会、国際交流協会等との協力体制を構築するなど、高齢者、障碍（がい）者、外国人等に対する伝達に配慮する。（その際、民生委員や社会福祉協議会との十分な協議の上、その役割を考える必要がある。）

(2) すみれ防災スピーカー（防災行政無線）の活用

市は、武力攻撃事態等における迅速な警報の内容の伝達等に有効なすみれ防災スピーカー（同報系防災行政無線）（以下「すみれ防災スピーカー」という。）の活用に努める。

(3) 全国瞬時警報システム（J-A L E R T）及び緊急情報ネットワークシステム（E m - n e t）の活用

市は、対処に時間的余裕のない事態に関する情報を、市民に迅速かつ確実に伝達するため、消防庁の整備する全国瞬時警報システム（J-A L E R T）（以下「J-A L E R T」という。）及び緊急情報ネットワークシステム（E m - n e t）（以下「E m - n e t」という。）をすみれ防災スピーカーと連携を図るなどにより活用する。

(4) 県警察との連携

市は、武力攻撃事態等において、市民に対する警報の内容の伝達が的確かつ迅速に行われるよう、県警察との協力体制を構築する。

(5) 国民保護に係るサイレンの市民への周知

国民保護に係るサイレン音（「国民保護に係る警報のサイレンについて」平成17年7月6日付け消防運第17号国民保護運用室長通知）については、訓練等の様々な機会を活用して市民に十分な周知を図る。

(6) 大規模集客施設等に対する警報の伝達のための準備

市は、県から警報の内容の通知を受けたときに市長が迅速に警報の内容の伝達を行うこととなる区域内に所在する学校、病院、駅、大規模集客施設、大規模集合住宅、官公庁、事業所その他の多数の者が利用又は居住する施設について、県との役割分担も考慮して定める。

(7) 民間事業者からの協力の確保

市は、県と連携して、特に昼間人口の多い地域における「共助」の活動の実施が期待される民間事業者が、警報の内容の伝達や市民の避難誘導等を主体的に実施できるよう、各種の取組を推進する。

その際、先進的な事業者の取組をPRすること等により、協力が得られやすくなるような環境の整備に努める。

3 安否情報の収集、整理及び提供に必要な準備

(1) 安否情報の種類及び報告様式

市は、避難住民及び武力攻撃災害により死亡し又は負傷した市民の安否情報（以下参照）に関して、武力攻撃事態等における安否情報の収集及び報告の方法並びに安否情報の照会及び回答の手続その他の必要な事項を定める省令（平成17年総務省令第44号。以下「安否情報省令」という。）第1条に規定する様式第1号及び2号の安否情報報告書の様式により、原則として、安否情報システムを用いて県に報告する。

【収集・報告すべき情報】（令23Ⅰ・Ⅱ・24Ⅰ）

- 1 避難住民（負傷した市民も同様）
 - ① 氏名
 - ② 出生の年月日
 - ③ 男女の別
 - ④ 住所
 - ⑤ 国籍（日本国籍を有しない者に限る。）
 - ⑥ ①～⑤のほか、個人を識別するための情報（前各号のいずれかに掲げる情報が不明である場合において、当該情報に代えて個人を識別することができるものに限る。）
 - ⑦ 居所
 - ⑧ 負傷又は疾病の状況
 - ⑨ ⑦及び⑧のほか、連絡先その他安否の確認に必要と認められる情報
- 2 死亡した市民（上記①～⑥に加えて）
 - ⑩ 死亡の日時、場所及び状況
 - ⑪ 死体の所在

(2) 安否情報収集のための体制整備

市は、収集した安否情報を円滑に整理、報告及び提供することができるよう、あらかじめ、市における安否情報の整理担当者及び安否情報の回答責任者等を定めるとともに、職員に対し、必要な研修・訓練を行う。また、県の安否情報収集体制（担当の配置や収集方法・収集先等）の確認を行う。

(3) 安否情報の収集に協力を求める関係機関の把握

市は、安否情報の収集を円滑に行うため、市医師会、医療機関、学校、大規模事業所等安否情報を保有し、収集に協力を求める可能性のある関係機関について、既存の統計資料等に基づいてあらかじめ把握する。

4 被災情報の収集・報告に必要な準備

(1) 情報収集・連絡体制の整備

市は、被災情報の収集、整理及び知事への報告等を適時かつ適切に実施するため、市対策本部事務局等の体制整備を図る。

(2) 担当者の育成

市は、あらかじめ定められた情報収集・連絡に当たる担当者に対し、情報収集・連絡に対する正確性の確保等の必要な知識や理解が得られるよう研修や訓練を通じ担当者

の育成に努める。

第6節 研修及び訓練

市職員は、市民の生命、身体及び財産を保護する責務を有していることから、研修を通じて保護措置の実施に必要な知識の習得に努めるとともに、実践的な訓練を通じて武力攻撃事態等における対処能力の向上に努める必要がある。このため、市における研修及び訓練のあり方について必要な事項を、以下のとおり定める。

1 研修

(1) 研修機関における研修の活用

市は、国民保護の知見を有する職員を育成するため、消防大学校、市町村職員中央研修所、県自治研修所、県消防学校等の研修機関の研修課程を有効に活用し、職員の研修機会を確保する。

(2) 職員等の研修機会の確保

市は、職員に対して、国、県等が作成する国民保護に関する教材や資料等も活用し、多様な方法により研修を行う。

また、県と連携し、消防団員及び自主防災組織のリーダーに対して保護措置に関する研修等を行うとともに、国が作成するビデオ教材や国民保護ポータルサイト、eラーニング等も活用するなど多様な方法により研修を行う。

※【国民保護ポータルサイト】

<https://www.kokuminhogo.go.jp/>

※【総務省消防庁ホームページ】

<https://www.fdma.go.jp/>

(3) 外部有識者等による研修

市は、職員等の研修の実施に当たっては、消防職員を活用するほか、県、自衛隊及び警察の職員、学識経験者等を講師に招くなど外部の人材についても積極的に活用する。

2 訓練（法42）

(1) 訓練の実施

市は、近隣市町、県、国等関係機関と共同するなどして、保護措置についての訓練を実施し、武力攻撃事態等における対処能力の向上を図る。

また、訓練の実施に当たっては、具体的な事態を想定し、防災訓練におけるシナリオ作成等、既存のノウハウを活用するとともに、消防、県警察及び自衛隊との連携による、NBC攻撃等により発生する武力攻撃災害への対応訓練、広域にわたる避難訓練、地下への避難訓練等武力攻撃事態等に特有な訓練等について、人口密集地を含む様々な場所や想定で行うとともに、実際に資機材や多様な情報手段を用いるなど実践的なものとするよう努める。

(2) 訓練の形態及び項目

訓練を計画するに当たっては、実際に人・物等を動かす実動訓練、状況付与に基づいて参加者に意思決定を行わせる図上訓練等、実際の行動及び判断を伴う実践的な訓練を実施する。

また、防災訓練における実施項目を参考にしつつ、以下に示す訓練を実施する。

- ア 市対策本部を迅速に設置するための職員の参集訓練及び市対策本部設置運営訓練
- イ 警報・避難の指示等の内容の伝達訓練及び被災情報・安否情報に係る情報収集訓練
- ウ 避難誘導訓練及び救援訓練

【訓練の例】

訓練の形態	訓練の項目
市対策本部設置運営訓練	職員の非常参集、本部の設置、職員の動員配備、情報の収集・伝達、武力攻撃災害の想定に応じた応急対策の検討等の訓練
通知・伝達訓練	市民や関係機関等に対する警報・避難の指示等の円滑な伝達を図るための訓練
避難誘導訓練	市町の区域を越える広域的な避難を想定した避難施設・避難経路の確認、避難住民の誘導等の訓練
救援訓練	避難施設の開設、炊き出し、医療等の訓練
NBC攻撃災害への対処訓練	NBC攻撃災害の発生を想定した警戒区域の設定、原因物質の特定、除染、医療救護等の訓練

(3) 訓練に当たっての留意事項

- ア 保護措置と防災上の措置との間で相互に応用が可能な項目については、保護措置についての訓練と防災訓練とを有機的に連携させる。
- イ 保護措置についての訓練の実施においては、市民の避難誘導や救援等に当たり、自治会の協力を求めるとともに、特に高齢者、障碍（がい）者その他特に配慮を要する者への的確な対応が図られるよう留意する。
- ウ 訓練実施時は、第三者の参加を求め、客観的な評価を行うとともに、参加者等から意見を聴取するなど、教訓や課題を明らかにし、市保護計画の見直し作業等に反映する。
- エ 市は、市民に対し訓練への参加を要請する場合は、訓練の趣旨を事前に説明するとともに、訓練の時期、場所等は、市民が自発的に参加しやすいものとなるよう努める。
- オ 市は、県と連携し、学校、病院、駅、大規模集客施設、大規模集合住宅、官公庁、事業所その他の多数の者が利用又は居住する施設の管理者に対し、火災や地震等の計画及びマニュアル等に準じて警報の内容の伝達及び避難誘導を適切に行うため必要となる訓練の実施を促す。
- カ 市は、県警察と連携し、避難訓練時における交通規制等の実施について留意する。

第2章 避難、救援及び武力攻撃災害への対処に関する平素からの備え

避難及び救援に関する平素からの備えに関して必要な事項について、以下のとおり定める（通信の確保、情報収集・提供体制など既に記載しているものを除く）。

1 避難に関する基本的事項

(1) 基礎的資料の収集

市は、迅速に避難住民の誘導を行うことができるよう、住宅地図、道路網のリスト、避難施設のリスト等必要な基礎的資料を準備する。

【市対策本部において集約・整理すべき基礎的資料（例）】

- 住宅地図
 - (※ 人口分布、世帯数、昼夜別の人口のデータ)
- 区域内の道路網のリスト
 - (※ 避難経路として想定される高速道路、国道、県道、市道等の道路のリスト)
- 輸送力のリスト
 - (※ 鉄道、バス等の運送事業者や公共交通機関の保有する輸送力のデータ)
 - (※ 鉄道網やバス網、保有車両数などのデータ)
- 避難施設のリスト（データベース策定後は、当該データベース）
 - (※ 避難住民の収容能力や屋内外の別についてのリスト)
- 備蓄物資、調達可能物資のリスト
 - (※ 備蓄物資の所在地、数量、区域内の主要な民間事業者のリスト)
- 生活関連等施設等のリスト
 - (※ 避難住民の誘導に影響を与えかねない一定規模以上のもの)
- 関係機関（国、県、民間事業者等）の連絡先一覧、協定
 - (※ 特に、地図や各種のデータ等は、市対策本部におけるテレビの大画面上にディスプレイできるようにしておくことが望ましい。)
- 自治会、自主防災組織等の連絡先等一覧
 - (※ 代表者及びその代理の者の自宅及び勤務先の住所、連絡先等)
- 消防機関のリスト
 - (※ 消防本部・署の所在地等の一覧、消防団長の連絡先)
 - (※ 消防機関の装備資機材のリスト)
- 避難行動要支援者名簿

(2) 隣接する市町との連携の確保

市は、市の区域を越える避難を行う場合に備えて、平素から、隣接する市町と想定される避難経路や相互の支援の在り方等について意見交換を行い、また、訓練を行うこと等により、緊密な連携を確保する。

(3) 高齢者、障害（がい）者、外国人等避難行動要支援者への配慮

市は、避難住民の誘導に当たっては、高齢者、障害（がい）者、外国人等自ら避難することが困難な者の避難について、自然災害時への対応として作成する避難行動要支援者名簿を活用しつつ、避難行動要支援者の避難対策を講ずる。

その際、高齢者・障害（がい）者等の避難誘導時において、災害・福祉関係部局を中

心とした横断的な「避難行動要支援者支援班」を迅速に設置できるよう職員の配置に留意する。

※【避難行動要支援者名簿について】

武力攻撃やテロ発生時においても、避難誘導に当たっては、自然災害時と同様、高齢者、障害（がい）者等の避難行動要支援者への配慮が重要であるが、平素から、自然災害時における取組みとして行われる避難行動要支援者名簿を活用することが重要である（「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」（平成25年8月）参照）。

避難行動要支援者名簿は、避難行動要支援者の氏名や生年月日、住所、避難支援等を必要とする事由等を記載または記録するものとする。

また、災害発生時に避難行動要支援者の円滑かつ迅速な避難支援等の実施に結びつくため、市長は避難行動要支援者の名簿情報について、地域防災計画の定めるところにより、あらかじめ避難支援等の実施に携わる関係者（避難支援等関係者）に提供することが求められている。

ア 高齢者、障害（がい）者等の日常的把握

市は、自らが管理する病院及び社会福祉施設等における入院患者数及び入所者数を把握するとともに、民間が管理する病院等についても、関係団体の協力を得ながら、これらの把握に努めるものとする。

また、市は、個人情報の取扱いに注意しつつ、民生委員・児童委員、訪問介護者、自主防災組織、ボランティア、自治会等の協力を得て、ひとり暮らしの高齢者、障害（がい）者等の状況を把握し、台帳等を作成しておくなど、地域コミュニティが一体となって武力攻撃事態等発生時に迅速な対応ができるよう、体制整備に努めるものとする。

イ 情報伝達方法の整備

市は、音声情報や文字情報など、高齢者、障害（がい）者等のニーズに応じた複数の情報伝達手段の整備や手話通訳者の確保に努めるものとする。

また、日本語の理解が十分でない外国人に対して、インターネット、コミュニティFM、FM放送を用いた外国語による情報伝達手段の確保に努めるものとする。

ウ 緊急通報システムの整備

市は、ひとり暮らしの高齢者、障害（がい）者等に対して緊急通報システムを整備し、その周知に努めるとともに、消防及び警察その他関係機関と連携し、その的確な運用に努めるものとする。

エ 運送手段の確保等

市は、運送事業者や社会福祉施設等が保有する車両のうち、高齢者、障害（がい）者、傷病者等に配慮した機能を有するものを、あらかじめ把握するものとする。

また、その保有するバス及び福祉用車両など、避難住民の運送に使用できる車両について定めておき、自ら避難することが困難な者の運送手段として優先的に利用するものとする。

(4) 民間事業者からの協力の確保

市は、避難住民の誘導時における地域の民間事業者の協力の重要性にかんがみ、平素から、これら企業の協力が得られるよう、連携・協力の関係を構築しておく。

(5) 学校や事業所との連携

市は、学校や大規模な事業所における避難に関して、時間的な余裕がない場合においては、事業所単位により集団で避難することを踏まえて、平素から、各事業所における避難の在り方について、意見交換や避難訓練等を通じて、対応を確認する。

2 避難実施要領のパターンの作成（避難マニュアル）

市は、県、県警察等の関係機関と緊密な意見交換を行いつつ、消防庁が作成するマニュアルを参考に、複数の避難実施要領のパターンをあらかじめ作成するものとする。

この場合において、自治会、事業所等の協力を得て、できる限り自治会等又は学校、事業所等を単位として避難住民の誘導を行うとともに、高齢者、障碍（がい）者、乳幼児等自ら避難することが困難な者の避難方法について配慮するものとする。

市は、避難実施要領のパターンを作成するに当たっては、県から必要な助言を受ける。この場合において、県警察からも避難経路の選定等について必要な助言を受ける。

3 救援に関する基本的事項

(1) 救援の活動内容

市は、県から救援の一部の事務を委任された場合や県の行う救援を補助する場合にかんがみて、迅速に当該救援に関する措置を行うことができるよう、市が行う救援の活動内容について、自然災害時における市の活動状況等を踏まえ、あらかじめ定めておく。

(2) 基礎的資料の準備等

市は、県と連携して、救援に関する事務を行うために必要な資料を準備するとともに、避難に関する平素の取組と並行して、関係機関との連携体制を確保する。

4 運送事業者の輸送力・輸送施設の把握等

市は、県と連携して、運送事業者の輸送力の把握や輸送施設に関する情報の把握等を行うとともに、避難住民や緊急物資の運送を実施する体制を整備するよう努める。

(1) 運送事業者の輸送力及び輸送施設に関する情報の把握

市は、県が保有する当該市の区域の輸送に係る運送事業者の輸送力及び輸送施設に関する情報を共有する。

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">○ 輸送力に関する情報<ul style="list-style-type: none">① 保有車輛等(鉄道、定期・路線バス、船舶、飛行機等)の数、定員② 本社及び支社の所在地、連絡先、連絡方法など○ 輸送施設に関する情報<ul style="list-style-type: none">① 道路（路線名、起点・終点、車線数、管理者の連絡先など）② 鉄道（路線名、終始点駅名、路線図、管理者の連絡先など）③ ヘリポート（ヘリポート名、滑走路長、管理者の連絡先など） |
|--|

(2) 避難候補路の把握及び維持管理等

市は、武力攻撃事態等における避難住民や緊急物資の運送を円滑に行うため、県が保有する当該市の区域に係る避難候補路の情報を共有する。

また、道路管理者である市は、避難候補路について、日頃から整備・点検に努めるとともに、武力攻撃災害発生時に被災した場合には、安全の確保を配慮した上で、迅速な

復旧に努める。

(3) ヘリコプター臨時離着陸場適地の活用等

市は県が指定するヘリコプター臨時離着陸場適地について、その活用を図り航空運送を確保する。

5 一時集合場所の選定

市は、あらかじめ、避難住民の誘導や運送の拠点となるような一時集合場所を指定し、地域住民に周知するものとする。

6 避難施設の指定への協力

市は、県が行う避難施設の指定に際しては、施設の収容人数、構造、保有設備等の必要な情報の提供や施設管理者の同意の取得などについて県に協力するとともに、県が指定した避難施設に関する情報を、避難施設データベース等により共有し、県と連携して市民に周知する。

また、施設管理者である市は、当該施設が武力攻撃災害時にも最低限の機能を維持し、避難住民の生活や管理運営が確保できるよう、設備等の整備に配慮する。

7 医療体制の整備

(1) 災害救急医療システムの充実

市は、民間の医療機関を含むその区域における医療資源を把握し、救護所の設置、救護班の派遣、救護班の要請及び受入れ、被災患者の受入れ、医療機関相互の応援など、特に初動期の対応が迅速に行えるよう、平素から災害拠点病院、地域の基幹病院、医師会等との連携を図る。

(2) 災害拠点病院の整備

市は、災害拠点病院である宝塚市立病院について、耐震強化を図るとともに、備蓄倉庫、自家発電装置、受水槽、ヘリポート等の施設・設備整備を推進する。

8 生活関連等施設の把握等

(1) 生活関連等施設の把握等

市は、その区域内に所在する生活関連等施設について、県を通じて把握するとともに、県との連絡態勢を整備する。

また、市は、「生活関連等施設の安全確保の留意点について」（平成17年8月29日付け閣副安危第364号内閣官房副長官補（安全保障・危機管理担当）付内閣参事官通知）に基づき、その管理に係る生活関連等施設の安全確保措置の実施のあり方について定める。

【生活関連等施設の種類及び所管省庁、所管県担当部局】

国民保護法施行令	各号	施設の種類	所管省庁名
第27条	1号	発電所、変電所	経済産業省
	2号	ガス工作物	経済産業省
	3号	取水施設、貯水施設、浄水施設、配水池	厚生労働省

	4号	鉄道施設、軌道施設	国土交通省
	5号	電気通信事業用交換設備	総務省
	6号	放送用無線設備	総務省
	7号	水域施設、係留施設	国土交通省
	8号	滑走路等、旅客ターミナル施設、航空保安施設	国土交通省
	9号	ダム	国土交通省 農林水産省
第28条	1号	危険物	総務省消防庁
	2号	毒劇物（毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号））	厚生労働省
	3号	火薬類	経済産業省
	4号	高压ガス	経済産業省
	5号	核燃料物質（汚染物質を含む。）	原子力規制委員会
	6号	核原料物質	原子力規制委員会
	7号	放射性同位元素（汚染物質を含む。）	原子力規制委員会
	8号	毒劇薬（薬事法（昭和35年法律第145号））	厚生労働省 農林水産省
	9号	電気工作物内の高压ガス	経済産業省
	10号	生物剤、毒素	各省庁（主務大臣）
	11号	毒性物質	経済産業省

(2) 市が管理する公共施設等における警戒

市は、その管理に係る公共施設について、特に情勢が緊迫している場合等において、必要に応じ、生活関連等施設の対応も参考にして、県の措置に準じて警戒等の措置を実施する。この場合において、県警察等との連携を図る。

【予防対策の例】

- | | |
|---|---|
| 1 | 庁内の緊密な情報連携 |
| 2 | 庁舎内における不審物の有無の点検 <ul style="list-style-type: none"> (1) 庁舎内の巡回点検 (2) 登庁時及び退庁時の執務室内の点検 (3) 不審物発見時の警察等への通報 (4) 退庁時の施錠徹底 |
| 3 | その他管理施設等の警戒態勢及び不審な事案等に係る連絡体制の徹底 |

第3章 物資及び資材の備蓄、整備

市が備蓄、整備する保護措置の実施に必要な物資及び資材について、以下のとおり定める。

1 市における備蓄

(1) 防災のための備蓄との関係

市民の避難や避難住民等の救援に必要な物資や資材については、従来の防災のために備えた物資や資材と共通するものが多いことから、可能であるものについては、原則として、国民保護措置のための備蓄と防災のための備蓄とを相互に兼ねるとともに、武力攻撃事態等において特に必要となる物資及び資材について、備蓄し、又は特に地下に所在する避難施設などで、防災のための備蓄が整備されていない施設については、近隣の避難施設から必要な物資及び資材を輸送し、活用を行うことを含め、調達体制を整備する。

(2) 保護措置の実施のために必要な物資及び資材

保護措置の実施のため特に必要となる化学防護服や放射線測定装置等の資機材については、国がその整備や整備の促進に努めることとされ、また、安定ヨウ素剤や天然痘ワクチン等の特殊な薬品等のうち国において備蓄・調達体制を整備することが合理的と考えられるものについては、国が必要に応じて備蓄・調達体制の整備等を行うこととされており、市としては、国及び県の整備の状況等も踏まえ、県と連携しつつ対応する。

【保護措置のために特に必要な物資及び資材の例】

安定ヨウ素剤、天然痘ワクチン、化学防護服、放射線測定装置、放射性物質等による汚染の拡大を防止するための除染器具 など

(3) 県との連携

市は、保護措置のために特に必要となる物資及び資材の備蓄・整備について、県と密接に連携して対応する。

また、武力攻撃事態等が長期にわたった場合においても、保護措置に必要な物資及び資材を調達することができるよう、他の市町等や事業者等との間で、その供給に関する協定をあらかじめ締結するなど、必要な体制を整備する。

2 市が管理する施設及び設備の整備及び点検等

(1) 施設及び設備の整備及び点検

市は、保護措置の実施も念頭におきながら、その管理する施設及び設備について、整備し、又は点検する。

(2) ライフライン施設の機能の確保

市は、その管理する上下水道施設等のライフライン施設について、自然災害に対する既存の予防措置を活用しつつ、系統の多重化、拠点の分散、代替施設の整備等による代替性の確保に努める。

(3) 復旧のための各種資料等の整備等

市は、武力攻撃災害による被害の復旧の的確かつ迅速な実施のため、地籍調査の成果、不動産登記その他土地及び建物に関する権利関係を証明する資料等について、既存のデ

ータ等を活用しつつ整備し、その適切な保存を図り、及びバックアップ体制を整備するよう努める。

第4章 啓発

武力攻撃災害による被害を最小限化するためには、市民が国民保護に関する正しい知識を身につけ、武力攻撃事態等において適切に行動する必要があることから、国民保護に関する啓発や武力攻撃事態等において市民がとるべき行動等に関する啓発のあり方について必要な事項を、以下のとおり定める。

1 保護措置に関する啓発

(1) 啓発の方法

市は、国及び県と連携しつつ、市民に対し、広報誌、パンフレット、テレビ、インターネット等の様々な媒体を活用して、保護措置の重要性について継続的に啓発を行うとともに、市民向けの研修会、講演会等を実施する。また、高齢者、障碍（がい）者、外国人等に対しては、点字や外国語を使用した広報媒体を使用するなど実態に応じた方法により啓発を行う。その際、防災の取組を含め、功労のあった者の表彰などにより、国民保護に関する市民への浸透を図る。

(2) 防災に関する啓発との連携

市は、啓発の実施に当たっては、防災に関する啓発とも連携し、消防団及び自主防災組織の特性も生かしながら地域住民への啓発を行う。

(3) 学校における教育

市教育委員会は、県教育委員会の協力を得て、児童生徒等の安全の確保及び災害対応能力育成のため、市立学校において、防災教育や自他の生命を尊重する精神、ボランティア精神の養成等のための教育を行う。

2 武力攻撃事態等において市民がとるべき行動等に関する啓発

(1) 市は、武力攻撃災害の兆候を発見した場合の市長等に対する通報義務、不審物等を見つけた場合の管理者に対する通報等について、啓発資料等を活用して市民への周知を図る。

(2) 市は、弾道ミサイル攻撃の場合や地域においてテロが発生した場合などに市民がとるべき対処についても、国が作成する各種資料を防災に関する行動マニュアルなどと併せて活用しながら、市民に対し周知するよう努める。

(3) 市は、日本赤十字社、県、消防機関などとともに、傷病者の応急手当について普及に努める。

(4) 平日昼間に事態が発生した場合は、各事業所単位で適切な行動をとる必要があることから、市は県と連携して各事業所等に対する啓発にも努める。

第3編 武力攻撃事態等への対処

第1章 組織の設置

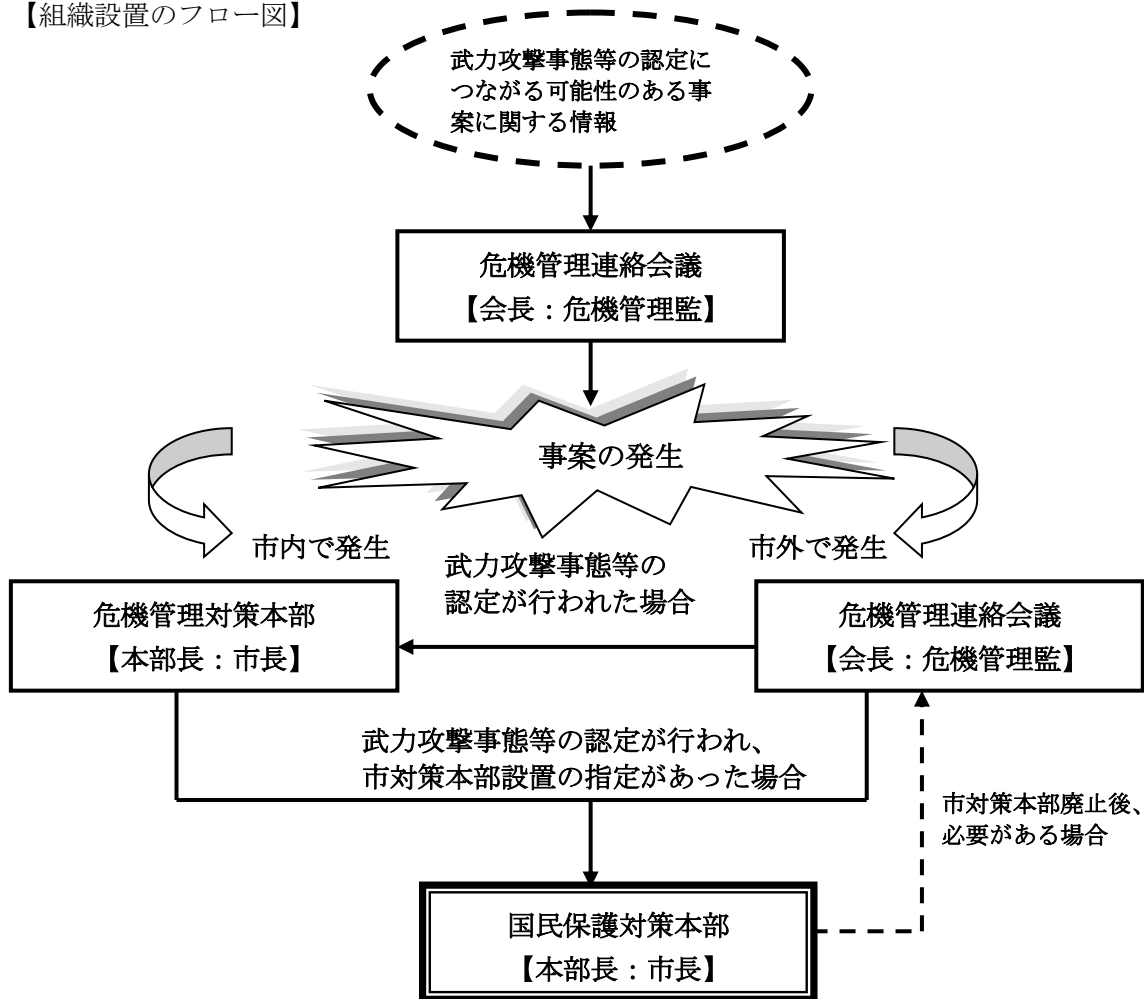
武力攻撃事態等において、内閣総理大臣の指定に基づき設置する市国民保護対策本部（以下「市対策本部」という。）や、必要に応じて、対策を講ずるために設置する危機管理対策本部など、その状況に応じて適切な措置を実施するための市の組織体制等について示す。

第1節 危機管理対策本部等における初動体制

建造物の爆発等の具体的な被害や多数の死傷者が発生した場合、当初、その原因が明らかではないことが多く、意図的に引き起こされた可能性も考えられることから、市は、政府による武力攻撃事態又は緊急処理事態の認定が行われる前の段階から初動体制を確立する必要がある。また、事態認定は行われたものの、本市が市対策本部を設置すべき市に指定されていない場合においても警報の伝達等の措置を実施するなど、保護措置等を実施するための体制を確立する必要がある。

このような場合において、関係機関からの情報等を迅速に集約・分析して、その事態の状況や被害の態様に応じた対策を講ずるための市の組織体制について定める。

【組織設置のフロー図】



1 危機管理対策本部等の設置

市長は、現場からの情報により多数の人を殺傷する行為等の事案の発生を把握した場合においては、速やかに県及び県警察に連絡を行うとともに、「危機管理対策本部（本部長：市長）」又は「危機管理連絡会議（会長：危機管理監）」を、それぞれ以下の基準により設置する。

なお、市民からの通報、県からの連絡その他の情報により、市職員が当該事案の発生を把握した場合は、直ちにその旨を市長及び幹部職員等に報告するとともに、消防本部においても、通報を受けた場合の情報伝達の体制を確立する。

(1) 危機管理対策本部

ア 設置基準

- (ア) 市内で武力攻撃事態等の認定につながる可能性のある事案が発生した場合
- (イ) 政府による武力攻撃事態等の認定が行われたが、本市に市対策本部設置の指定がないとき。
- (ウ) その他、市長が必要であると認める場合（近隣市町などにおいて上記(ア)の事案が発生した場合など）

イ 危機管理対策本部の設置手順

危機管理対策本部を設置する場合は、次の手順により行う。

- (ア) 危機管理対策本部事務局員は、構成員等に対し、参集の連絡を行う。
- (イ) 危機管理対策本部の設置場所は、原則として、市役所大会議室とする。
- (ウ) 危機管理対策本部の設置その他本市の対応状況について、速やかに県をはじめ関係機関に連絡する。

ウ 組織構成

区分	職名
本部長	市長
副本部長	副市長、危機管理監、教育長、上下水道事業管理者、病院事業管理者、理事、技監
本部員	企画経営部長、財務担当部長、市民交流部長、総務部長、経営改革担当部長、都市安全部長、都市整備部長、健康福祉部長、子ども未来部長、環境部長、産業文化部長、会計管理者、消防長、議会事務局長、管理部長、学校教育部長、社会教育部長、上下水道局長、経営統括部長

※その他、状況に応じて市長が指名する者

エ 対処の内容

- (ア) 関係機関を通じて当該事案に係る情報収集に努め、国、県、関係する指定公共機関等の関係機関に対して迅速に情報提供を行うとともに、当該本部を設置した旨について県に連絡を行う。
- (イ) 消防本部に対しては、通信を確保の上、迅速な情報の収集及び提供を行うとともに、必要な指示を行う
- (ウ) 現場の消防機関による消防法（昭和23年法律第186号）に基づく火災警戒区域又は消防警戒区域の設定あるいは救助・救急の活動状況を踏まえ、必要により、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）等に基づく避難の指示、警戒区域の設定、救急救助等の応急措置を行う。

また、警察官職務執行法（昭和23年法律第136号）に基づき、警察官が行う避難の指示、警戒区域の設定等が円滑になされるよう、緊密な連携を図る。

- (エ) 事態認定後においては、必要に応じて、国民保護法に基づく退避の指示、警戒区域の設定等の措置を行うほか、市対策本部を設置すべき市の指定の要請を行う。
- (オ) 事案に伴い発生した災害への対処に関して、必要があると認めるときは、県や他の市町等に対し支援を要請する。

(2) 危機管理連絡会議

ア 設置基準

- (ア) 武力攻撃事態等の認定につながる可能性がある事案に関する情報を入手した場合において、情報の収集、警戒等について全庁的な対応が必要であると認められるとき。
- (イ) 市外で武力攻撃事態等の認定につながる可能性がある事案が発生した場合
- (ウ) 市対策本部を廃止した場合で、引き続き全庁的な対応が必要であると認められるとき。
- (エ) その他、危機管理監が必要であると認める場合

イ 危機管理連絡会議の設置手順

危機管理連絡会議を設置する場合は、危機管理対策本部の設置手順に準ずる。

ウ 組織構成

区分	職名	
会長	危機管理監	
副会長	都市安全部長、消防長	
構成員	企画経営部	企画政策課長、広報課長
	市民交流部	市民相談課長
	総務部	総務部総務課長、情報政策課長
	都市安全部	交通政策課長、総合防災課長
	都市整備部	住まいづくり推進課長
	健康福祉部	地域福祉課長
	子ども未来部	子ども政策課長
	環境部	環境エネルギー課長
	産業文化部	商工勤労課長
	消防本部	消防本部総務課長
	議会事務局	議会事務局総務課長
	教育委員会	管理部教育企画課長
	上下水道局	上下水道局総務課長
	市立病院事務局	市立病院経営統括部課長

※その他、状況に応じて危機管理監が指名する者

エ 対処の内容

情報の収集、警戒等について、全庁的な対応を行うとともに、必要に応じて情報連絡体制の確認、職員の参集体制の確認、関係機関との通信・連絡体制の確認、生活関連等施設等の警戒状況の確認等を行う。

2 市対策本部との調整

(1) 市対策本部設置前の調整

危機管理対策本部等を設置した後に、市長に対し、市対策本部を設置すべき市の指定の通知があった場合については、直ちに市対策本部を設置して新たな体制に移行するとともに、危機管理対策本部等を廃止する。

また、市対策本部の設置前に、関係機関により消防法、警察官職務執行法、災害対策基本法等に基づく避難の指示、警戒区域の設定、救急救助等の応急処置等の措置が講じられている場合には、すでに講じられた措置に代えて、改めて国民保護法に基づく所要の措置を講ずるなど必要な調整を行うものとする。

(2) 市対策本部設置後の調整

内閣総理大臣から、市対策本部を設置すべき市の指定の解除通知を受けた場合は、市長は、遅滞なく市対策本部を廃止するが、引き続き、情報の収集、警戒等について全庁的な対応が必要であると認められるときは、危機管理連絡会議に移行する。

第2節 市対策本部の設置等

市対策本部を迅速に設置するため、市対策本部を設置する場合の手順や市対策本部の組織、機能等について、以下のとおり定める。

1 市対策本部の設置

(1) 市対策本部の設置手順

市対策本部を設置する場合については、次の手順により行う。

ア 市対策本部を設置すべき市の指定の通知（法 25 II）

市長は、内閣総理大臣から、総務大臣（消防庁）及び県知事を通じて市対策本部を設置すべき市の指定の通知を受ける。

イ 市長による市対策本部の設置（法 27 I）

指定の通知を受けた市長は、直ちに市対策本部を設置する。また、事前に危機管理対策本部等を設置していた場合は、市対策本部に切り替えるものとする（前述）。

ウ 市対策本部員及び市対策本部職員の参集

市対策本部担当者は、市対策本部員及び市対策本部職員等に対し、緊急通報システム等の連絡網を活用し、市対策本部に参集するよう連絡する。

エ 市対策本部の開設

市対策本部事務担当者は、市役所大会議室に市対策本部を開設するとともに、市対策本部に必要な各種通信システムの起動、資機材の配置等必要な準備を開始する。

その際、関係機関が相互に電話、FAX、電子メール等を用いることにより、通信手段の状態を確認するよう努める。

また、市長は、市議会、県、指定公共機関等その他の関係機関に対して、直ちに市対策本部を設置した旨を通知する。

オ 交代要員等の確保

市は、市対策本部の設置期間が長期に及ぶ場合においても、その機能が十分に確保されるよう、防災における体制を活用しつつ、対策本部職員等の配置、食料、燃料等の備蓄、自家発電設備及び仮眠設備の確保等に努める。

カ 本部の代替機能の確保

市は、市役所が被災した場合等市対策本部を市役所に設置できない場合に備え、以下のとおり市対策本部の予備施設を定めておく。

【予備施設】

次に掲げる順位で、市対策本部の予備施設を定める。ただし、事態の状況等に応じて、市長の判断により下記の順位を変更することを妨げるものではない。

〔第1順位〕 消防本部

〔第2順位〕 教育総合センター

また、市区域外への避難が必要で、市の区域内に市対策本部を設置することができない場合には、知事と市対策本部の設置場所について協議を行う。

(2) 市対策本部を設置すべき市の指定の要請等（法26Ⅱ、法29XI）

市長は、市対策本部を設置すべき市の指定が行われていない場合において、市における保護措置を総合的に推進するために必要があると認める場合には、知事を経由して内閣総理大臣に対し、市対策本部を設置すべき市の指定を行うよう要請する。

なお、市長は、市対策本部の設置の有無にかかわらず、保護措置を実施することができる。

(3) 市対策本部の組織構成及び機能

市対策本部の組織構成及び各組織の機能は以下のとおりとする。

ア 組織構成（法28）

区 分	職 名
本部長	市長
副本部長	副市長、危機管理監、教育長、上下水道事業管理者、病院事業管理者、理事、技監
本部員	企画経営部長、財務担当部長、市民交流部長、総務部長、経営改革担当部長、都市安全部長、都市整備部長、健康福祉部長、子ども未来部長、環境部長、産業文化部長、会計管理者、消防長、議会事務局長、管理部長、学校教育部長、社会教育部長、上下水道局長、経営統括部長

イ 部の機能

部	主な分掌事務
企画経営部	国会・政府に対する陳情要望事項、被災地における物価の安定、市税の各種減免措置の指導、災害に関する予算措置、災害関係費支出の審査及び支払い など
市民交流部	報道機関との連絡調整、広聴 など
総務部	県内外自治体からの人的支援、職員及び家族の被災状況の把握と安否情報の提供、本庁舎の整備、災害対策用諸物資等の調達・契約及び検収 など
都市安全部	市対策本部の設置・運営等に関する事、避難実施要領の策定に関する事、国会中央諸官庁その他関係方面との連絡、物資及び資材の備蓄・整備等、関係機関からの支援要請のとりまとめ、自衛隊の派遣要請、警報の通知、被災情報のとりまとめ・分析・整理、物資・資機材の調達についての連絡調整、陸上輸送手段のあつせん、避難所の設置・運営に関するとりまとめ、避難の指示及

	び緊急通報の発令、安否情報の収集・提供に関するとりまとめ、放射性物質等による汚染の拡大防止のとりまとめ、特殊標章の交付等、緊急輸送道路の確保、路の通行禁止措置、河川・山崖・道路・橋梁・公園等の被害状況調査及び応急対策 など
都市整備部	建設資機材等のあっせん、市営住宅等の被害状況調査及び応急対策、応急仮設住宅の供給支援、住宅の応急修理 など
健康福祉部 子ども未来部	医療・助産の確保、災害医療用医薬品・衛生材料の調達及びあっせん、被災高齢者・障害（がい）者の応急支援対策、医療施設・毒劇物等関連施設・社会福祉施設等の被害状況調査及び応急対策、保健師・栄養士等保健関係者の応援、災害ボランティア など
環境部	遺体処置・埋葬、廃棄物処理に関すること。
産業文化部	外国人市民等への対応、生活必需物資の流通確保、海外からの救援、商工業関係の被害状況調査、災害特別融資、応急救助用食料の確保・供給、生鮮食料品の流通応急対策、災害対策用木材等の調達及びあっせん、農地・農業用施設、漁港及び海岸等の被害状況調査及び応急対策、被害農林漁業者に対する資金の融資 など
消防部	武力攻撃災害への対処に関すること（救急・救助を含む。）。 市民の避難誘導に関すること。
議会部	議会との連携に関すること。
教育部	避難所の開設・運営、所管教育施設の被害状況調査及び応急対策、被害児童生徒・被害教職員の応急対策、文化財の保護 など
市立病院部	病院等の被害状況調査及び応急対策、医療・助産の確保 など 災害拠点病院としての医療の確保
上下水道部	飲料水の供給、医療用水の確保、水道施設等の所管施設に関する被害状況調査及び応急対策 など

(4) 市現地対策本部の設置

市長は、被災現地における保護措置の的確かつ迅速な実施並びに国、県等の対策本部との連絡及び調整等のため現地における対策が必要であると認めるときは、市対策本部の事務の一部を行うため、市現地対策本部を設置する。

市現地対策本部長や市現地対策本部員は、市対策副本部長、市対策本部員その他の職員のうちから市対策本部長が指名する者をもって充てる。

(5) 現地調整所の設置

市長は、武力攻撃による災害が発生した場合、現場における関係機関（県、消防機関、県警察、自衛隊、医療機関等）の活動を円滑に調整する必要があると認めるときは、現地調整所を設置し、（又は関係機関により現地調整所が設置されている場合は職員を派遣し、）関係機関との情報共有及び活動調整を行う。

【現地調整所の設置について】

ア 現地調整所は、現場に到着した関係機関が原則として各々の付与された権限の範囲内において情報共有や活動調整を行い、現場における連携した対応を可能とするために設置するものである（例えば、典型的な場面として、避難実施要領に基づく避難誘導の実施に関して、関係機関による連携した活動が行われるように現地調整所で調整を行うことが考えられる。）。

イ 現地調整所は、事態発生現場において現場での活動の便宜のために機動的に設置することから、あらかじめ決められた一定の施設や場所に置かれるのではなく、むしろ

る、現場の活動上の便宜から最も適した場所に、テント等を用いて設置することが一般である。

ウ 現地調整所においては、現場レベルにおける各機関の代表者が、定時又は随時に会合を開くことで、連携の強化を図ることが必要である。

現地調整所の設置により、市は、消防機関による消火活動及び救助・救急活動の実施及び退避の指示、警戒区域の設定等の権限行使を行う際に、その判断に資する情報収集を行うことにより、現場での関係機関全体の活動を踏まえた保護措置の実施や権限を行使することが可能となる。また、現地調整所における最新の情報について、各現場で活動する職員で共有させ、その活動上の安全の確保に生かすことが可能となる。

エ 現地調整所については、必要と判断した場合には、市における保護措置を総合的に推進する役割を担う市が積極的に設置することが必要であるが、他の対処に当たる機関が既に設置している場合には、市の職員を積極的に参画させることが必要である（このため、現場に先着した関係機関が先に設置することもあり得るが、その場合においても、市は、関係機関による連携が円滑に行われるよう、主体的に調整に当たることが必要である。）。

(6) 市対策本部長の権限

市対策本部長は、その区域における保護措置を総合的に推進するため、各種の保護措置の実施に当たっては、次に掲げる権限を適切に行使して、保護措置の的確かつ迅速な実施を図る。

ア 市の区域内の保護措置に関する総合調整

市対策本部長は、市の区域に係る保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、本市が実施する保護措置に関する総合調整を行う。

イ 県対策本部長に対する総合調整の要請

市対策本部長は、県対策本部長に対して、県並びに指定公共機関等が実施する保護措置に関して所要の総合調整を行うよう要請する。また、市対策本部長は、県対策本部長に対して、国の対策本部長が指定行政機関及び指定公共機関が実施する保護措置に関する総合調整を行うよう要請することを求める。

この場合において、市対策本部長は、総合調整を要請する理由、総合調整に係る機関等、要請の趣旨を明らかにする。

ウ 情報の提供の求め

市対策本部長は、県対策本部長に対し、市の区域に係る保護措置の実施に関し総合調整を行うため必要があると認めるときは、必要な情報の提供を求める。

エ 保護措置に係る実施状況の報告又は資料の求め

市対策本部長は、総合調整を行うに際して、当該総合調整の関係機関に対し、市の区域に係る保護措置の実施の状況について報告又は資料の提出を求める。

オ 市教育委員会に対する措置の実施の求め

市対策本部長は、市教育委員会に対し、市の区域に係る保護措置を実施するため必要な限度において、必要な措置を講ずるよう求める。

この場合において、市対策本部長は、措置の実施を要請する理由、要請する措置の内容等、当該求めの趣旨を明らかにして行う。

(7) 市対策本部の廃止

市長は、内閣総理大臣から、総務大臣（消防庁）及び知事を経由して市対策本部を設置すべき市の指定の解除の通知を受けたときは、遅滞なく、市対策本部を廃止する。

2 動員の実施

(1) 市の体制及び職員の参集基準等

市は、事態の状況に応じて適切な措置を講ずるため、消防本部と連携するとともに、下記の体制を整備し、その参集基準を定める。

その際、市長の行う判断を常時補佐できる体制の整備に努める。

【職員参集基準】

配備体制	事態の状況	参集基準
① 連絡員待機体制 (総合防災課体制)	国、県から、警戒態勢の強化等を求める通知はないが、今後警戒態勢をとる必要が見込まれるような場合に連絡員が必要な場合	都市安全部長、都市安全部次長（危機管理担当）、総合防災課長及び総合防災課の職員のうちから総合防災課長が指定する職員が参集
② 第1号配備 (危機管理連絡会議)	ア 武力攻撃事態等の認定につながる可能性がある事案に関する情報を入手した場合において、情報の収集、警戒等について全庁的な対応が必要であると認められるとき。 イ 市外で武力攻撃事態等の認定につながる可能性がある事案が発生した場合 ウ 市対策本部を廃止した場合で、引き続き全庁的な対応が必要であると認められるとき。 エ その他、危機管理監が必要であると認める場合	危機管理連絡会議構成メンバー全員、担当職員及び所属人員のうちからあらかじめ各部長が定めた少数の人員を配置し、主として情報の収集・伝達等に当たる体制
③ 第2号配備 (危機管理対策本部)	ア 市内で武力攻撃事態等の認定につながる可能性のある事案が発生した場合 イ 政府による武力攻撃事態等の認定が行われたが、本市に市対策本部設置の指定がないとき。 ウ その他、市長が必要であると認める場合	原則として、市対策本部体制に準じて職員の参集を行うが、具体的な参集基準は、個別の事態の状況に応じ、その都度判断
④ 第3号配備 (市対策本部)	ア 市内で武力攻撃災害による相当規模の被害が発生するなど、全庁を上げての対応が必要なとき。 イ 市対策本部を設置すべき市の指定の通知(法25Ⅱ)を、内閣総理大臣から、総務大臣(消防庁)及び県知事を通じて市の指定の通知を受けた場合	全ての市職員が本庁又は出先機関等に参集

※ 具体的な配備人員等については、別に定める各部動員計画を基本として、事態の

状況等を勘案し、市対策本部の各本部員が決定する。

【事態の状況に応じた初動体制の確立】

事態の状況	体制の判断基準	体制
事態認定前	市の全部課での対応は不要だが、情報収集等の対応が必要な場合	①
	市の全部局での対応が必要な場合（現場からの情報により多数の人を殺傷する行為等の事案の発生を把握した場合）	②,③
事態認定後	市対策本部設置の通知がない場合	③
	市対策本部設置の通知を受けた場合	④

(2) 配備の命令を受けた市職員の行動

ア 原則として、勤務時間の内外を問わず、直ちに各所属で配備に就く。

イ 勤務時間外に配備の命令を受けた場合において、職員自身又は家族の被災等のため配備に就くことができないときは、直ちにその旨を所属長に連絡する。

ウ 勤務時間外に配備の命令を受けた場合において、居住地の周辺で大規模な被害が発生し、自主防災組織等による人命救助活動等が実施されているときは、これに参加し、その旨を所属長に連絡する。ただし、対策本部員、対策本部担当職員及び課長級以上の職員等は、これにかかわらず、直ちに配備に就く。

エ 災害の状況により勤務場所への登庁が不可能な場合は、最寄りの市施設に参集し、各施設の責任者の指示に基づき、災害対策に従事する。また、病気その他やむを得ない状態によりいずれの施設にも参集が不可能な場合は、何らかの手段をもってその旨を所属の長若しくは最寄りの施設の責任者へ連絡する。

オ 勤務時間外に配備の命令を受けた場合においては、居住地の周辺及び各所属に赴く途上の地域の被害状況等に注視し、これを随時、所属長又は対策本部に連絡する。この場合において、各所属長は、各職員からの連絡で得た情報を速やかに対策本部へ報告する。

カ 緊急に登庁する際は、特に指示がある場合を除き、作業等に適する服、ヘルメット、長靴等安全を確保するための服装とし、食糧1食分、水筒及びラジオ等を携帯する。

3 通信の確保

(1) 情報通信手段の確保

市は、携帯電話、若しくはインターネット、LGWAN（総合行政ネットワーク）等の利用又は臨時回線の設定等により、市対策本部と市現地対策本部、現地調整所、要避難地域、避難先地域等との間で保護措置の実施に必要な情報通信手段を確保する。

(2) 情報通信手段の機能確認

市は、必要に応じ、情報通信手段の機能確認を行うとともに、支障が生じた情報通信施設の応急復旧作業を行うこととし、そのための要員を直ちに現場に配置する。また、直ちに総務省にその状況を連絡する。

(3) 情報通信機器等の活用

市は、武力攻撃事態等において、災害報告、支援要請等の連絡及び関係機関相互の情報共有を図るため、フェニックス防災システムを活用する。

また、被災、輻輳等により公衆回線網・専用線が使用できない場合には、兵庫衛星通

信ネットワークを使用して関係機関との通信を確保する。

第2章 関係機関相互の連携

市は、保護措置を的確かつ迅速に実施するため、国、県、他の市町、指定公共機関等その他関係機関と相互に密接に連携することとし、それぞれの関係機関と市との連携を円滑に進めるために必要な事項について、以下のとおり定める。

1 国・県の対策本部との連携

(1) 国・県の対策本部との連携

市は、県の対策本部及び、県を通じ国の対策本部と各種の調整や情報共有を行うこと等により密接な連携を図る。

(2) 国・県の現地対策本部との連携

市は、国・県の現地対策本部が設置された場合は、連絡員を派遣すること等により、当該本部と緊密な連携を図る。また、運営が効率的であると判断される場合には、必要に応じて、県・国と調整の上、共同で現地対策本部を設置し、適宜情報交換等を行うとともに、共同で現地対策本部の運用を行う。

国の現地対策本部長が武力攻撃事態等合同対策協議会を開催する場合には、当該協議会に参加し、国民保護措置に関する情報の交換や相互協力に努める。

2 知事、指定行政機関の長、指定地方行政機関の長等への措置要請等

(1) 知事等への措置要請（法18Ⅰ）

市は、当該市の区域における保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、知事その他県の執行機関（以下「知事等」という。）に対し、その所掌事務に係る保護措置の実施に関し必要な要請を行う。この場合において、市は、要請する理由、活動内容等をできる限り具体的に明らかにして行う。

(2) 知事等に対する指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長への措置要請（法16Ⅳ）

市は、当該市の区域における保護措置の求めを的確かつ迅速に実施するため特に必要があると認めるときは、知事等に対し、指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長への要請を行うよう求める。

(3) 指定公共機関等への措置要請（法21Ⅲ）

市は、保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、関係する指定公共機関等に対し、その業務に係る保護措置の実施に関し必要な要請を行う。この場合において、市は、当該機関の業務内容に照らし、要請する理由や活動内容等をできる限り明らかにする。また、特に、以下の事業者に対しては、当該留意事項を踏まえて要請を行う。

ア 日本赤十字社

市が行う救援に対する協力、救援に関し地方公共団体以外の団体又は個人がする協力についての連絡調整等、日本赤十字社が実施する保護措置については、その特性にかんがみ、その自主性を尊重する。

イ 運送事業者

運送事業者である指定公共機関等に対し避難住民又は緊急物資の運送を求めようと

する場合には、関係機関及びその職員に危険が及ぶことがないように、当該指定公共機関等に当該運送を的確かつ安全に実施するために必要な情報を随時十分に提供すること等により、関係機関及びその職員の安全の確保に十分に配慮する。

ウ 医療事業者

医療事業者である指定公共機関等に対し医療活動を要請する場合には、当該医療を的確かつ安全に実施するために必要な情報を随時十分に提供すること等により、医療関係者の安全の確保に十分に配慮する。

(4) 関係機関に対する協力要請

市は、必要があると認めるときは、関係機関との間であらかじめ締結する協定に基づき、関係機関に対し協力を要請する。

3 自衛隊の部隊等の派遣要請の求め等（法 20）

(1) 市長による派遣要請の求め

市長は、本市の区域に係る保護措置を円滑に実施するため特に必要があると認めるときは、知事に対し、自衛隊の部隊等の派遣要請を行うよう求める（国民保護等派遣）。

(2) 市長は、通信の途絶等により知事に対する自衛隊の部隊等の派遣の要請の求めができない場合は、努めて兵庫地方協力本部長又は協議会委員たる隊員を通じて、防衛大臣に連絡する。この場合において、市長は、知事に対して、できるだけ速やかに、当該連絡をした旨を通知する。

(3) 市長は、国民保護等派遣を命ぜられた部隊のほか、防衛出動及び治安出動（内閣総理大臣の命令に基づく出動（自衛隊法（昭和 29 年法律第 165 号）第 78 条）及び知事の要請に基づく出動（自衛隊法第 81 条））により出動した部隊とも、市対策本部及び現地調整所において緊密な意思疎通を図る。

4 他の市町長等に対する応援の要求、事務の委託

(1) 他の市町長等への応援の要求（法 17）

ア 市長等は、必要があると認めるときは、応援を求める理由、活動内容等を具体的に明らかにしたうえで、他の市町長等に対して応援を求める。

イ 応援を求める市町との間であらかじめ相互応援協定等が締結されている場合には、その相互応援協定等に基づき応援を求める。

(2) 県への応援の要求（法 18）

市長等は、必要があると認めるときは、知事等に対し応援を求める。この場合、応援を求める理由、活動内容等を具体的に明らかにする。

(3) 事務の一部の委託（法 19 令 1）

ア 市が、保護措置の実施のため、事務の全部又は一部を他の地方公共団体に委託するときは、平素からの調整内容を踏まえ、以下の事項を明らかにして委託を行う。

【事務を委託する場合に定める事項】

- ・委託事務の範囲並びに委託事務の管理及び執行の方法
- ・委託事務に要する経費の支弁の方法その他必要な事項

イ 他の地方公共団体に対する事務の委託を行った場合、市は、上記事項を公示するとともに、県に届け出る。

また、事務の委託又は委託に係る事務の変更若しくは事務の廃止を行った場合は、市長はその内容を速やかに議会に報告する。

5 指定行政機関の長等に対する職員の派遣要請

(1) 県職員の派遣要請

市長は、保護措置の実施のため必要があるときは、知事に対し県職員の派遣を要請する。

(2) 指定行政機関及び特定指定公共機関の職員の派遣要請等

ア 職員の派遣要請

市は、保護措置の実施のため必要があるときは、指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は特定指定公共機関（指定公共機関である特定独立行政法人をいう。）に対し、県を經由して当該機関の職員の派遣要請を行う。

ただし、人命の救助等のために特に緊急を要する場合については、直接要請を行う。

イ 職員派遣あっせんの求め

市長は、上記アの職員の派遣を要請しようとした場合に、要請が受け入れられなかったり、派遣について適任者がいないときに、知事に対し、上記アの職員の派遣についてあっせんを求める。

(3) 他の市町職員の派遣要請等

市長は、保護措置の実施のため必要があるときは、他の市町長に対し職員の派遣を要請する。

また、上記(2)のイの場合と同様に、知事に対しあっせんを求める。

6 市の行う応援等

(1) 他の市町村に対して行う応援等

ア 市は、他の市町村から応援の求めがあった場合には、求められた応援を実施することができない場合や、他の機関が実施する保護措置と競合する場合など、正当な理由のある場合を除き、必要な応援を行う。

イ 他の市町村から保護措置に係る事務の委託を受けた場合、市長は、所定の事項を議会に報告するとともに、市は公示を行い、県に届け出る。

(2) 指定公共機関等に対して行う応援等（法 21 II）

市は、指定公共機関等の行う保護措置の実施について労務、施設、設備又は物資の確保についての応援を求められた場合には、求められた応援を実施することができない場合や、他の機関が実施する保護措置と競合する場合など、正当な理由のある場合を除き、必要な応援を行う。

第3章 市民の協力等

市民の協力や、市民の自発的活動に対する支援等について示す。

1 市民への協力要請（法41・II）

(1) 市民への協力要請

市は、保護措置の実施のために必要があると認める場合には、市民に対し、必要な援助についての協力を要請する。この場合において、市は、要請を受けて協力する者の安全の確保に十分に配慮する。

協力を要請された市民は、必要な協力をするよう努めるものとする。

なお、この協力は自発的な意思にゆだねられるものであって、その要請に当たって強制にわたることがあってはならない。

(2) 企業・団体への協力要請

市は、保護措置の実施のために必要があると認める場合には、企業や公共的団体に対し、市民への協力要請に準じて、企業・団体の自衛防災組織による消火や資機材の提供、避難住民の誘導や救援に関する措置等への協力を要請する。

【市民の協力の例】

ア 避難住民の誘導（法70）

(ア) 市職員と一体となった避難住民の先導

(イ) 移動中における食料等の配給

(ウ) 高齢者、障碍（がい）者、乳幼児その他自ら避難することが困難な者の避難の援助

(エ) 家庭や学校、事業所等における安否確認

イ 避難住民等の救援（法80）

(ア) 炊き出しの実施

(イ) 食料、飲料水等の配布

(ウ) 生活必需品等の救援物資の整理

(エ) 避難所名簿の作成等の避難所運営の補助

ウ 消火、負傷者の搬送、被災者の救助その他の武力攻撃災害への対処に関する措置（法115）

(ア) 消火のための水の運搬

(イ) 救出された負傷者を病院に搬送するための車両の運転

(ウ) 被災者の救助のための資機材の提供

エ 保健衛生の確保（法123）

(ア) 健康診断の実施

(イ) 感染症の動向調査の実施

(ウ) 水道水の検査の実施

(エ) 防疫活動の実施

a 感染症のまん延防止のための消毒を実施する場合の薬剤散布の補助

b 臨時の予防接種のための会場設営等

c 防疫指導、衛生教育又は衛生広報のために県や市が作成したパンフレットの配

布

(ウ) 被災者の健康維持活動の実施

- a 衛生指導等の保健指導のために県や市が作成したパンフレットの配布
- b 健康食品等の保健資材の配布

2 自主防災組織に対する支援（法4Ⅲ）

市は、自主防災組織による警報の内容の伝達、自主防災組織や自治会長等の地域のリーダーとなる市民による避難住民の誘導等の実施に関する協力について、その安全を十分に確保し、適切な情報の提供や、活動に対する資材の提供等により、自主防災組織に対する必要な支援を行う。

3 ボランティア活動への支援等（法4Ⅲ）

(1) ボランティアの安全確保等

市は、武力攻撃事態等におけるボランティア活動に際しては、その安全を十分に確保する必要があることから、武力攻撃事態等の状況を踏まえ、その可否を判断する。

ボランティアに協力を求める場合は、危険を伴う地域で活動したり、危険な業務に携わったりすることのないよう留意するものとする。

(2) ボランティア活動等への支援

市は、安全の確保が十分であると判断した場合には、県と連携して、ボランティア関係団体等と相互に協力し、被災地又は避難先地域におけるニーズや活動状況の把握、ボランティアへの情報提供、ボランティアの生活環境への配慮、避難所等に臨時に設置されるボランティアセンター等における登録・派遣調整等の受入体制の確保等に努め、その技能等の効果的な活用を図る。

(3) 市におけるボランティア受入窓口の設置

市は、災害ボランティアセンター、災害ボランティア本部など、ボランティアの受入窓口を設置するものとする。この場合においては、市対策本部と相互に緊密な連携をとれるよう努めるものとする。

4 民間からの救援物資の受入れ等

市は、県や関係機関等と連携し、国民、企業等からの救援物資について、受入れを希望するものを把握し、また、救援物資の受入れ、仕分け、避難所への配送等の体制の整備等を図る。

(1) 救援物資の受入れ

ア 市は、県や関係機関等の協力を得ながら希望する救援物資を把握し、その内容のリスト、送り先等について、市対策本部を通じて公表する。

イ 市は、原則として、地域防災計画で定める物資配送拠点を救援物資の受入場所に指定する。

区分	設置場所名称	所在地	主要アクセス道路
南部地域	市立スポーツセンター	小浜1丁目	中国自動車道 I C
			国道 176 号バイパス

	北部地域	西谷庁舎及び西谷ふれあい夢プラザ	大原野字南宮	主要地方道塩瀬宝塚線 県道川西三田線
武庫川西部		市役所	東洋町1	県道生瀬門戸荘線
		阪神競馬場	駒の町	県道西宮宝塚線

ウ 市は、救援物資提供の申し出に対し、品目、数量、輸送手段、輸送経路、到着予定日時等を確認のうえ受け入れる。また、受入れに際しては、救援物資の仕分けに手間がかからないよう留意する。

(2) 救援物資の搬送

ア 市は、市外からの救援物資の受入れに際しては、原則として、地域防災計画で定める緊急輸送路を活用して、指定する受入場所まで搬送するよう依頼する。

イ 市は、受入場所から避難所等までの搬送について、ボランティアの協力を求めるとともに、物資搬送協定企業の運送事業者等に要請する。

(3) 救援物資の配分

ア 市は、受け入れた救援物資について、品目、数量、物資の提供者、受入日時、保管場所等をリストに整備し、被災者に対して救援物資を配布するものとする。

イ 市は、仕分けに際し、専門業者への委託やボランティアの協力を得るなどして、迅速な処理に努める。

第4章 警報及び避難の指示等

市は、武力攻撃事態等において、市民の生命、身体及び財産を保護するため、警報の内容の迅速かつ的確な伝達及び通知を行うことが極めて重要であることから、警報の伝達及び通知等に必要な事項について、以下のとおり定める。

第1節 警報の伝達等

1 警報の内容の伝達等

(1) 警報の内容の伝達（法 47 I）

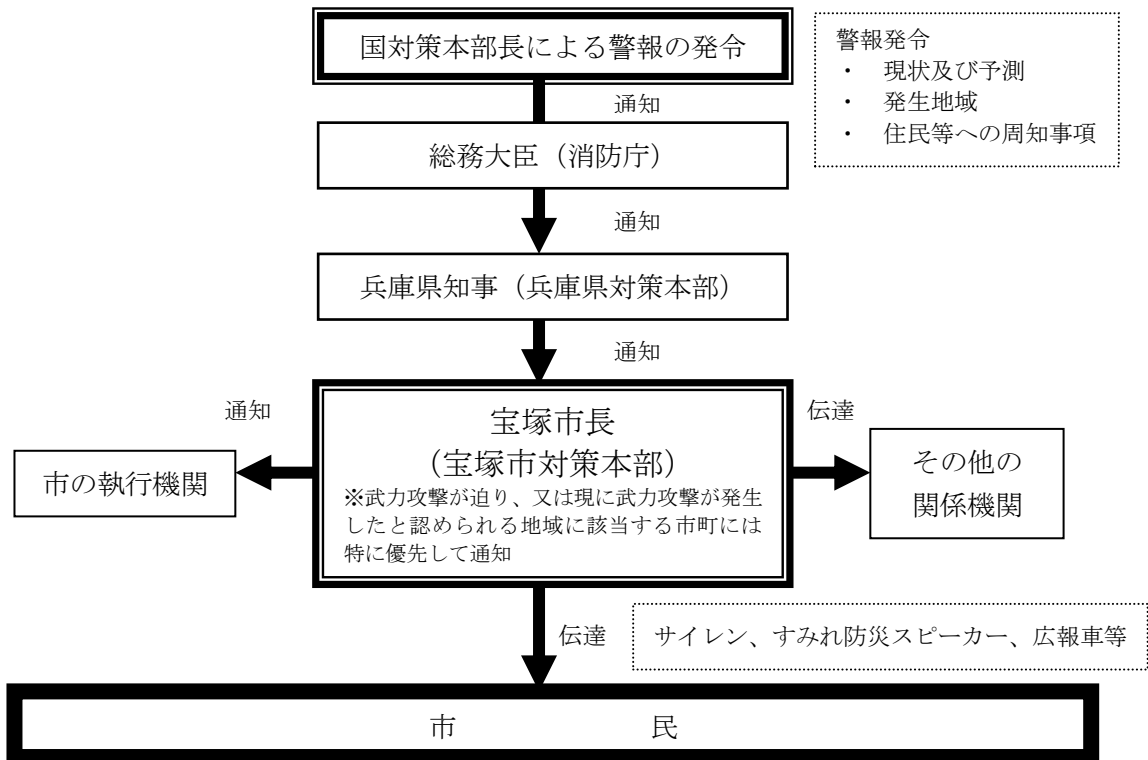
市は、県から警報の内容の通知を受けた場合には、直ちに、その内容を市民及び関係のある公私の団体（消防団、自治会、自主防災組織等）に警報の内容を伝達する。

(2) 警報の内容の通知（法 47 I）

市は、当該市の他の執行機関その他の関係機関（教育委員会、市立病院、保育園等）に対し、警報の内容を通知する。

市は、警報が発令された旨の報道発表については速やかに行うとともに、市のホームページ（<https://www.city.takarazuka.hyogo.jp/>）に警報の内容を掲載する。

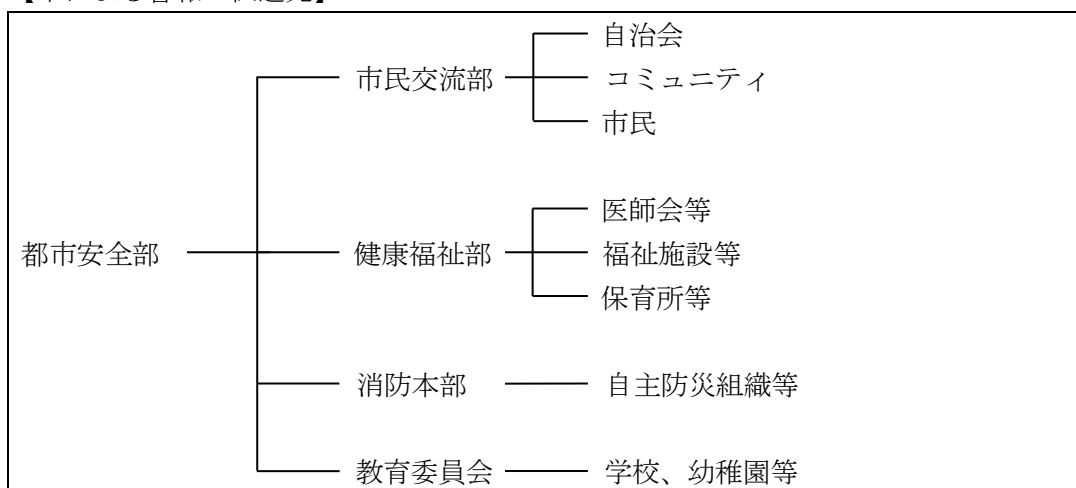
※ 市長から関係機関への警報の通知・伝達の仕組みを図示すれば、下記のとおり。



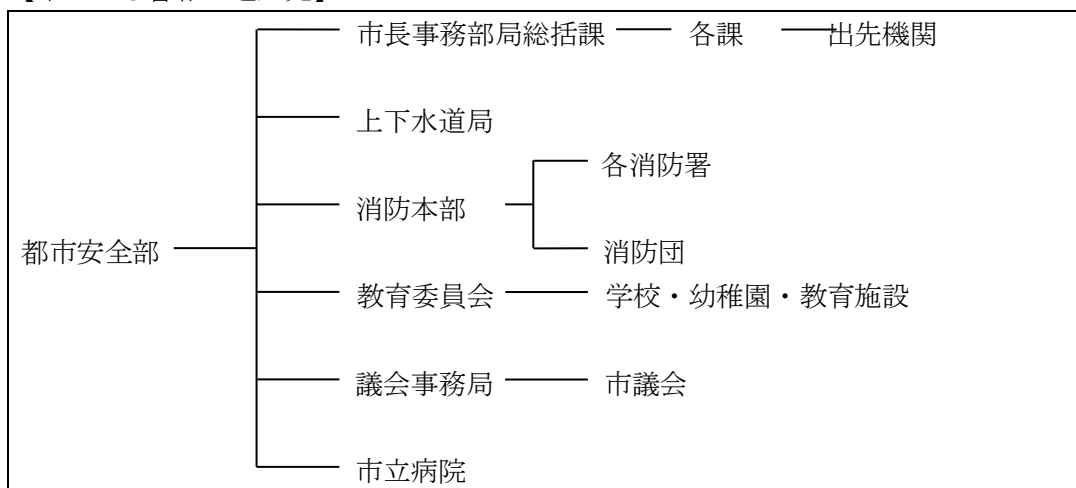
【警報に定める事項】（法 44 II・III）

- ① 武力攻撃事態等の現状及び予測
- ② 武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域
（地域が特定できないときは、当該事項が定められない場合がある。）
- ③ その他市民及び公私の団体に対し周知させるべき事項

【市による警報の伝達先】



【市による警報の通知先】



2 警報の内容の伝達方法（法 47 II）

(1) 警報の内容は、E-m-n-e-t、J-A-L-E-R-Tを活用し、地方公共団体に伝達される。

市長は、J-A-L-E-R-Tと連携しているすみれ防災スピーカー等の情報伝達手段等により、原則として、次の要領により、警報の伝達を行うものとする。

ア 武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域に市が含まれば、原則として、すみれ防災スピーカーや広報車等のスピーカーで国が定めたサイレンを最大音量で吹鳴して市民に注意喚起した後、武力攻撃事態等において警報が発令された事実等を周知するものとする。

イ アで示す地域に含まれない場合、原則として、サイレンは使用せず、すみれ防災スピーカーやホームページ等により、周知を図る。

なお、このことは、市長が特に必要と認める場合に、サイレンを使用することを妨げるものではない。

さらに、ひょうご防災ネットを活用して、携帯電話のメール機能により、警報の内容を配信する。また、広報車の使用、消防団や自主防災組織による伝達、自治会等への協力依頼などのすみれ防災スピーカーによる伝達以外の方法も活用する。

※ J - A L E R T によって情報が伝達されなかった場合においては、E m - n e t によって伝達された情報をホームページ等に掲載する等により、周知を図る。

(2) 伝達体制の整備

市長は、その職員並びに消防長及び消防団長を指揮し、あるいは自主防災組織、自治会等の地域コミュニティの自発的な協力を得ることなどにより、各世帯等に警報の内容を伝達することができるよう、体制の整備に努めるものとする。

この場合において、消防本部は保有する車両・装備を有効に活用し、巡回等による伝達を行うとともに、消防団は、平素からの地域との密接なつながりを生かし、自主防災組織、自治会や避難行動要支援者等への個別の伝達を行うなど、それぞれの特性を生かした効率的な伝達が行われるように配慮する。

また、市は、県警察の交番、駐在所、パトカー等の勤務員による拡声機や標示を活用した警報の内容の伝達が的確かつ迅速に行われるよう、県警察と緊密な連携を図る。

(3) 多数の者が利用する施設に対する警報の伝達(法 48)

市は、警報の伝達を行う場合においては、工場、大規模集客施設、大規模集合住宅、事業所その他の多数の者が利用又は居住する施設に対する伝達について配慮する。

(4) 市は、高齢者、障碍（がい）者、外国人等に対する警報の内容の伝達においては、以下の点に配慮する。

また、防災・福祉部局との連携の下で避難行動要支援者名簿を活用するなど、避難行動要支援者に迅速に正しい情報が伝達され、避難などに備えられるような体制の整備に努める。

ア 聴覚障碍（がい）者に対しては目に見える情報を、視覚障碍（がい）者に対しては音声情報を提供するなど、個々のニーズに応じることができるよう、複数の情報提供手段による警報の伝達に努めるものとする。

イ 病院や社会福祉施設等の傷病者、高齢者、障碍（がい）者等が入院・入所している施設及び学校、幼稚園及び保育所等の児童や乳幼児が通学、通園している施設については、優先して警報を伝達するよう努めるものとする。

ウ 自主防災組織や自治会等の自主的な協力を得て、高齢者、障碍（がい）者等が居住する世帯、とりわけ高齢者等の独居世帯に対して、戸別に警報の伝達を行うよう努めるものとする。

エ 日本語の理解が十分でない外国人に対しては、外国語ホームページでの発信や、多言語放送を行うコミュニティFMやFM放送の協力を得て、多言語で警報の内容を発信するほか、必要に応じて、外国人団体及びNGO等の関係団体に対して情報を提供するなど、警報の伝達が円滑に行われるよう努めるものとする。

3 警報の解除（法 51）

警報が解除されたときは、市長は、警報が発令された場合と同様の方法で、警報の解除の通知、伝達を行うものとする。ただし、警報の解除の伝達においては、市長は、原則として、サイレンは使用しないものとする。

4 緊急通報の伝達及び通知

緊急通報の市民や関係機関への伝達・通知方法については、原則として警報の伝達・通知方法と同様とする。

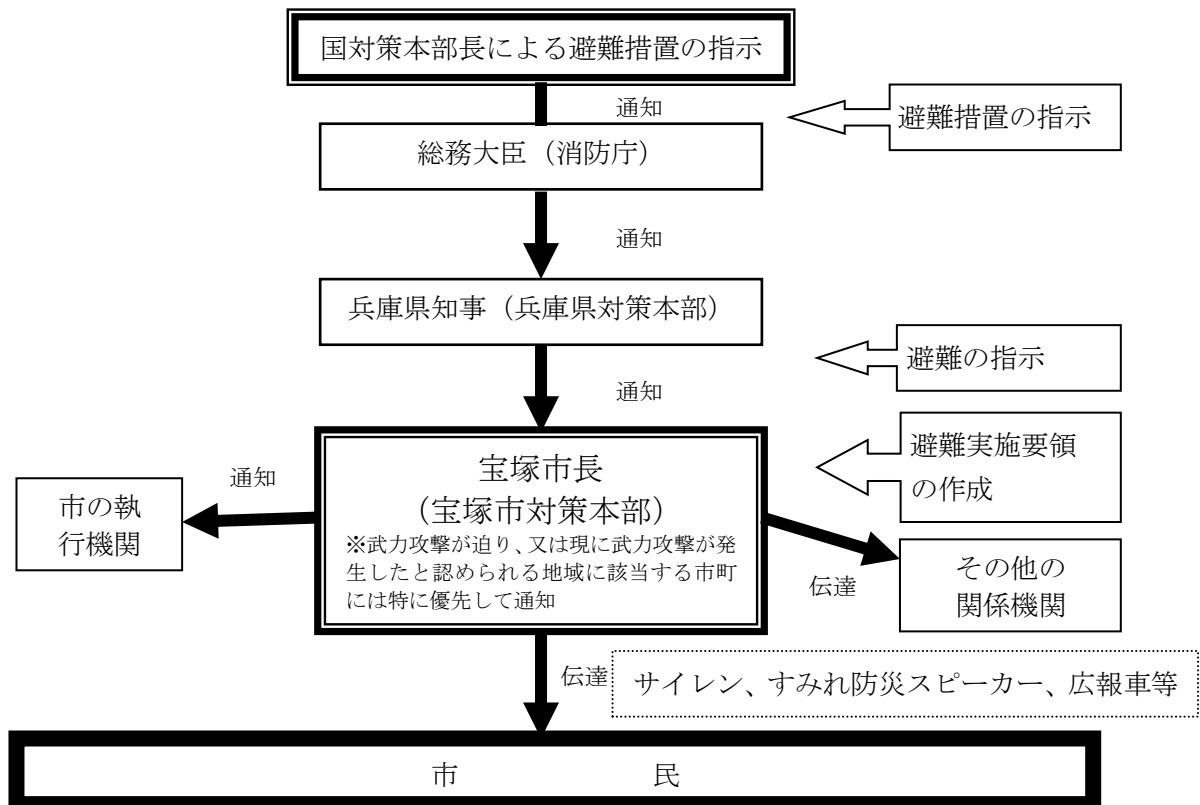
第2節 避難住民の誘導等

市は、県の避難の指示に基づいて、避難実施要領を作成し、避難住民の誘導を行うこととなる。市が市民の生命、身体、財産を守るための責務の中でも非常に重要なプロセスであることから、避難の指示の市民等への通知・伝達及び避難住民の誘導について、以下のとおり定める。

1 避難の指示の通知・伝達

- (1) 市長は、知事が避難の指示を迅速かつ的確に行えるよう、事態の状況を踏まえ、被災情報や現場における事態に関する情報、避難住民数、避難誘導の能力等の状況について、収集した情報を迅速に県に提供する。
- (2) 市長は、知事による避難の指示が行われた場合には、警報の内容の伝達に準じて、その内容を、市民及び関係ある公私の団体に対して迅速に伝達するとともに、避難の指示に従い落ち着いて行動するよう要請する。

※ 避難の指示の流れについては下図のとおり。



(市長は避難の指示受領後、速やかに避難実施要領を作成し、上記と同様に通知・伝達を行う。)

【避難の指示の内容】（法 52Ⅱ・54Ⅱ）

- | |
|--|
| ① 市民の避難が必要な地域（要避難地域）
② 市民の避難先となる地域（避難先地域。市民の避難の経路となる地域を含む。）
③ 関係機関が講ずべき措置の概要
④ 主要な避難の経路
⑤ 避難のための交通手段
⑥ その他避難の方法 |
|--|

2 避難住民の誘導

知事から避難の指示の通知を受けた市長は、避難実施要領を定め、それに基づき避難住民の誘導を行うことについて定める。
--

(1) 避難実施要領の策定（法 61Ⅰ・Ⅱ）

ア 市長は、知事から避難の指示の通知を受けたときは、県、県警察等関係機関の意見を聴きつつ、あらかじめ作成した避難実施要領のパターン等に基づき、的確かつ迅速に避難実施要領を策定するものとする。

【避難実施要領に定める事項】（法 61Ⅱ）

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ・ 避難の経路、避難の手段その他避難の方法に関する事項 ・ 避難住民の誘導の実施方法、避難住民の誘導に係る関係職員の配置その他避難住民の誘導に関する事項 ・ 避難の実施に関し必要な事項 |
|--|

イ 市長は、避難実施要領の策定に当たっては、次の点に留意するものとする。

(ア) 要避難地域及び避難住民の誘導の実施単位

避難が必要な地域の住所を可能な限り明示するとともに、自治会、事務所等、地域の実情に応じた適切な避難の実施単位を記載する。

(イ) 避難先

避難先の住所及び施設名を可能な限り具体的に記載する。

(ロ) 一時集合場所及び集合方法

避難住民の誘導や運送の拠点となるような一時集合場所等の住所及び場所名を可能な限り具体的に明示するとともに、集合場所への交通手段を記載する。

(ハ) 集合時間

避難誘導の際の交通手段の出発時刻や避難誘導を開始する時間を可能な限り具体的に記載する。

(ニ) 集合に当たっての留意事項

集合後の自治会内や近隣住民間での安否確認等、集合に当たっての避難住民の留意すべき事項を記載する。

(ホ) 避難の手段及び避難の経路

集合後に実施する避難誘導の交通手段を明示するとともに、避難誘導の開始時間及び避難経路等、避難誘導の詳細を可能な限り具体的に記載する。

(ヘ) 市職員、消防職団員の配置等

避難住民の避難誘導が迅速かつ円滑に行えるよう、市職員、消防職員、消防団員

の配置及び担当業務を明示するとともに、その連絡先等を記載する。

- (ク) 高齢者、障碍（がい）者その他特に配慮を要する者への対応
高齢者、障碍（がい）者、乳幼児等、自ら避難することが困難な者の避難誘導を円滑に実施するために、これらの者への対応方法を記載する。
- (ケ) 要避難地域における残留者の確認
要避難地域に残留者が出ないように、残留者の確認方法を記載する。
- (コ) 避難誘導中の食料等の支援
避難誘導中に避難住民へ、食料・水・医療・情報等を的確かつ迅速に提供できるよう、それら支援内容を記載する。
- (カ) 避難住民の携行品、服装
避難住民の誘導を円滑に実施できるような必要最低限の携行品、服装について記載する。
- (シ) 避難誘導から離脱してしまった際の緊急連絡先等
問題が発生した際の緊急連絡先を記述する。

【避難実施要領のイメージ】

避難実施要領（一例）

兵庫県宝塚市長
○月○日○時現在

1 避難の経路、避難の手段その他避難の方法

宝塚市における市民の避難は、次の方法で行うものとする。

(1) 宝塚市の宝塚1地区の住民は、B市のB1地区にあるB市立B1高校体育館を避難先として、○日○時を目途に住民の避難を開始する。

【避難経路及び避難手段】

○ 避難の手段（バス・鉄道・船舶・その他）

・バスの場合

宝塚市宝塚1地区の住民は、宝塚市立宝塚1小学校グラウンドに集合する。その際、○日○時を目途に、できるだけ自治会、事業所等の単位で行動すること。集合後は、○○バス会社の用意したバスにより、国道○○号線を利用して、B市立B1高校体育館に避難する。

・鉄道の場合

宝塚市宝塚1地区の住民は、○○鉄道△△線宝塚駅前広場に集合する。その際○日○時○分を目途に、できるだけ自治会、町内会、事業所等の単位で行動し、宝塚駅までの経路としては、できるだけ国道176号線を使用すること。集合後は、○日○時○分発B市B1駅行きの電車で避難する。B市B1駅到着後は、B市職員及び宝塚市職員の誘導に従って、主に徒歩でB市立B1高校体育館に避難する。

・・・・以下略・・・・

(2) 宝塚市宝塚2地区の住民は、B市B2地区にあるB市立B2中学校を避難先として、○日○時○分を目途に住民の避難を開始する。

・・・・以下略・・・・

2 避難住民の誘導の実施方法

(1) 職員の役割分担

避難住民の避難誘導が円滑に行えるよう、以下に示す要員及びその責任者等について、市職員等の割り振りを行う。

- ・住民への周知要員
- ・避難誘導要員
- ・市対策本部要員
- ・現地連絡要員
- ・避難所運営要員
- ・水、食料等支援要員 等

(2) 残留者の確認

市で指定した避難の実施時間の後、すみやかに、避難を指示した地区に残留者がいないか確認する。（時間的余裕がある場合は、各世帯に声をかける。）

(3) 高齢者、障碍（がい）者その他特に配慮を要する者に対する避難誘導
誘導に当たっては、傷病者、障碍（がい）者、高齢者、幼児等を優先的に避難誘導する。
また、自主防災組織や自治会など地域住民にも、福祉関係者との連携の下、市職員等の
行う避難誘導の実施への協力を要請する。

3 その他避難の実施に関し必要な事項

(1) 携行品は、数日分の飲料水や食料品、生活用品、救急医薬品、ラジオ、懐中電灯等、
必要なものを入れた非常持出品だけとし、身軽に動けるようにする。

(2) 服装は、身軽で動きやすいものとし、帽子や頭巾で頭を保護し、靴は底の丈夫な履
きなれた運動靴を履くようにする。

(3) 避難誘導から離脱してしまった場合などの、緊急時の連絡先は以下のとおりとする。

宝塚市対策本部 担当 △山○男

T E L 0797-77-2078

F A X 0797-77-2012

・・・以下略・・・

(2) 避難実施要領の策定の際における考慮事項

避難実施要領の策定に際しては、以下の点に考慮する。

ア 避難の指示の内容の確認（地域毎の避難の時期、優先度、避難の形態）

イ 事態の状況の把握（警報の内容や被災情報の分析（特に、避難の指示以前に自主的
な避難が行われる状況も勘案））

ウ 避難住民の概数把握

エ 誘導の手段の把握（屋内避難、徒歩による移動避難、長距離避難（運送事業者であ
る指定公共機関等による運送））

オ 輸送手段の確保の調整（輸送手段が必要な場合（県との役割分担、運送事業者との
連絡網、一時避難場所の選定））

カ 避難行動要支援者の避難方法の決定（避難行動要支援者名簿、避難行動要支援者支
援班の設置）

キ 避難経路や交通規制の調整（具体的な避難経路、県警察との避難経路の選定・自家
用車等の使用に係る調整、道路の状況に係る道路管理者との調整）

ク 職員の配置（各地域への職員の割り当て、現地派遣職員の選定）

ケ 関係機関との調整（現地調整所の設置、連絡手段の確保）

コ 自衛隊及び米軍の行動と避難経路や避難手段の調整（県対策本部との調整、国の対
策本部長による利用指針を踏まえた対応）

【国の対策本部長による利用指針の調整】

自衛隊や米軍の行動と保護措置の実施について、道路、港湾施設、飛行場施設等にお
ける利用のニーズが競合する場合には、市長は、国の対策本部長による「利用指針」の
策定に係る調整が開始されるように、県を通じて、国の対策本部に早急に現場の状況等
を連絡する。

この場合において、市長は、県を通じた国の対策本部長による意見聴取（武力攻撃事

態等における特定公共施設等の利用に関する法律（平成16年法律第114号）第6条第3項等）及び国の対策本部長からの情報提供の求め（同法第6条第4項等）に適切に対応できるよう、避難の現状、施設の利用の必要性や緊急性等について、市の意見や関連する情報をまとめる。

(3) 避難実施要領の伝達・通知（法61Ⅲ・Ⅳ）

市長は、避難実施要領を定めたときは、警報の伝達方法に準じて、直ちにその内容を市民に伝達するとともに、市の他の執行機関、本市の区域を管轄する消防長、宝塚警察署長、自衛隊兵庫地方協力本部長等に通知するものとする。また、管轄する県地方対策本部長（阪神北県民局長）にも、併せて通知するものとする。

(4) 避難住民の誘導（法62・63Ⅰ）

ア 市長による避難住民の誘導

市長は、避難実施要領で定めるところにより、市の職員並びに消防長及び消防団長を指揮し、避難住民及び誘導する職員等の安全の確保に十分に配慮のうえ、避難住民を誘導する。その際、避難実施要領の内容に沿って、自治会、自主防災組織、学校、事業所等を単位として誘導を行う。ただし、緊急の場合には、この限りではない。

また、市長は、避難実施要領に沿って、避難経路の要所要所に職員を配置して、各種の連絡調整に当たらせるとともに、行政機関の車両や案内板を配置して、誘導の円滑化を図る。また、職員には、市民に対する避難誘導活動への理解や協力を得られるよう、毅然とした態度での活動を徹底させ、防災服、腕章、旗、特殊標章等を携行させる（特に、都市部等の人的関係が希薄な地域や昼間人口が多い地域では、重要である。）。

なお、夜間では、暗闇の中における視界の低下により人々の不安も一層高まる傾向にあることから、避難誘導員が、避難経路の要所要所において、夜間照明（投光器具、車のヘッドライト等）を配備するなど市民の不安軽減のため必要な措置を講ずる。

市長は、大規模集客施設からの一時滞在者等を避難誘導する場合、当該施設管理者と十分に連携し、必要な対策をとるものとする。

イ 消防機関の活動

消防本部及び消防署は、消火活動及び救助・救急活動の状況を勘案しつつ、市長の定める避難実施要領に基づき、要所に消防車両等を配置し、車載の拡声器を活用する等効果的な誘導を実施するとともに、避難行動要支援者の人員輸送車両等による運送を行う等保有する装備を有効活用した避難住民の誘導を行う。

消防団は、消火活動及び救助・救急活動について、消防本部又は消防署と連携しつつ、自主防災組織、自治会等と連携した避難住民の誘導を行うとともに、避難行動要支援者に関する情報の確認や要避難地域内残留者の確認等を担当する等地域とのつながりを生かした活動を行う。

ウ 避難誘導を行う関係機関との連携

市長は、避難実施要領の内容を踏まえ、市職員及び消防機関のみでは十分な対応が困難であると認めるときは、宝塚警察署長又は保護措置の実施を命ぜられた自衛隊の部隊等の長に対して、警察官等による避難住民の誘導を行うよう要請するものとする。この場合において、市長は、その旨を知事に通知するものとする。

また、警察官等が避難住民の誘導を行う場合に警察署長等から協議を受けた際は、

市長は、その時点における事態の状況や避難誘導の状況に照らして、交通規制等関係機関による必要な措置が円滑に行われるよう所要の調整を行う。

これらの誘導における現場での調整を円滑に行い、事態の変化に迅速に対応できるよう、市長は、事態の規模・状況に応じて現地調整所を設け、関係機関との情報共有や活動調整を行う。

エ 自主防災組織等に対する協力の要請

市長は、避難住民の誘導に当たっては、自主防災組織や自治会長等の地域においてリーダーとなる住民に対して、避難住民の誘導に必要な援助について、協力を要請する。

オ 誘導時における食品の給与等の実施や情報の提供

市長は、避難住民を誘導するときは、避難住民及び誘導する職員等の安全の確保に十分に配慮するとともに、必要に応じ県と連携して、食品の給与、飲料水の供給、医療の提供その他必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

カ 大規模集客施設等における避難

市は、大規模集客施設や旅客輸送関連施設の施設管理者等と連携し、施設の特性に応じ、当該施設等に滞在する者等についても、避難等の国民保護措置が円滑に実施できるよう必要な対策をとる。

キ 高齢者、障害（がい）者、乳幼児等への配慮

市長は、高齢者、障害（がい）者、乳幼児等の避難を万全に行うため、避難行動要支援者支援班を設置するとともに同名簿を活用するなどにより、社会福祉協議会、民生委員、介護保険制度関係者、障害（がい）者団体等と協力して、避難行動要支援者への連絡、運送手段の確保を的確に行うものとする（「避難行動要支援者名簿」を活用しながら対応を行う。その際、民生委員と社会福祉協議会との十分な協議の上、その役割を考える必要がある）。

（ゲリラ・特殊部隊による攻撃等に際しては、被害が局地的、限定的なものにとどまることも多いことから、時間的余裕がなく、移動により攻撃に巻き込まれる可能性が高い場合は、屋内への避難を現実的な避難方法として検討せざるを得ない場合もあり得る。）

また、自ら管理する病院、老人福祉施設、障害（がい）者福祉施設、幼稚園、保育所、養護学校等において、拡声装置等による警報、避難方法等の伝達、職員による引率、保護者への連絡及び引渡し、避難の誘導等の施設の管理者一般に広く期待される措置のほか、自ら避難することが困難な者に対して、車いすや担架による移動の補助、車両による搬送などのできる限りの措置を講ずるよう努める。

ク 残留者等への対応

避難の指示に従わずに要避難地域にとどまる者に対しては、事態の状況等に関する情報に基づき丁寧な説明を行い、残留者の説得に努めるとともに、避難に伴う混雑等により危険な事態が発生する場合には、必要な警告や指示を行う。

ケ 避難所等における安全確保等

市は、県警察が行う被災地、避難所等における犯罪の予防のための活動に必要な協力を行うとともに、県警察と協力し、市民等からの相談に対応するなど、市民等の不安の軽減に努める。

コ 動物の保護等に関する配慮

市は、「動物の保護等に関して地方公共団体が配慮すべき事項についての基本的考え方について（平成17年8月31日付け環境省自然環境局総務課動物愛護管理室及び農林水産省生産局畜産部畜産企画課通知）」を踏まえ、以下の事項等について、所要の措置を講ずるよう努める。

(ア) 危険動物等の逸走対策

- a 市は、武力攻撃事態等において、危険動物等が逸走した場合は、市民及び避難住民への周知並びに避難誘導を図る。
- b 市は、逸走した危険動物等の迅速な捕獲等の必要な措置を行う。
- c 市は、逸走した危険動物等により市民及び避難住民に危害が及んだ場合には、迅速な救援活動等を行う。

(イ) 要避難地域等において飼養又は保管されていた家庭動物等の保護等

- a 市は、武力攻撃事態等において、所有者等が行う要避難地域等において飼養又は保管されていた家庭動物等の保護の支援や負傷した家庭動物等の保護収容を行うとともに、家庭動物等についての相談・助言等の必要な措置を実施する。
- b 市は、武力攻撃事態等において、動物の愛護及び避難住民の精神的安定等を図る観点から、所有者等が要避難地域等において飼養又は保管されていた家庭動物等の飼養又は保管を避難所において行う場合には、その活動を支援するとともに、家庭動物等についての相談・助言等必要な措置を実施する。

サ 通行禁止措置の周知

道路管理者たる市は、道路の通行禁止等の措置を行ったときは、県警察と協力して、直ちに、市民等に周知徹底を図るよう努める。

シ 県に対する要請等

市長は、避難住民の誘導に際して食料、飲料水、医療等が不足する場合には、知事に対して、必要な支援の要請を行う。

その際、特に、県による救護班等の応急医療体制との連携に注意する。

また、避難住民の誘導に係る資源配分について他の市町と競合するなど広域的な調整が必要な場合は、知事に対して、所要の調整を行うよう要請する。

市長は、知事から、避難住民の誘導に関して、是正の指示があったときは、その指示の内容を踏まえて、適切な措置を講ずる。

ス 自家用車等の使用の制限

市民の避難に当たっては、交通渋滞を引き起こす可能性があるなどの観点から、原則として、自家用車等の使用を制限する。

(ア) 地域特性による特例

山間部など公共交通機関が限られている地域における住民の避難については、知事は、避難の指示を行うに当たり、地理的条件や地域の交通事情等を勘案し、県警察の意見を聞いた上で、自家用車等を交通手段として示すことができるものとされている。

(イ) 高齢者、障碍（がい）者、乳幼児等に関する特例

高齢者、障碍（がい）者、乳幼児等、自ら避難することが困難な者の避難を円滑に実施するため、特に必要があると認める場合には、知事は、避難の指示を行うに当たり、県警察の意見を聞いた上で、自家用車等を交通手段として示すことができるもの

とされている。

セ 避難住民の運送の求め等（法71）

(ア) 市長は、避難住民の運送が必要な場合において、県との調整により、運送事業者である指定公共機関等に対して、避難住民の運送を求める。この場合において、市は、関係機関及びその職員に危険が及ぶことがないように、当該指定公共機関等に当該運送を的確かつ安全に実施するために必要な情報を十分に提供すること等により、関係機関及びその職員の安全の確保に十分配慮する。

(イ) 原則として、市の区域内の運送の場合は、市が運送事業者である指定公共機関等に対して運送を求め、市の区域を越える運送の場合は、県から運送を求めるものとする。

(ウ) 市長は、運送事業者である指定公共機関等が正当な理由なく運送の求めに応じないと認めるときは、指定公共機関にあつては、県を通じて国の対策本部長に対し、指定地方公共機関にあつては、県対策本部長に、その旨を通知する。

ソ 避難住民の復帰のための措置

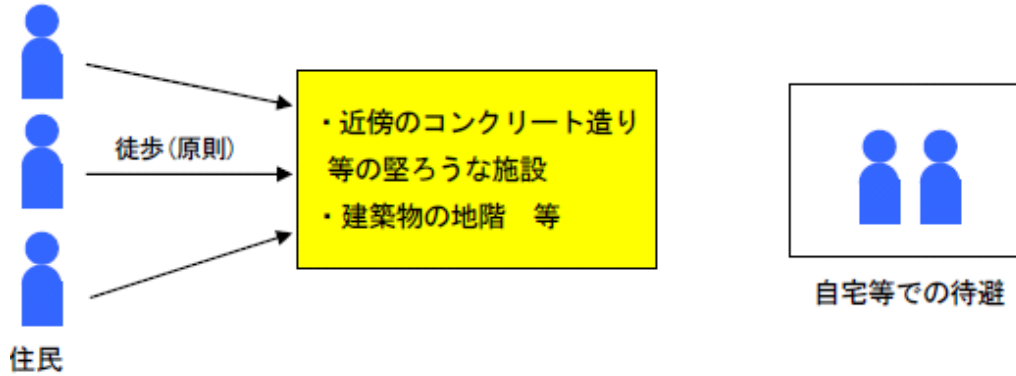
市長は、避難の指示が解除された時は、避難住民の復帰に関する要領を作成し、避難住民を復帰させるため必要な措置を講ずる。

3 避難の種類

市民の避難については、武力攻撃事態等の状況により様々な形態により実施することとなるが、避難先地域の区分に応じて、基本的な避難の種類を示す。

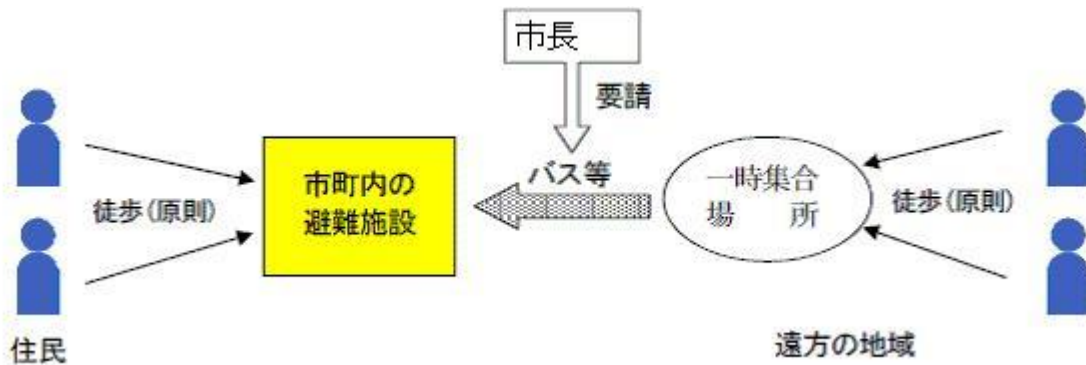
(1) 屋内への避難

弾道ミサイル攻撃など極めて短時間で避難が必要な場合や、ゲリラや特殊部隊による攻撃が突発的に発生した場合などにおいては、できるだけ近傍のコンクリート造り等の堅ろうな施設や地下施設に直ちに避難する。その後、事態の推移、被害の状況等に応じて、下記の(2)から(4)までの類型により、他の安全な地域へ避難する。



(2) 市内の避難

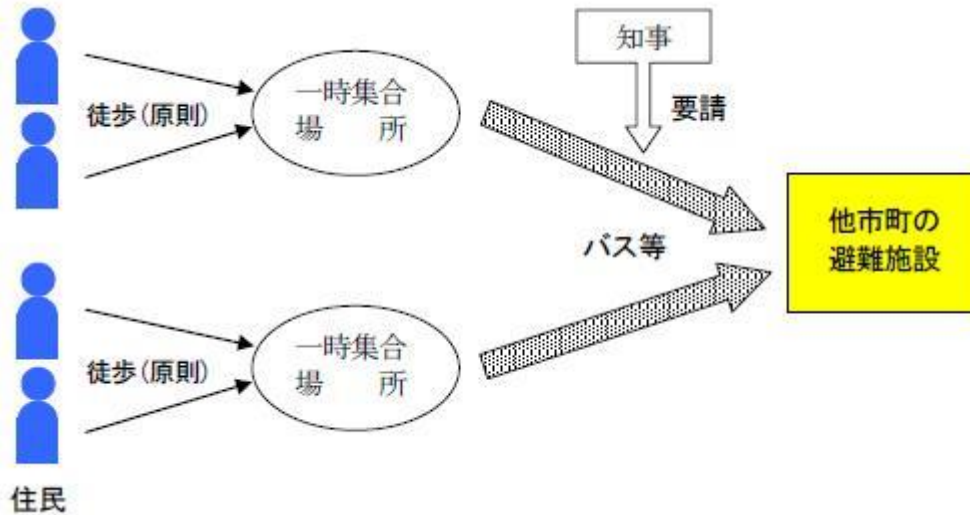
市内において避難する場合は、徒歩を原則として、市内の避難施設に避難する。また、市内であっても遠方への避難が必要な場合は、市長が要請したバス等により避難を行う。この場合においては、市民は、徒歩を原則として、一時集合場所へ移動した後に、バス等に分乗する。



(3) 県内他市町への避難

県内の他市町へ避難する場合は、市民は、徒歩を原則として、一時集合場所へ移動した後、知事が要請したバス等により避難を行う。

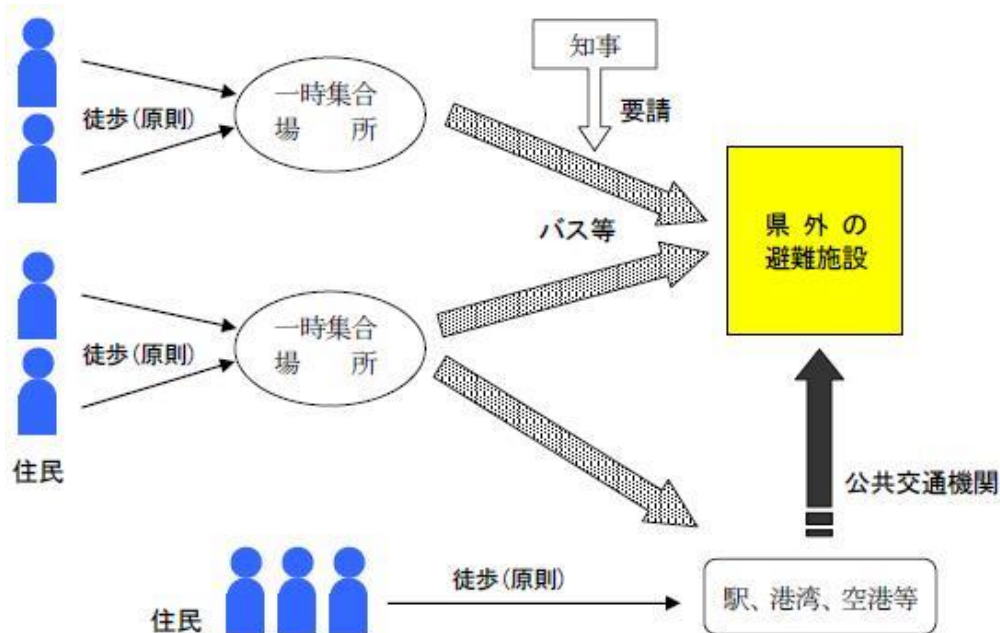
また、鉄道、路線バス等の公共交通機関が利用可能な場合は、当該交通手段による避難も行う。



(4) 県外への避難

大規模な着上陸侵攻等の本格的な侵略事態など他の都道府県への避難が必要な場合は、原則として、鉄道、船舶、航空機等の公共交通機関による避難を行う。この場合においては、市民は、徒歩を原則として、駅、港湾等に集合し、指定された公共交通機関により避難する。

また、知事が要請したバス等により避難する場合は、市民は、徒歩を原則として、一時集合場所へ移動した後、バス等により避難を行う。



4 事態の類型等に応じた避難にあたって留意すべき事項

事態の類型等により、市民の避難の形態が大きく異なることから、それぞれの場面における避難に当たって配慮すべき事項について定める。

(1) 着上陸侵攻の場合

ア 大規模な着上陸侵攻やその前提となる反復した航空機攻撃等の本格的な侵略事態に伴う避難は、事前の準備が可能である一方、保護措置を実施すべき地域が広範囲となり、県の区域を越える避難に伴う国全体としての調整等が必要となるため、国の総合的な方針としての具体的な避難措置の指示を待って行うことを基本とし、平素からかかる避難を想定した具体的な対応については、定めることはしない。

また、国対策本部長は、避難措置の指示に先だて、事前に避難対象となる住民数や想定される避難の方法等について、関係都道府県知事から意見聴取を行うものとされており、知事は、国対策本部長による当該避難措置の指示が円滑に行えるよう、これらの関連する情報について、消防庁を通じて、国対策本部長に早急に連絡するものとされている。

イ 市は、避難の誘導に当たっては、大規模な住民避難が行われることに伴う混乱発生の防止に努めるほか、県警察は、避難経路の確保と秩序だった避難のため、適宜交通規制を行うものとされている。

(2) ゲリラや特殊部隊による攻撃の場合

ア 国対策本部長による避難措置の指示及び知事による避難の指示を踏まえて、避難実施要領を策定し、迅速に避難住民の誘導を実施することが基本である。

イ その際、ゲリラや特殊部隊による攻撃からの避難は、多くの場合は、攻撃の排除活動と並行して行われることが多いことから、警報の内容等とともに、現場における自衛隊及び県警察からの情報や助言等を踏まえて、最終的には、市民を要避難地域の外に避難させることとなる。その際、武力攻撃がまさに行われており、市民に危害が及ぶおそれがある地域については、攻撃当初は一時的に屋内に避難させ、移動の安全が確保された後、適当な避難先に移動させることが必要となる。

ウ 急襲的な攻撃により、県対策本部長による避難の指示を待ついとまがない場合には、市長は、当該攻撃が行われた現場における被害の状況に照らして、退避の指示、警戒区域の設定等を行い、危険な地域への一般市民の立入禁止を徹底する。なお、その際にも、事後的に避難措置の指示が出されることが基本である。

以上から、避難実施要領の策定に当たっては、各執行機関、消防機関、兵庫県、県警察、自衛隊等の関係機関の意見を聴き、それらの機関からの情報や助言を踏まえて、避難の方法を策定することが必要であり、また、事態の変化等に機敏に対応するため、現場における関係機関の情報を共有し、関係機関からの助言に基づく的確な措置を実施できるよう、現地調整所を設けて活動調整に当たることとする。

(3) 弾道ミサイルによる攻撃の場合

ア 弾道ミサイル攻撃に伴う警報の発令の場合には、当初は屋内避難が指示されることから、警報と同時に、市民を屋内に避難させることが必要である。

このため、できるだけ近傍のコンクリート造り等の堅ろうな施設や建築物の地階等の地下施設に市民を避難させる。

イ 着弾直後については、その弾頭の種類や被害の状況が判明するまで屋内から屋外に

出るとは危険を伴うことから、知事は、屋内避難の指示を継続するとともに、被害内容が判明後、国対策本部長からの避難措置の指示の内容を踏まえ、他の安全な地域への避難を行うなど、避難措置の指示の内容に沿った避難の指示を行うものとされている。

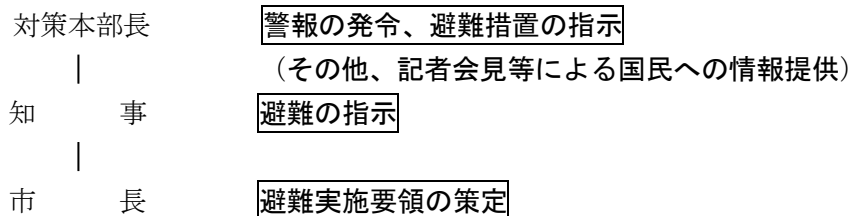
【避難の指示の内容（例）】

避難の指示（一例）
○ 弾道ミサイル攻撃による警報の発令及び避難措置の指示があったので、市民は、速やかに、屋内（特に建物の中心部）に避難すること。その際、できるだけ、近隣の堅ろうな施設や建築物の地階、地下街などに避難すること。
○ 次の避難措置の指示が行われるまで、当該屋内に留まるとともに、テレビやラジオその他の手段により、情報の入手に努めること。 （特に、着弾後において、避難措置の指示がある場合）
○ 要避難地域に該当する宝塚市A地区の住民は、次に避難の指示の解除があるまで、屋内に留まること。 弾頭の種類は、○○剤と考えられることから、・・・

ウ 以下の措置の流れを前提として、避難実施要領の内容は、あらかじめ出される避難措置の指示及び避難の指示に基づき、弾道ミサイルが発射された段階で迅速に個々人が対応できるよう、その取るべき行動を周知することが主な内容となる。

（弾道ミサイル攻撃の場合の措置の流れ）

(ア) 対策本部長は、弾道ミサイルの発射が差し迫っているとの警報を発令、避難措置を指示



(イ) 実際に弾道ミサイルが発射されたときは、対策本部長がその都度警報を発令

※ 弾道ミサイル攻撃については、発射の兆候を事前に察知した場合でも、発射された段階で攻撃目標を特定することは極めて困難であり、また、弾道ミサイルの主体（国又は国に準ずる者）の意図等により攻撃目標は変化するとともに、その保有する弾道ミサイルの精度により、実際の着弾地点は変わってくる。

このため、市は弾道ミサイル発射時に住民が適切な行動をとることができるよう、全国瞬時警報システム（J-ALERT）による情報伝達及び弾道ミサイル落下時の行動について平素から周知に努めるとともに、弾道ミサイルが発射された場合には、すべての市（町村）に着弾の可能性があり得るものとして、対応を考える必要がある。

(4) 航空攻撃の場合

急襲的に航空攻撃が行われる場合については、攻撃の目標地を限定せずに広範囲に屋内避難が指示されることから、弾道ミサイル攻撃の場合と同様の対応を取るものとする。

(5) 武力攻撃原子力災害の場合

知事は、国対策本部における専門的な分析を踏まえて出される避難措置の指示を受けて、避難の指示を行うこととし、事態の状況を見て、次のような指示を行うものとされている。

ア コンクリート屋内等への屋内避難を指示

イ 事態の進捗に応じて、他の地域への避難によらなければ相当の被ばくを避けられない場合には、当該避難を指示

(6) NBC攻撃の場合

消防機関及び県警察等の避難誘導をする者は防護服を着用するなど、安全を図るための措置を講ずるよう努めるとともに、攻撃の特徴に留意しつつ、必要な措置を講ずるものとされている。

【NBC攻撃における避難の留意点】

攻撃の種類	留意点
核攻撃等	<p>① 核爆発に伴う熱線、爆風等による直接の被害を受ける地域</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 攻撃当初の段階は、爆心地周辺から直ちに離れ、地下施設等に避難 ・ 一定時間経過後、放射線の影響を受けない安全な地域に避難 ・ 放射性ヨウ素による体内汚染が予想されるときは安定ヨウ素剤の服用等を指示 <p>② 放射性降下物からの放射線による被害を受けるおそれがある地域</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 放射線の影響を受けない安全な地域に避難 ・ 外部被ばくを最小限に抑えるため、風下を避けて風向きとなるべく垂直方向に避難 <p>③ ダーティボムによる攻撃の場合</p> <p>攻撃場所から直ちに離れ、できるだけ近傍の地下施設等への避難</p>
生物剤による攻撃	<ul style="list-style-type: none"> ・ 攻撃場所から直ちに離れ、外気からの密閉性の高い屋内の部屋又は感染のおそれのない安全な地域に避難 ・ ヒトや動物を媒体とする生物剤による攻撃の場合は、攻撃が行われた時期、場所等の特定が通常困難であり、市民を避難させるのではなく、感染者を入院させて治療
化学剤による攻撃	<ul style="list-style-type: none"> ・ 攻撃場所から直ちに離れ、外気からの密閉性の高い屋内の部屋又は風上の高台など汚染のおそれのない安全な地域に避難 ・ 化学剤は一般的に空気より重いいため、可能な限り高所に避難

第5章 救援

避難先地域において、避難住民や被災者の生命、身体及び財産を保護するために救援に関する措置を実施する必要があるため、その実施方法等について示す。

第1節 救援の実施

救援の実施手順、関係機関との連携等について定める。

1 救援の実施（法76）

(1) 知事による事務委任

知事は、下記の事項に該当するときは原則として、その権限に属する救援の実施に関する事務を、市長に委任することとされている。

- ア 市長が当該事務を行うことにより、救援の迅速、的確化が図られること
- イ 緊急を要する救援の実施に関する事務（避難所の設置、炊き出しその他による食品の給与、被災者の捜索及び救出等）及び県においては困難な救援の実施に関する事務（学用品の給与等）であること

(2) 市長は、上記(1)により、知事から実施すべき措置の内容及び期間の通知があったときは、以下に掲げる措置のうちで実施することとされた救援に関する措置を、県と密接に連携のうえ関係機関の協力を得て行う。

また、市長は、当該実施することとされた措置を除き、知事が実施する措置の補助を行う。

- ア 収容施設の供与
- イ 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給
- ウ 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与
- エ 医療の提供及び助産
- オ 被災者の捜索及び救出
- カ 埋葬及び火葬
- キ 電話その他の通信設備の提供
- ク 武力攻撃災害を受けた住宅の応急修理
- ケ 学用品の給与
- コ 死体の捜索及び処理
- サ 障害物の除去

2 関係機関との連携

(1) 県への要請等

市長は、事務の委任を受けた場合において、救援を実施するために必要と判断したときは、知事に対して国及び他の県に支援を求めるよう、具体的な支援内容を示して要請する。

(2) 他の市町との連携

市長は、事務の委任を受けた場合において、救援を実施するために必要と判断したときは、知事に対し、県内の他の市町との調整を行うよう要請する。

(3) 日本赤十字社との連携

市長は、事務の委任を受けた場合において、知事が日本赤十字社に委託した救援の措置又はその応援の内容を踏まえ、日本赤十字社と連携しながら救援の措置を実施する。

(4) 緊急物資の運送の求め

市長は、運送事業者である指定公共機関等に対し、緊急物資の運送を求める場合は、避難住民の運送の求めに準じて行う。

3 救援の内容

(1) 救援の基準等

市長は、事務の委任を受けた場合は、「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による救援の程度及び方法の基準」（平成25年内閣府告示第229号。以下「救援の程度及び基準」という。）及び県保護計画の内容に基づき救援の措置を行う。

市長は、「救援の程度及び基準」によっては救援の適切な実施が困難であると判断する場合には、知事に対し、内閣総理大臣に特別な基準の設定についての意見を申し出るよう要請する。

【救援の程度及び基準】（平成25年内閣府告示第229号）

救援の種類	対象	費用の限度額	備考
避難所の設置	避難住民又は武力攻撃災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者を収容する。	(基本額) 避難所設置費 1人1日当たり320円以内 (加算額) 冬季別に定める額を加算 高齢者等の要援護者を収容する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる。	1 費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物等の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費を含む。 2 収容する期間が長期にわたる場合又は長期にわたるおそれがある場合には「長期避難住宅」を設置でき、費用の限度額等は応急仮設住宅に準ずる。
応急仮設住宅の供与	住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を得ることができない者	1 規格 1戸当たり平均29.7㎡(9坪)を基準とする。 2 限度額 1戸当たり2,652,000円以内 3 同一敷地内等に概ね50戸以上設置した場合は、集会等に利用するための施設を設置できる。(規模、費用は別に定めるところによる)	1 平均1戸当たり29.7㎡、2,652,000円以内であればよい。 2 高齢者等の要援護者等を数人以上収容する「福祉仮設住宅」を設置できる。 3 賃貸住宅、宿泊施設等の借りに

							よる設置も対象とする。																					
炊き出しその他による食品の給与	1 避難所に収容された者 2 武力攻撃災害により炊事できない者	1 人1日当たり 1,130 円以内					食品給与のための総経費を延給食日数で除した金額が限度額以内であればよい。(1食は1/3日)																					
飲料水の供給	現に飲料水を得ることができない者(飲料水及び炊事のための水であること)	当該地域における通常の実費					輸送費、人件費は別途計上																					
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	避難又は武力攻撃災害により、生活上必要な被服、寝具、その他生活必需品を喪失、又は損傷し、直ちに日常生活を営むことが困難な者	1 夏季(4月～9月) 冬季(10月～3月)の季別は生活必需品の給与等を行う日をもって決定する。 2 下記金額の範囲内					1 備蓄物資の価格は年度当初の評価額 2 現物給付に限ること																					
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>季別</th> <th>1人世帯</th> <th>2人世帯</th> <th>3人世帯</th> <th>4人世帯</th> <th>5人世帯</th> <th>6人以上1人増すごとに加算</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>夏季</td> <td>18,400</td> <td>23,700</td> <td>34,900</td> <td>41,800</td> <td>52,900</td> <td>7,800</td> </tr> <tr> <td>冬季</td> <td>30,400</td> <td>39,500</td> <td>54,900</td> <td>64,200</td> <td>80,800</td> <td>11,100</td> </tr> </tbody> </table>					季別	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上1人増すごとに加算	夏季	18,400	23,700	34,900	41,800	52,900	7,800	冬季	30,400	39,500	54,900	64,200	80,800	11,100	
季別	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上1人増すごとに加算																						
夏季	18,400	23,700	34,900	41,800	52,900	7,800																						
冬季	30,400	39,500	54,900	64,200	80,800	11,100																						
医療	医療の途を失った者(応急的処置)	1 救護班…使用した薬剤、治療材料、医療器具破損等の実費 2 病院又は診療所…国民健康保険診療報酬の額以内 3 施術所…協定料金の額以内					患者等の移送費は、別途計上																					
助産	助産の途を失った者(出産のみならず、死産及び流産を含み現に助産を要する状態にある者)	1 救護班等による場合は、使用した衛生材料等の実費 2 助産師による場合は、慣行料金の100分の80以内の額					妊婦等の移送費は別途計上																					
被災者の捜索及び救出	1 現に生命、身体が危険な状態にある者 2 生死不明な状態にある者	当該地域における通常の実費					1 生死が明らかにならない場合は、以後「死体の捜索」として取り扱う。 2 輸送費、人件費は別途計上																					

埋葬及び火葬	武力攻撃災害の際死亡した者を対象にして実際に埋葬を実施する者に支給	1 体当たり 大人（12 歳以上）210,200 円以内 小人（12 歳未満）168,100 円以内	武力攻撃災害発生の日以前に死亡した者であっても対象となる。
電話その他の通信設備の提供	避難又は武力攻撃災害により通信手段を失った者	当該地域における通常の実費	
武力攻撃災害を受けた住宅の応急修理	住家が半壊（焼）し、自らの資力により応急修理をすることができない者又は大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者	居室、炊事場及び便所等日常生活に必要な最小限度の部分 1 世帯当たり 574,000 円以内	
学用品の給与	避難又は武力攻撃災害により学用品を喪失又は損傷し、就学上支障のある小学校児童、中学校生徒及び高等学校等生徒	1 教科書及び教科書以外の教材で教育委員会に届出又はその承認を受けて使用している教材、又は正規の授業で使用している教材実費 2 文房具及び通学用品は、1 人当たり次の金額以内 小学校児童 4,400 円 中学校生徒 4,700 円 高等学校等生徒 5,100 円	1 備品物資は評価額 2 入進学時の場合は個々の実情に応じて支給する。
死体の搜索	行方不明の状態にあり、かつ、各般の事情によりすでに死亡していると推定される者	当該地域における通常の実費	1 輸送費、人件費は別途計上 2 災害発生後 3 日を経過したものは一応死亡した者と推定している。
死体の処理	武力攻撃災害の際死亡した者について、死体に関する処理（埋葬を除く。）をする。	（洗浄、消毒等） 1 体当たり 3,400 円以内 一時保存 既存建物借上費 通常の実費 既存建物以外 1 体当たり 5,300 円以内 検案 救護班以外は慣行料金	1 検案は原則として救護班 2 輸送費、人件費は別途計上 3 死体の一時保存にドライアイスの購入費等が必要な場合は当該地域における通常の実費を加算できる。
障害物の除去	居室、炊事場、玄関等に障害物が運びこまれているため生活に支障をきたしている場合	1 世帯当たり 135,100 円以内	

	で自力では除去することができない者		
輸送費及び賃金職員等雇上費	1 飲料水の供給 2 医療の提供及び助産 3 被災者の捜索及び救出 4 死体の捜索及び処理 5 救済用物資の整理配分	当該地域における通常の実費	

(2) 救援における県との連携

市長は、知事が集約し、所有している資料の提供を求めるなどにより平素から準備した基礎的な資料を参考にしつつ、市対策本部内に集約された情報をもとに、救援に関する措置を実施する。

また、県と連携して、NBC攻撃による特殊な医療活動の実施に留意する。

第2節 救援の実施方法

1 収容施設の供与

(1) 避難所

避難住民又は武力攻撃災害により現に被害を受け、若しくは受けるおそれのある者で避難しなければならない者を、一時的に避難施設その他の適当な場所に収容し保護する。

避難所の開設、運営に関しては、宝塚市地域防災計画本編第3部災害応急対策計画第4章第3節避難対策を準用する。

ア 避難所の開設

(ア) 原則として、指定避難所（小中学校等）及び予備避難所（公民館等）既存の建物を利用するが、これら適当な建物を利用することが困難な場合は、野外に仮小屋を設置し、又は天幕の設営により実施する。

(イ) 避難所の開設は、原則として市長が行うものとするが、状況に応じて施設管理者、まちづくり協議会代表者等が応急的に開設するものとする。

(ウ) 避難所を開設したときは、開設日時及び場所、箇所数及び収容人員等について、直ちに県に報告するものとする。

(エ) 避難所の不足が生じた場合には、立地条件等を考慮して、被災者が自発的に避難している施設をはじめ、避難所として追加すべき施設を県に報告するものとし、県は、管理者の同意を得た上で、避難所として位置付けるものとされている。

イ 避難所の運営

(ア) 避難所を開設したときは、避難者数の確認、避難者名簿の作成等により、その実態を把握し、テレビ、ラジオ、仮設便所等必要な設備・備品を確保するものとする。

(イ) 避難所の維持、管理のため、避難所ごとに責任者（原則として市職員）を定め、学校教職員など施設管理者、まちづくり協議会等とも連携して、円滑な運営を図るものとする。

- (ウ) 避難所における情報の伝達、食品、飲料水等の配布、清掃等については、避難住民等及びその近隣の者の協力が得られるよう努めるとともに、必要に応じ、避難元の都道府県又は市町村の職員に対して協力を求めるものとする。
- (エ) 学校に避難所が開設された場合、教職員が、次の避難所運營業務に従事できるものとし、この期間は7日以内を原則とする。
 - a 施設等開放区域の明示
 - b 避難者誘導・避難者名簿の作成
 - c 情報連絡活動
 - d 食料・飲料水・毛布等の救援物資の保管及び配給分配
 - e ボランティアの受入れ
 - f 炊き出しへの協力
 - g 避難所運営組織づくりへの協力
 - h 避難者への対応
- (オ) 市と避難所間の情報伝達手段・ルートを確保するものとする。
- (カ) ボランティア活動について、受入窓口の設置やボランティアセンター等と連携したシステムを整備し、避難所のニーズに応じた迅速な対応に努めるものとする。
- (キ) 高齢者、障碍（がい）者等に対しては、障碍（がい）者用トイレ、スロープ等の仮設等、個々の状況に応じた十分な配慮を行うものとする。
- (ク) 保健・衛生面はもとより、避難生活の状況によっては、プライバシーの保護、文化面など幅広い観点から、避難住民等の心身の健康の維持にきめ細かく配慮した対策を講ずるよう努めるものとする。

ウ 福祉避難所

- (ア) 身体等の状況が特別養護老人ホーム又は老人短期入所施設等へ入所するに至らない程度の者であって、避難所での生活において特別な配慮を要する者を收容するため、必要に応じて、福祉避難所を設置するものとする。
- (イ) 福祉避難所は、老人福祉センター、総合福祉センター、養護学校及び福祉法人等との協定に基づく施設等を利用して設置するが、これらの施設等が不足する場合は、宿泊施設等を利用するものとする。

エ 長期避難住宅

- (ア) 避難が長期にわたることが見込まれる場合には、県は、早急に長期避難住宅のための仮設住宅等の手配を行い、避難住民等が避難所から長期避難住宅等に移ることができるよう配慮するものとされている。
- (イ) 長期避難住宅の設置については、下記(2)の応急仮設住宅の規定を準用するものとする。

(2) 応急仮設住宅

避難の指示が解除された後又は武力攻撃災害により新たに被害を受けるおそれなくなった後、武力攻撃災害により住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を確保することができない者に対し、住宅を仮設して、一時的な居住の安定を図る。

応急仮設住宅の建設等に関しては、宝塚市地域防災計画本編第3部災害応急対策計画第4章第6節災害時における住宅対策を準用する。

ア 応急仮設住宅の設置及び供与の方法

(7) 応急仮設住宅の規格、規模、構造、単価等について市町間で格差の生じないよう広域的な調整を行う必要があるため、原則として、県が応急仮設住宅を設置するものとされている。ただし、市が設置する場合には、必要な戸数を算定し県の指導に基づき、その規格等を定める。

(4) 応急仮設住宅の設置に代えて、賃貸住宅、宿泊施設等の居室の借上げを実施することができる。

イ 応急仮設住宅の構造

(7) 段差解消のためのスロープ及び手すりの設置等、高齢者、障害（がい）者等の安全性及び利便性に配慮した構造とするものとする。

(4) 高齢者、障害（がい）者等特に配慮を要する者を収容するため、必要に応じて、老人居宅介護等を利用しやすい構造及び設備を有する福祉仮設住宅を設置するものとする。

(9) 応急仮設住宅を同一敷地内又は近接する地域内に概ね50戸以上設置した場合は、必要に応じて居住者の集会等に利用するための施設を設置し、地域コミュニティの確保を図るものとする。

ウ 入居者の認定

入居者の認定は、市において行うものとする。この場合において、高齢者、障害（がい）者等の優先入居に十分配慮するものとする。

エ 応急仮設住宅の管理

通常の間理を行うものとする。

オ 生活環境の整備

地域の状況により商業施設や医療施設等、生活環境を整備するとともに、福祉や医療サービスが必要な独居高齢者や障害（がい）者等に対して、ケースワーカーの配置や手話通訳者、ホームヘルパーの派遣等、実情に応じたきめ細かな対応に努めるものとする。

2 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給

避難住民又は武力攻撃災害により住家に被害を受けて炊事のできない者に対し応急的に炊き出し等による食品の提供を行い、一時的に避難住民等の食生活を確保する。

食品・飲料水及び生活必需品等の給与又は貸与に関しては、宝塚市地域防災計画本編第3部災害応急対策計画第4章第4節生活救援等対策を準用する。

(1) 炊き出しその他による食品の給与の方法

ア 炊き出しは、原則として、避難所内又はその近くの適当な場所で行うが、適当な場所がないときは、所有者等の同意を得て、飲食店又は旅館等を使用するものとする。

イ 食品の給与に当たっては、現に食し得る状態を給することとし、弁当によることもできる。また、高齢者や乳幼児のニーズにも配慮するものとする。

(2) 食料の供給要請等

食料の供給が困難な場合、必要に応じ、次の事項を示して県に供給あつせんを要請するものとする。

- ア 供給あつせんを必要とする理由
- イ 必要な品目及び数量
- ウ 引渡しを受ける場所及び引渡責任者
- エ 荷役作業者派遣の必要有無
- オ その他参考となる事項

(3) 飲料水の供給

武力攻撃災害の発生により、水道等の給水施設が破壊され、又は飲料水が汚染されたこと等により、現に飲料水に適する水を得ることができない避難住民等に対し、必要な飲料水を供給する。

飲料水等の供給に関しては、宝塚市地域防災計画本編第3部災害応急対策計画第4章第4節生活救援等対策を準用する。

ア 飲料水供給の方法

- (ア) 市は、対策本部の中に給水対策部門を設けるとともに、被災者等へ飲料水、医療用水及び生活用水の供給を実施するものとする。
- (イ) 必要と認める場合には、県に供給の応援を求める。
- (ウ) 飲料水等供給対策の実施にあたっては、給水方法、時間及び場所等の広報活動を行い、給水に関する問い合わせ、要望等の取りまとめを自治会、自主防災組織もしくは代表となる市民に依頼し、適切な実施に反映させる。
- (エ) 病院、診療所、人工透析医療施設、入院施設を有する助産所等の医療施設、心身障害（がい）児・者救援サービス施設、特別養護老人ホーム・デイサービスセンター・在宅介護支援センター等高齢者救援サービス施設等の福祉施設への応急給水は、要請の有無にかかわらず、応急供給計画を立て、給水タンク車その他市車両の運用により最優先で行う。特に、「中継拠点病院」となる病院については、災害発生後直ちに、水の確保に万全を期すものとする。

イ 水源及び給水量

- (ア) 浄水場、配水池、耐震性常時通水型貯水槽等の水道施設（運搬給水基地）の使用を原則に、予備水源の量、水質等を把握しておき、迅速に対応するものとする。
- (イ) 武力攻撃災害発生から3日以内は1人1日3ℓ、10日目までには3～20ℓ、20日目までには20～100ℓを供給することを目標とし、それ以降は、できる限り速やかに被災前の水準にまで回復させるものとする。

内容 時系列	期 間	1人当たり 水量 (ℓ/日)	水量の用途 内訳	給水方法と応急給水量 の想定
第1次給水	発災から 3日間	3	生命維持のため 最小限必要 量	自己貯水による利用と併せ 水を得られなかった者に対 する応急拠点給水
第2次給水	4日目から 10日まで	3～20	調理、洗面等 最低限生活に 必要な水量	・自主防災組織を中心とす る給水と応急拠点給水 ・仮設配管による給水
	11日目から 20日まで	20～100	最低限の浴 用、洗濯に必 要な水量	・復旧した配水幹線・支線 に設置する仮設給水管か らの給水

第3次給水	21日目から 完全復旧 まで	100～ 被災前水量	通常給水とほ ぼ同量	・仮設配管からの各戸給水 ・共用栓の設置
-------	----------------------	---------------	---------------	-------------------------

※ 期間は、水道が4週間以内に応急復旧を終了することを目標とする。

ウ 給水応援

- (ア) 「兵庫県水道災害相互応援に関する協定」に基づき、応急給水用資機材を保有、調達して相互応援等を行うものとする。
- (イ) 必要な人員、資機材等が不足するときは、県に次の事項を可能な限り明らかにし、他の水道事業者等の応援を要請するものとする。
- a 給水を必要とする人員
 - b 給水を必要とする期間及び給水量
 - c 給水する場所
 - d 必要な給水器具、薬品、水道用資材等の品目別数量
 - e 給水車両借上げの場合は、その必要台数
 - f その他必要な事項

3 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与

被服、寝具その他生活必需品を喪失又は損傷し直ちに日常生活を営むことが困難となった避難住民等に対して、急場をしのぐ被服、寝具その他生活必需品を給与又は貸与し、一時的に避難住民等の生活を安定させる。

被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与に関しては、宝塚市地域防災計画本編第3部災害応急対策計画第4章第4節生活救援等対策を準用する。

(1) 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与の方法

緊急物資が不足し、必要があると認めるときは、県に次に定める事項を可能な限り明らかにして供給あつせんを要請するものとする。

- ア 供給あつせんを必要とする理由
- イ 必要な緊急物資の品目及び数量
- ウ 引渡しを受ける場所及び引受責任者
- エ 連絡先及び連絡担当者
- オ 荷役作業員の派遣の必要の有無
- カ その他参考となる事項

(2) 被服、寝具その他生活必需品の品目

給与又は貸与する主な品目は、一般に次のとおりであり、高齢者や乳幼児等のニーズにも配慮するものとする。

- ア 被服、寝具及び身の回り品
洋服、作業着、下着、毛布、布団、タオル、靴下、サンダル、傘等
- イ 日用品
石けん、歯みがき、バケツ、トイレトペーパー等
- ウ 炊事用具及び食器
炊飯器、鍋、包丁、ガス器具、茶碗、皿、箸等
- エ 光熱材料

マッチ、LPガス等

- ※ 哺乳瓶、生理用品、紙おむつ、車いす、補聴器、ストマ用装具等の補装具など、きめ細かな対応についても考慮するものとする。

4 医療の提供及び助産

武力攻撃事態等において、医療又は助産を必要とする状態にあるにもかかわらず医療又は助産の途を失った避難住民等に対し、応急的な医療又は助産を提供する。

医療の提供及び助産に関しては、宝塚市地域防災計画本編第3部災害応急対策計画第4章第1節災害時の医療救護対策を準用する。

(1) 救護所の設置

ア 次の場合に救護所を設置するものとする。

なお、救護所では対応しきれない場合には、県に救護センターの設置を要請する。

- (ア) 現地医療機関が被災し、その機能が低下又は停止したため、現地医療機関では対応しきれない場合
- (イ) 患者が多数で、現地医療機関だけでは対応しきれない場合
- (ウ) 被災地と医療機関との位置関係、あるいは傷病者の数と搬送能力との問題から、被災地から医療機関への傷病者の搬送に時間がかかるため、被災地での対応が必要な場合

イ 設置場所

市は、災害時の医療救護対策を実施するに当たり必要と認める場合は、次のうちから医療関係団体及び県警察等の協力を得て、拠点救護所を設置する。

- (ア) 健康センター
- (イ) 西公民館、中央公民館、東公民館、ピピアめふ公益施設、総合福祉センター、中山台コミュニティセンター、雲雀丘倶楽部、国民健康保険診療所
- (ウ) その他市長が必要と認めた場所

ウ 救護所の運営

救護所に1名以上の医師及び1名以上の薬剤師並びに2名以上の看護師が常駐するよう努める。また、事務、連絡要員として2名以上の市職員を配置する。

エ こころのケア対策について

県並びに関係機関・団体等と連携し、避難所に在住する市民へのこころのケア対策に努める。

オ 救護所の廃止

地域の医療機関の復旧状況、受診者数及び疾病構造を勘案し、地域医療に引き継ぐことが適当と判断した場合は、宝塚市医師会と協議の上、救護所を廃止するものとする。

(2) 収容医療機関の確保

ア 災害拠点病院

市立病院は、阪神北地区の災害拠点病院として活動する。

- (ア) 武力攻撃災害が他の二次医療圏域で発生した場合
 - a 被災圏域で対処できない患者の受入れ、救護班の派遣等を必要に応じて行うものとする。
 - b 広域災害・救急医療情報システム等を活用し、被災圏域の医療に関する情報を

収集し、災害医療センター、各災害拠点病院と協力し、必要に応じた支援策を講ずるものとする。

(イ) 武力攻撃災害が自らの二次医療圏域で発生した場合

- a 圏域内の他の医療機関で対処できない患者を受け入れ、治療に当たるものとする。
- b 災害拠点病院の救急部長、外科部長を中心として選定・配置している災害医療コーディネーター等がトリアージを行い、他の医療機関への転送が適当と判断された患者の搬送について消防本部へ要請するものとする。
- c 広域災害・救急医療情報システム等を活用して圏域内外の医療機関に関する情報を把握し、災害医療コーディネーター等が地域医療情報センターに対し患者受入先の確保や医療マンパワーの確保について要請するものとする。

イ 中継拠点病院

市域にある救急告示病院及び市立病院とする。中継拠点病院は各救護所で重傷病の疑いのあると判断された被災者を受け入れ、応急的な救命措置を施す。その後24時間経過観察を経て、入院治療の必要の有無・受入先施設の特定を行うなどの「中継機能」を果たす。

【中継拠点病院予定施設】

名称	所在地	病床数	人工透析可否	緊急手術可否	備考
市立病院	小浜 4-5-1	436	可	可	87-1161
宝塚病院	野上 2-1-2	131	可	可	71-3111
こだま病院	御殿山 1-3-2	110	否	可	87-2525
宝塚第一病院	向月町 19-5	199	否	可	84-8811
東宝塚さとう病院	長尾町 2-1	184	可	可	88-2200

ウ 後方支援病院

市外にある「国立病院等」指定病院（県指定）に加えて、県外の高度収容医療能力を有するすべての病院とする。後方支援病院へはヘリコプターによる搬送体制も確保されるため県以外の都道府県にある施設はすべて受入先の対象となる。

エ 要介護高齢者、障害（がい）者専用施設の確保

必要があると認めた場合は、以下の点について要請し速やかに要介護高齢者・障害（がい）者専用施設を確保する。

(ア) 市内要介護高齢者・障害（がい）者専用施設とする予定施設の被災状況の把握

(イ) 患者緊急受入れのためのベッド確保の要請

(ロ) 患者緊急受入れのための要員確保の要請

(ハ) 要介護高齢者・障害（がい）者専用施設としての機能を果たすために供給が必要な物資の把握（医薬品、医療用資機材等）

(ニ) 上記事項に関する市への通報

(ホ) 県内で受入れ可能な専門病院等への受入れ要請

(ヘ) 県外で受入れ可能な専門病院等への受入れ要請

(3) 重傷者等の搬送体制の確立

ア 救護所において、搬送の必要ありと認められるものはすべて、中継拠点病院へ搬送

する。

イ 中継拠点病院において、搬入された患者を診断し必要な応急処置を施し、経過を24時間観察する。ただし、緊急を要すると判断される場合は、速やかに後方支援病院へ搬送する。

ウ 中継拠点病院において、24時間経過後、入院が必要と判断される患者は、適切な後方支援病院へ搬送する。この場合搬送途中での病変に対応するため、救急隊員に対し必要な指示を行う。また、原則として医師又は看護師を同乗させる。

エ 搬送の実施

救護所から中継拠点病院及び後方支援病院（収容医療機関）への搬送については、以下のとおり車両又はヘリコプターを確保して行う。

(ア) 消防署救急車両の配車・搬送

(イ) 消防署以外の救急車両類似車両を中継拠点病院に集結させ搬送

(ウ) 市有車又は各拠点救護所担当職員が使用している自動車により搬送

(エ) 県・民間航空事業者に要請しヘリコプターを可能な限り多数確保して搬送

(4) 医薬品の供給

ア 品目

次の品目の医薬品を確保するものとする。特に、発災後3日間に必要となる医薬品等の迅速、確実な確保に配慮するものとする。

区分	期間	主な医薬品
緊急処置用	発災後3日間	輸液、包帯、消炎鎮痛剤、殺菌消毒剤等
急性疾患用	3日目以降	風邪薬、うがい薬、整腸剤、抗不安剤等
慢性疾患用	避難所開設が長期化する頃（8日目以降をめやすとする）	糖尿病、高血圧等への対応

イ 調達方法

市は、救護所等で使用する医薬品を確保するものとする。また、医療機関で使用する医薬品は、各医療機関でも備蓄しているが、不足が生じる場合、県健康福祉事務所等と連携し、補給を行うものとする。

(5) 医療機関のライフラインの確保

ア 水

水は、災害時における医療救護活動を実施する上で必要不可欠なものの一つである。したがって、市は給水タンク車その他の運用により最優先で供給する。特に、中継拠点病院となる施設については、災害発生後直ちに水の確保状況を照会し、水の供給に万全を期すものとする。

イ 電気

電気は、災害時における医療救護活動を実施する上で必要不可欠なものの一つである。そのため、電気の供給が停止した場合、関西電力が最優先で通電再開を行うよう、あらかじめ拠点救護所の設置状況、中継拠点病院について、その旨要請しておくものとする。特に、中継拠点病院となる施設については、災害発生後直ちに、市が電気確保状況・配電設備の被害状況その他を照会し、必要と認める場合は、関西電力に対し、移動電源車の出動を要請する。また、各施設から要請があった場合は、自家発電機用

の燃料の供給を行う。

ウ 電話その他の通信手段

電話その他の通信手段は、災害時における医療救護活動を実施する上で必要不可欠なものの一つである。そのため、特に「中継拠点病院」において電話の使用が困難になった場合は、NTTに対し、携帯電話・災害復旧用無線電話の貸与など通信手段を確保するために必要な措置を講ずるよう要請する。また、必要に応じて、市が連絡員を派遣する。

エ 市は、県と連携を図りながら、水道、電気、ガス等ライフライン関係事業者に対し、医療機関のライフラインの早期復旧のための協力を要請する。

(6) NBC攻撃の際に特に留意すべき事項

ア 核攻撃等又は武力攻撃原子力災害の場合の医療活動

(ア) 内閣総理大臣は、必要に応じ、知事に対し、医療関係者等からなる救護班を編成し、被ばく線量計による管理を行うなど所要の防護措置を講じた上で、緊急被ばく医療活動を行うよう要請するものとされている。

(イ) 内閣総理大臣から派遣された、量子科学技術研究開発機構、国立病院機構、国立高度専門医療センター、国立大学病院等からなる緊急被ばく医療派遣チームは、県対策本部のもとで、トリアージの実施、汚染・被ばくの程度に応じた適切な医療の実施など、現地医療機関の関係者を指導するとともに、自らもこれに協力して医療活動を行うものとされている。

イ 生物剤による攻撃の場合の医療活動

(ア) 病状等が既知の疾病と明らかに異なる感染症又は重篤な感染症が発生した場合、県は、必要に応じて、感染症指定医療機関等への入院措置を行うなど、当該感染症に対する治療及びまん延防止のための適切な対応を図るものとされている。また、医療関係者に対して、ワクチン接種を行うなど所要の防護措置を講ずる。

(イ) 国〔厚生労働省、文部科学省〕は、病原体等の特性に応じた診断及び治療方法の情報提供、技術的助言を行う専門家の派遣、医薬品等の供給その他の必要な措置に関して、医療機関及び地方公共団体への的確な支援を行うものとされており、県は、国からの協力要請に応じて、救護班を編成し、医療活動を行うよう努めるものとされている。

ウ 化学剤による攻撃の場合の医療活動

(ア) 厚生労働省は、原因物質が特定された場合はその特性に応じた診断及び治療方法の情報提供、医薬品等の供給、その他必要な措置に関して、医療関係者及び地方公共団体への適切な支援を行うものとされており、県は、国からの協力要請に応じて、救護班を編成し、医療活動を行うよう努めるものとされている。

(イ) 県警察及び消防機関等は、防護服を着用する等隊員の安全を図るための措置を講じた上で、可能な限り早期に患者を除染し、速やかに適切な医療機関に搬送するなど、使用された化学剤の特性に応じた救急医療等を行うよう努めるものとされている。

5 被災者の捜索及び救出

避難の指示が解除された後又は武力攻撃により新たに被害を受けるおそれがない場合に

において、武力攻撃災害により、現に生命若しくは身体が危険な状態にある者又は生死不明の状態にある者を捜索し、又は救出する。

被災者の捜索及び救出に関しては、宝塚市地域防災計画本編第3部災害応急対策計画第4章第2節要配慮者等の救援対策を準用する。

(1) 市及び消防の活動

ア 職員を動員し、県警察等と連携して、負傷者等の捜索、救出活動を行うものとする。

イ 救出活動が困難な場合においては、県に対し、可能な限り次の事項を明らかにして、救出活動の実施を要請するものとする。

(ア) 応援を必要とする理由

(イ) 応援を必要とする人員、資機材等

(ウ) 応援を必要とする場所

(エ) 応援を必要とする期間

(オ) その他必要な事項

ウ 被災市町等からの要請又は相互応援協定に基づき、消防機関による応援の迅速かつ円滑な実施に努めるものとする。

(2) 市民及び自主防災組織の活動

市民・自主防災組織、自衛消防隊、各業種別団体、事業所は、自らの居住地域（コミュニティ）において、可能な限り消防隊・警察官・自衛隊等の救出救護活動に協力し地域における人的被害の軽減に努める。また、市や消防隊等の防災関係者から救助・救急活動等のため必要な市や水防隊等の防災関係者から水防活動のため必要な建設用機械・資機材の要請があった場合は、積極的に提供に努める。

(3) 県

県は、要請のあった場合、又は必要と認める場合は、次の措置を講ずるものとされている。

ア 県職員の派遣

イ 他の市町長に対する応援の指示

ウ 自衛隊に対する派遣要請

エ あらかじめ締結する協定に基づく関係機関への要請

オ 捜索、救出活動に関する総合調整

(4) 県警察

県警察は、次の措置を講ずるものとされている。

ア 負傷者、行方不明者の捜索、救出活動の実施

イ 必要な交通規制の実施

6 埋葬及び火葬

武力攻撃災害の際死亡した者に対して、その遺族が混乱期のため埋火葬を行うことが困難な場合や死亡した者の遺族がない場合などに、遺体の応急的な埋葬及び火葬を実施することにより、遺体が葬られないまま放置されることを防ぐ。

埋葬及び火葬に関しては、宝塚市地域防災計画本編第3部災害応急対策計画第4章第5節環境・衛生対策を準用する。

(1) 埋葬の方法

ア 埋火葬は、正式な葬祭でないことから、原則として、棺等埋葬に必要な物資及び火葬等の役務の提供をもって行うものとする。

イ 武力攻撃災害の状況により必要があるときは、遺体の引渡しが行われた後に、埋火葬を実施するものとする。

(2) 県への要請

ア 大規模な武力攻撃災害により多数の犠牲者が発生した場合には、兵庫県に要請し、国等の協力を得て、埋火葬が速やかに実施できるように努める。県は、市の火葬能力では不十分な場合、直接若しくは厚生労働省の協力を得て近隣他府県を通じて、他府県の市町での火葬の受入れを要請するものとされている。

イ 県からの調整結果に基づき、具体的に他市町の各火葬場と打合せを行い、遺体を搬送するものとする。

7 電話その他の通信設備の提供

市長は、電気通信事業者である指定公共機関の協力を得て、避難等により、家族等と連絡を取ることや必要な情報の入手が困難となった避難住民等に対して、避難所に電話その他の通信設備を設置することにより、避難住民等が無用の不安や混乱に陥ることを防ぐものとする。この際、県知事と十分に連携を図るものとする。

8 武力攻撃災害を受けた住宅の応急修理

武力攻撃災害により住家が半焼又は半壊し、自らの資力をもってしては、応急修理ができない者の住家に対し、居住のため必要な最小限度の部分を応急的に補修し、もって居住の安定を図る。

(1) 避難の指示が解除された後又は武力攻撃災害により新たに被害を受けるおそれなくなった後、居室、炊事場、便所等最小限度の日常生活を維持するために必要な部分について、県が実施する応急修理を応援するものとする。

(2) 建築業者が不足し、又は建築資機材の調達が困難なときは、県に対し可能な限り次の事項を示してあつせん、調達を依頼するものとする。

ア 被害戸数（半焼・半壊）

イ 修理を必要とする戸数

ウ 調達を必要とする資機材の品目及び数量

エ 派遣を必要とする建築業者数

オ 連絡責任者

カ その他参考となる事項

9 学用品の給与

避難の指示に基づく避難又は武力攻撃災害により、学用品を喪失又は損傷し、就学上支障のある小学校、中学校、中等教育学校、高等学校及び特別支援学校の児童生徒等に対して学用品を給与する。

(1) 学用品の品目

教科書及び教材、文房具、通学用品

(2) 学用品給与の方法

- ア 県と協力調整して、その所管する学校及び教育委員会の協力を受け、学用品の調達、配分を行うものとする。
- イ 給与の対象となる児童生徒等の確実な人員数を調査把握するため、被災者名簿と当該学校における学籍簿等を照合するなど、学年別に給与対象人員を正確に把握するよう努めるものとする。

10 死体の捜索及び処理

死体の捜索及び処理に関しては、宝塚市地域防災計画本編第3部災害応急対策計画第4章第5節災害時における環境・衛生対策を準用する。

(1) 死体の捜索

避難の指示が解除された後又は武力攻撃により新たに被害を受けるおそれがない場合、武力攻撃災害により現に行方不明の状態にあり、かつ、各般の事情からすでに死亡していると推定される者（死体）を捜索する。

ア 死体を発見した場合は、速やかに宝塚警察署に連絡するものとする。

イ 宝塚警察署は、警察官が死体を発見したとき、又は死体があるという届出を受けたときは、死体見分その他の所要の処置を行った後、関係者（遺族又は市長）に引き渡すものとされている。

(2) 死体の処理

武力攻撃災害の際死亡した者について、その遺族等が混乱期のため死体識別等のため洗浄、縫合、消毒の処置、死体の一時保存あるいは検案を行うことができない場合に、これらの処理を実施する。

ア 死体の一時保存のための施設等の設置、死体の洗浄、縫合、消毒、検案等の役務の提供を内容とし、死者に遺族のない場合は、県と協議の上、死体の処理に必要な物資の調達から処理に関する全ての措置を実施するものとする。

イ 検案は、原則として救護班及び監察医において行うこととするが、民間の開業医によって行われた場合には、県と協議のうえその医師に対して費用の限度内で実費を弁償するものとする。

ウ 民間業者等の協力を得て、ドライアイス及び棺等を確保し、数量の不足又は不足が見込まれる場合は県に要請し、あつせんを受ける。

11 障害物の除去

武力攻撃災害によって、土石、竹木等の障害物が住家又はその周辺に運び込まれているため、一時的に居住できない状態にあり、自らの資力をもってしては当該障害物を除去することができない者に対し、これを除去することにより、その被災者を保護する。

武力攻撃災害によって住居又はその周辺に運び込まれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去に関しては、宝塚市地域防災計画本編第3部災害応急対策計画第4章第5節災害時における環境・衛生対策を準用する。

(1) 避難の指示が解除された後又は武力攻撃災害により新たに被害を受けるおそれなくなった後、居室、炊事場、便所等生活に欠くことのできない場所又は玄関に運び込まれた障害物を除去するものとする。

(2) 対応が困難なときは、県に対し、可能な限り次の事項を示して応援を求めるものとする

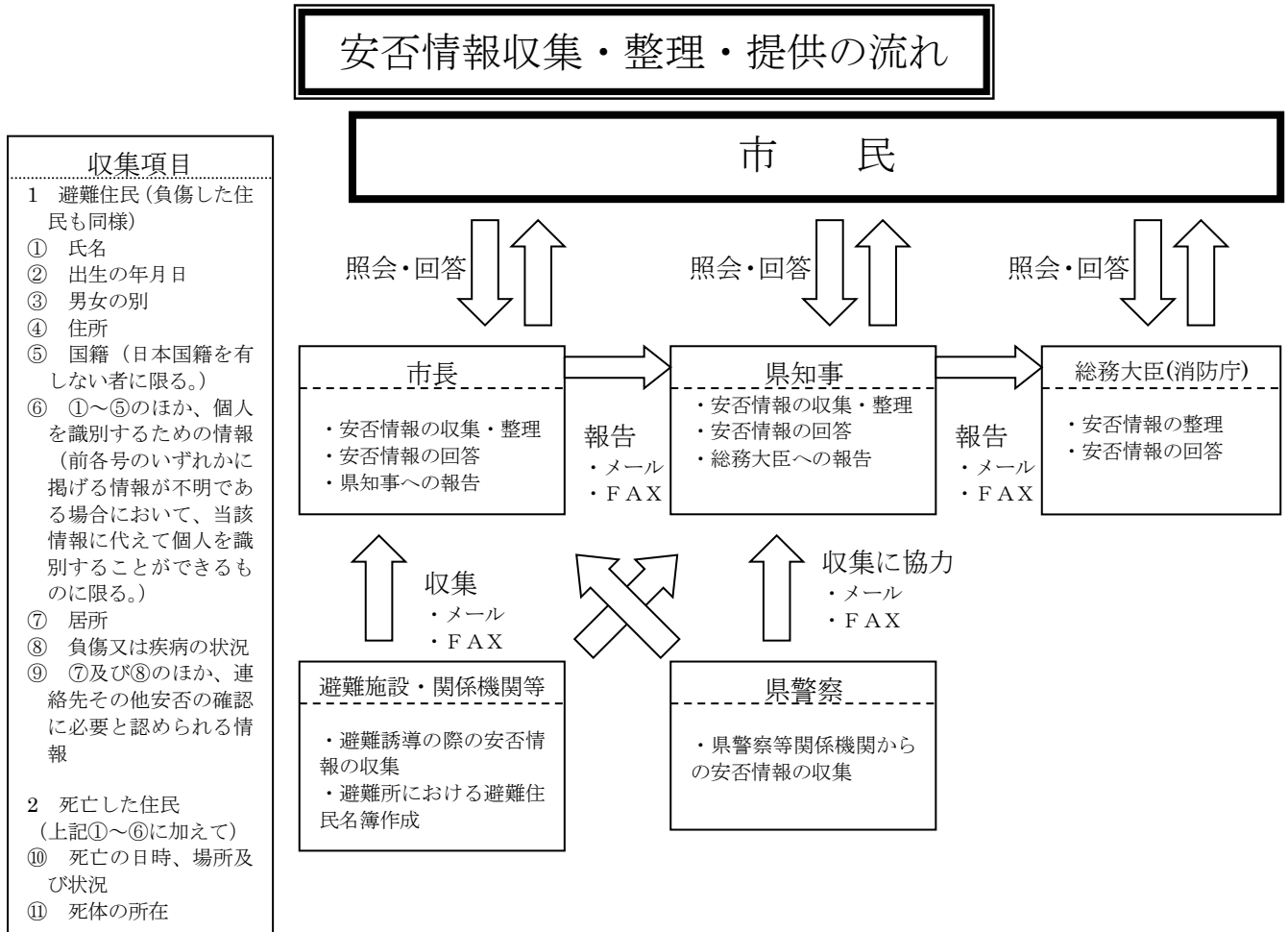
る。

- ア 除去を必要とする住家戸数
- イ 除去に必要な人員
- ウ 除去に必要な期間
- エ 除去に必要な機械器具の品目別数量
- オ 除去した障害物の集積場所の有無
- カ その他参考となる事項

第6章 安否情報の収集・提供

市は、安否情報の収集及び提供を行うに当たっては、他の保護措置の実施状況を勘案の上、その緊急性や必要性を踏まえて行うものとし、安否情報の収集、整理及び報告並びに照会への回答について必要な事項を以下のとおり定める。

安否情報の収集、整理及び提供の流れを図示すれば、下記のとおりである。



1 安否情報の収集（法 94）

(1) 安否情報の収集

市は、避難所において安否情報の収集を行うほか、平素から把握している市が管理する医療機関、諸学校等からの情報収集、県警察への照会などにより安否情報の収集を行う。

また、安否情報の収集は、避難所において、避難住民から任意で収集した情報のほか、住民基本台帳、外国人登録原票等市が平素から行政事務の円滑な遂行のために保有する情報等を活用して行う。

収集にあたっては、やむを得ない場合を除き、避難住民又は武力攻撃災害により負傷した市民については、安否情報省令第1条に規定する様式第1号（P.134）を、武力攻撃災害により死亡した市民については、同様式第2号（P.135）を用いて行う。

ただし、やむを得ない場合は、市長が適当と認める方法により行う。

(2) 安否情報収集の協力要請

市は、安否情報を保有する運送機関、医療機関、報道機関等の関係機関に対し、必要な範囲において、安否情報の提供への協力を行うよう要請する場合は、当該協力は各機関の業務の範囲内で行われるものであり、当該協力は各機関の自主的な判断に基づくものであることに留意する。

(3) 安否情報の整理

市は、自ら収集した安否情報について、できる限り重複を排除し、情報の正確性の確保を図るよう努める。この場合において、重複している情報や必ずしも真偽が定かでない情報についても、その旨がわかるように整理しておく。

2 県に対する報告

市は、県への報告に当たっては、原則として、安否情報省令第2条に規定する様式第3号に必要事項を記載した書面（電磁的記録を含む。）を、安否情報システム等により県に送付する。ただし、事態が急迫してこれらの方法によることができない場合は、口頭や電話などでの報告を行う。

3 安否情報の照会に対する回答

(1) 安否情報の照会の受付（法95I）

ア 市は、安否情報の照会窓口、電話及びFAX番号、メールアドレスについて、市対策本部を設置すると同時に市民に周知する。

イ 市民からの安否情報の照会については、原則として市対策本部に設置する対応窓口にて、安否情報省令第3条に規定する様式第4号（P.137）に必要事項を記載した書面を提出することにより受け付ける。ただし、安否情報の照会を緊急に行う必要がある場合や照会をしようとする者が遠隔地に居住している場合など、書面の提出によることができない場合は、口頭や電話、電子メールなどでの照会も受け付ける。

ウ 照会の受付にあたっては、様式第4号に記載されている氏名及び住所又は居所と同一の内容が記載されている運転免許証、健康保険の被保険証、外国人登録証明書、住民基本台帳カードなどにより、当該照会者が本人であることを確認する。ただし、やむを得ない理由により当該書類を提示若しくは提出することができない場合、又は電話、電子メール等の方法で照会があった場合においては、市長があらかじめ定める適当と認める方法により、本人確認を行う。

(2) 安否情報の回答（法95I）

ア 市は、当該照会に係る者の安否情報を保有及び整理している場合には、安否情報の照会を行う者の身分証明書により本人確認等を行うこと等により、当該照会が不当な目的によるものではなく、また、照会に対する回答により知り得た事項を不当な目的に使用されるおそれがないと認めるときは、安否情報省令第4条に規定する様式第5号（P.138）により、当該照会に係る者が避難住民に該当するか否か及び武力攻撃災害により死亡し、又は負傷しているか否かの別を回答する。

イ 市は、照会に係る者の同意があるとき又は公益上特に必要があると認めるときは、照会をしようとする者が必要とする安否情報に応じ、必要と考えられる安否情報項目

を様式第5号により回答する。

ウ 市は、安否情報の回答を行った場合には、当該回答を行った担当者、回答の相手の氏名や連絡先等を把握する。

(3) 個人の情報の保護への配慮（法95Ⅱ）

ア 安否情報は個人の情報であることにかんがみ、その取扱いについては十分留意すべきことを職員に周知徹底するなど、安否情報データの管理を徹底する。

イ 安否情報の回答に当たっては、必要最小限の情報の回答にとどめるものとし、負傷又は疾病の状況の詳細、死亡の状況等個人情報の保護の観点から特に留意が必要な情報については、安否情報回答責任者が判断する。

4 日本赤十字社に対する協力（法96）

市は、日本赤十字社県支部の要請があったときは、当該要請に応じ、その保有する外国人に関する安否情報を提供する。

当該安否情報の提供に当たっても、上記3の(2)及び(3)と同様に、個人の情報の保護に配慮しつつ、情報の提供を行う。

第7章 武力攻撃災害への対処

第1節 武力攻撃災害への対処

市は、武力攻撃災害への対処においては、災害現場における通常の実施ととともに、特殊な武力攻撃災害への対応、活動時の安全の確保に留意しながら他の機関との連携のもとで活動を行う必要があり、武力攻撃災害への対処に関して基本的な事項を、以下のとおり定める。

1 武力攻撃災害への対処の基本的考え方

(1) 武力攻撃災害への対処（法 97Ⅱ・Ⅶ）

市長は、国や県等の関係機関と協力して、本市区域に係る武力攻撃災害への対処のために必要な措置を講ずる。

また、消防は、その施設及び人員を活用して、市民の生命、身体及び財産を武力攻撃による火災から保護するとともに、武力攻撃災害を防除し、及び軽減するものとする。

(2) 知事への措置要請（法 97Ⅵ）

市長は、武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずる場合において、武力攻撃により多数の死者が発生した場合や、NBC攻撃による災害が発生し、保護措置を講ずるため高度な専門知識、訓練を受けた人員、特殊な装備等が必要となる場合など、市長が武力攻撃災害を防除し、及び軽減することが困難であると認めるときは、知事に対し、必要な措置の実施を要請する。

(3) 対処に当たる職員の安全の確保（法 22）

市は、武力攻撃災害への対処措置に従事する職員について、必要な情報の提供や防護服の着用等の安全の確保のための措置を講ずる。

2 武力攻撃災害の兆候の通報（法 98）

(1) 市長への通報

消防吏員は、武力攻撃に伴って発生する火災や堤防の決壊、毒素等による動物の大量死、不発弾の発見などの武力攻撃災害の兆候を発見した者から通報を受けたときは、速やかに、その旨を市長に通報する。

(2) 知事への通知

市長は、武力攻撃災害の兆候を発見した者、消防吏員又は警察官から通報を受けた場合において、武力攻撃災害が発生するおそれがあり、これに対処する必要があると認めるときは、速やかにその旨を知事に通知する。

第2節 応急措置等

市は、武力攻撃災害が発生した場合において、特に必要があると認めるときは、自らの判断に基づき、退避の指示や警戒区域の設定を行うことが必要であり、それぞれの措置の実施に必要な事項について、以下のとおり定める。

1 武力攻撃災害の拡大防止のための事前の指示（法 111）

(1) 市長の事前措置

ア 市長は、武力攻撃災害が発生するおそれがあるときは、武力攻撃災害を拡大させるおそれがあると認められる設備又は物件の占有者、所有者又は管理者に対し、災害拡大防止のために必要な限度において、当該設備又は物件の除去、保安その他必要な措置を講ずべきことを指示する。

イ 知事は、武力攻撃災害の拡大を防止するため緊急の必要があると認めるときは、市長に代わってアの指示を行うことができるものとされている。この場合において、知事は、直ちに、その旨を当該地域を管轄する市長に通知するとともに、その他関係機関に通知するものとされている。

(2) 宝塚警察署長による指示

ア 宝塚警察署長は、市長又は知事から要請があったときは、上記(1)の指示を行うことができるものとされている。

イ 宝塚警察署長は、指示を行った場合は、直ちに、その旨を市長に通知するものとされている。

2 退避の指示（法 112）

(1) 退避の指示

市長は、武力攻撃災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、特に必要があると認めるときは、市民に対し退避の指示を行う。

この場合において、退避の指示に際し、必要により現地調整所を設けて（又は、関係機関により設置されている場合には、職員を早急に派遣し）、関係機関との情報の共有や活動内容の調整を行う。

※【退避の指示について】

退避の指示は、武力攻撃災害に伴う目前の危険を一時的に避けるため、特に必要がある場合に地域の実情に精通している市長が独自の判断で市民を一時的に退避させるものである。

ゲリラや特殊部隊による攻撃の場合には、市民に危険が及ぶことを防止するため、県の対策本部長による避難の指示を待つかとまがない場合もあることから、市長は、被害発生現場からの情報を受けて、その緊急性等を勘案して付近の市民に退避の指示をする。

【退避の指示（一例）】

- | |
|---|
| <p>○ 「〇〇町×丁目、△△町〇丁目」地区の住民については、外での移動に危険が生じるため、近隣の堅牢な建物や地下街など屋内に一時退避すること。</p> <p>○ 「〇〇町×丁目、△△町〇丁目」地区の住民については、〇〇地区の△△（一時）避難場所へ退避すること。</p> |
|---|

※【屋内退避の指示について】

市長は、市民に退避の指示を行う場合において、その場から移動するよりも、屋内に留まる方がより危険性が少ないと考えられるときには、「屋内への退避」を指示する。「屋内への退避」は、次のような場合に行うものとする。

ア NBC攻撃と判断されるような場合において、市民が何ら防護手段なく移動するよ

りも、屋内の外気から接触が少ない場所に留まる方がより危険性が少ないと考えられるとき

イ 敵のゲリラや特殊部隊が隠密に行動し、その行動の実態等についての情報がない場合において、屋外で移動するよりも屋内に留まる方が不要の攻撃に巻き込まれるおそれが少ないと考えられるとき。

(3) 退避の指示に伴う措置等

ア 市は、退避の指示を行ったときは、広報車、ラジオ（エフエム宝塚）、テレビ、携帯電話（安心メール及び緊急速報メール（エリアメール））、市ホームページ等により速やかに市民に伝達するとともに、放送事業者に対してその内容を連絡する。また、退避の指示の内容等について、知事に通知を行う。

退避の必要がなくなったとして、指示を解除した場合も同様に伝達等を行う。

イ 市長は、知事、警察官等から退避の指示をした旨の通知を受けた場合は、退避の指示を行った理由、指示の内容等について情報の共有を図り、退避の実施に伴い必要な活動について調整を行う。

(4) 安全の確保等

ア 市長は、退避の指示を市民に伝達する市の職員に対して、二次被害が生じないよう国及び県からの情報や市で把握した武力攻撃災害の状況、関係機関の活動状況等についての最新情報を共有するほか、消防本部、県警察等と現地調整所等において連携を密にし、活動時の安全の確保に配慮する。

イ 市の職員及び消防職団員が退避の指示に係る地域において活動する際には、市長は、必要に応じて県警察、自衛隊等の意見を聞くなど安全確認を行った上で活動させるとともに、各職員が最新の情報を入手できるよう緊急の連絡手段を確保し、また、地域からの退避方法等の確認を行う。

ウ 市長は、退避の指示を行う市の職員に対して、武力攻撃事態等においては、必ず特殊標章等を交付し、着用させる。

3 警戒区域の設定（法 114）

(1) 警戒区域の設定

市長は、武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、市民からの通報内容、関係機関からの情報提供、現地調整所等における関係機関の助言等から判断し、市民の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、警戒区域の設定を行う。

※【警戒区域の設定について】

警戒区域の設定は、武力攻撃災害に伴う目の危険を避けるため、特に必要がある場合において、退避の指示と同様に、地域の実情に精通している市長が独自の判断で一時的な立入制限区域を設けるものである。

警戒区域は、一定の区域をロープ等で明示し、当該区域内への立入制限等への違反については、罰則を科して履行を担保する点で退避の指示とは異なるものである。

(2) 警戒区域の設定に伴う措置等

ア 市長は、警戒区域の設定に際しては、市対策本部に集約された情報のほか、現地調整所における県警察、自衛隊からの助言を踏まえて、その範囲等を決定する。また、

事態の状況の変化等を踏まえて、警戒区域の範囲の変更等を行う。

NBC攻撃等により汚染された可能性のある地域については、専門的な知見や装備等を有する機関に対して、必要な情報の提供を求め、その助言を踏まえて区域を設定する。

イ 市長は、警戒区域の設定に当たっては、ロープ、標示板等で区域を明示し、広報車等を活用し、市民に広報・周知する。また、放送事業者に対してその内容を連絡する。

武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずる者以外の者に対し、当該区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずる。

ウ 警戒区域内では、交通の要所に職員を配置し、県警察、消防本部等と連携して、車両及び市民が立ち入らないよう必要な措置を講ずるとともに、不測の事態に迅速に対応できるよう現地調整所等における関係機関との情報共有にもとづき、緊急時の連絡体制を確保する。

エ 市長は、大規模集客施設からの一時滞在者等を避難誘導する場合、当該施設管理者と十分に連携し、必要な対策をとるものとする。

オ 市長は、知事、警察官等から警戒区域の設定を行った旨の通知を受けた場合は、警戒区域を設定する理由、設定範囲等について情報の共有を図り、警戒区域設定に伴い必要な活動について調整を行う。

(3) 安全の確保

市長は、警戒区域の設定を行った場合についても、退避の指示の場合と同様、区域内で活動する職員の安全の確保を図る。

4 土地、建物の一時使用等（法 113）

(1) 土地、建物の一時使用等

市長は、武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずるため緊急の必要があると認めるときは、他人の土地、建物その他の工作物を一時使用し、又は土石、竹木その他の物件を使用し、若しくは収用することができる。

(2) 障害物の除去等

市長は、武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずるため緊急の必要があると認めるときは、武力攻撃災害を受けた現場の工作物又は物件で当該措置の実施の支障となるものの除去その他必要な措置を講ずることができる。この場合において、工作物等を除去したときは、当該工作物等を保管するものとする。

(3) 警察官による土地、建物の一時使用等

ア 警察官は、市長若しくは知事による上記(1)又は(2)の措置を待ついとまがないと認めるとき、又はこれらの者から要請があったときは、上記(1)又は(2)の措置を行うことができるものとされている。

イ 警察官は、上記(1)又は(2)の措置を行った場合は、直ちに、その旨を当該地域を管轄する市町長に通知するものとされている。

ウ 警察官が工作物等を除去したときは、当該工作物等が設置されていた場所を管轄する警察署長は、当該工作物を保管するものとされている。

5 消防に関する措置等

(1) 市が行う措置

市長は、消防機関による武力攻撃災害への対処措置が適切に行われるよう、武力攻撃等や被害情報の早急な把握に努めるとともに、県警察等と連携し、効率的かつ安全な活動が行われるよう必要な措置を講ずる。

(2) 消防機関の活動

消防機関は、その施設及び人員を活用して、国民保護法のほか、消防組織法（昭和22年法律第226号）、消防法その他の法令に基づき、武力攻撃災害から市民を保護するため、消防職団員の活動上の安全確保に配慮しつつ、消火活動及び救助・救急活動等を行い、武力攻撃災害を防除し、及び軽減する。

この場合において、消防本部及び消防署は、その装備・資機材・人員・技能等を活用し武力攻撃災害への対処を行うとともに、消防団は、消防長又は消防署長の所轄の下で、消防団が保有する装備・資機材等の活動能力に応じ地域の実状に即した活動を行う。

(3) 消防相互応援協定等に基づく応援要請

市長は、市の区域内の消防力のみをもってしては対処できないと判断した場合は、知事又は他の市町長に対し、相互応援協定等に基づく消防の応援要請を行う。

(4) 緊急消防援助隊等の応援要請

市長は、上記(3)による消防の応援のみでは十分な対応が取れないと判断した場合又は武力攻撃災害の規模等に照らし緊急を要するなど必要と判断した場合は、緊急消防援助隊の編成及び施設の整備等に係る基本的な事項に関する計画及び緊急消防援助隊運用要綱に基づき、知事を通じ又は、必要に応じ、直接に消防庁長官に対し、緊急消防援助隊等による消火活動及び救助・救急活動の応援等を要請する。

(5) 消防の応援の受入れ体制の確立

市長は、消防に関する応援要請を行ったとき及び消防庁長官の指示により緊急消防援助隊の出動に関する指示が行われた場合、これらの消防部隊の応援が円滑かつ適切に行なわれるよう、県知事と連携し、出動部隊に関する情報を収集するとともに、進出拠点等に関する調整や指揮体制の確立を図るなど消防の応援の受入れに関して必要な事項の調整を行う。

(6) 消防の相互応援に関する出動

市長は、他の被災市町の長から相互応援協定等に基づく応援要請があった場合及び消防庁長官による緊急消防援助隊等の出動指示があった場合に伴う消防の応援を迅速かつ円滑に実施するために、武力攻撃災害の発生状況を考慮し、県知事との連絡体制を確保するとともに、消防長と連携し、出動可能な消防部隊の把握を行うなど、消防の応援出動等のための必要な措置を行う。

(7) 医療機関との連携

市長は、消防機関とともに、搬送先の選定、搬送先への被害情報の提供、トリアージの実施等について医療機関と緊密な連携のとれた活動を行う。

(8) 安全の確保

ア 市長は、消火活動及び救助・救急活動等を行う要員に対し、二次被害を生じることがないように、国対策本部及び県対策本部からの情報を市対策本部に集約し、全ての最新情報を提供するとともに、県警察等との連携した活動体制を確立するなど、安全の

- 確保のための必要な措置を行う。
- イ その際、市長は、必要により現地に職員を派遣し、消防本部・団、県警察、自衛隊等と共に現地調整所を設けて、各機関の情報の共有、連絡調整にあたらせるとともに、市対策本部との連絡を確保させるなど安全の確保のための必要な措置を行う。
- ウ 被災地以外の市長は、知事又は消防庁長官から消防の応援等の指示を受けたときは、武力攻撃の状況及び予測、武力攻撃災害の状況、災害の種別、防護可能な資機材、設備、薬剤等に関する情報を収集するとともに、出動する要員に対し情報の提供及び支援を行う。
- エ 消防団は、施設・装備・資機材及び通常の活動体制を考慮し、災害現場においては、消防本部と連携し、その活動支援を行うなど団員に危険が及ばない範囲に限定して活動する。
- オ 市長及び消防長は、特に現場で活動する消防職団員等に対し、必ず特殊標章等を交付し着用させるものとする。

第3節 生活関連等施設における災害への対処等

市は、生活関連等施設などの特殊な対応が必要となる施設について、国の方針に基づき必要な対処が行えるよう、国、県その他の関係機関と連携した市の対処に関して、以下のとおり定める。

1 生活関連等施設の安全確保

(1) 生活関連等施設の状況の把握

市は、市対策本部を設置した場合においては、市内に所在する生活関連等施設の安全に関する情報、各施設における対応状況等の必要な情報を収集する。

(2) 消防機関による支援

消防機関は、生活関連等施設の管理者から支援の求めがあったときは、指導、助言、連絡体制の強化、資機材の提供、職員の派遣など、可能な限り必要な支援を行う。また、自ら必要があると認めるときも、同様とする。

(3) 市が管理する施設の安全の確保

市長は、市が管理する生活関連等施設について、当該施設の管理者としての立場から、安全確保のために必要な措置を行う。

この場合において、市長は、必要に応じ、県警察、消防機関、その他の行政機関に対し、支援を求める。

また、このほか、生活関連等施設以外の市が管理する施設についても、生活関連等施設における対応を参考にして、可能な範囲で警備の強化等の措置を講ずる。

2 危険物質等に係る武力攻撃災害の防止及び防除

(1) 危険物質等に関する措置命令

市長は、危険物質等に係る武力攻撃災害の発生を防止するため緊急の必要があると認めるときは、危険物質等の取扱者に対し、武力攻撃災害発生防止のための必要な措置を講ずべきことを命ずる。

なお、避難住民の運送などの措置において当該物質等が必要となる場合は、関係機関

と市対策本部で所要の調整を行う。

【危険物質等】（法 103 I）

武力攻撃事態等において、引火若しくは爆発又は空気中への飛散若しくは周辺地域への流出により人の生命、身体又は財産に対する危険が生ずるおそれがある物質（生物を含む。）で政令で定めるもの

【危険物質等の種類】（令 28）

号番号	物質の種類
1号	消防法第2条第7項の危険物(同法第9条の4の指定数量以上のものに限る。)
2号	毒物及び劇物取締法第2条第1項の毒物及び同条第2項の劇物（同法第3条第3項の毒物劇物営業者、同法第3条の2第1項の特定毒物研究者並びに当該毒物及び劇物を業務上取り扱う者が取り扱うものに限る。）
3号	火薬類取締法（昭和25年法律第149号）第2条第1項の火薬類
4号	高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号）第2条の高圧ガス（同法第3条第1項各号に掲げるものを除く。）
5号	原子力基本法（昭和30年法律第186号）第3条第2号に規定する核燃料物質及びこれによって汚染された物（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号）第64条第1項に規定する事業者等並びに当該事業者等から運搬を委託された者及び同法第60条第1項に規定する受託貯蔵者が所持するものに限る。）
6号	原子力基本法第3条第3号に規定する核原料物質（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第61条の2第1項第3号に規定する核原料物質を除く。）
7号	放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（昭和32年法律第167号）第2条第2項に規定する放射性同位元素及びこれによって汚染された物（同法第32条に規定する許可届出使用者等が所持するものに限る。）
8号	薬事法第44条第1項の毒薬及び同条第2項の劇薬（同法第46条第1項の薬局開設者等が取り扱うものに限る。）
9号	電気事業法（昭和39年法律第170号）第38条第3項の事業用電気工作物（発電用のものに限る。）内における高圧ガス保安法第2条の高圧ガス（当該事業用電気工作物の外にあるとしたならば同法の適用を受けることとなるものに限る。）
10号	細菌兵器（生物兵器）及び毒素兵器の開発、生産及び貯蔵の禁止並びに廃棄に関する条約等の実施に関する法律（昭和57年法律第61号）第2条第1項に規定する生物剤及び同条第2項に規定する毒素（業としてこれらを取り扱う者が取り扱うものに限る。）
11号	化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律（平成7年法律第65号）第2条第1項の毒性物質（同法第7条第1項の許可製造者、同法第12条の許可使用者、同法第15条第1項第2号の承認輸入者及び同法第18条第2項の廃棄義務者並びに同法第24条第1項から第3項まで（同法第26条及び第27条において準用する場合を含む。）又は同法第28条の規定による届出をした者が所持するものに限る。）

※ 危険物質等について市長が命ずることができる対象及び措置

【対象】

市区域に設置される消防法第2条第7項の危険物の製造所、貯蔵所若しくは取扱所(移

送取扱所を除く。)において貯蔵し、又は取り扱うもの(国民保護法施行令第29条)

【措置】

- ア 危険物質等の取扱所の全部又は一部の使用の一時停止又は制限(消防法第12条の3)
- イ 危険物質等の製造、引渡し、貯蔵、移動、運搬又は消費の一時禁止又は制限(国民保護法第103条第3項第2号)
- ウ 危険物質等の所在場所の変更又はその廃棄(国民保護法第103条第3項第3号)

(2) 警備の強化及び危険物質等の管理状況報告

市長は、危険物質等の取扱者に対し、必要があると認めるときは、警備の強化を求める。また、市長は、上記(1)のアからウまでの措置を講ずるために必要があると認める場合は、危険物質等の取扱者から危険物質等の管理の状況について報告を求める。

第4節 武力攻撃原子力災害及びNBC攻撃による災害への対処等

市は、武力攻撃原子力災害への対処等については、原則として、宝塚市地域防災計画等に定められた措置に準じた措置を講ずるものとし、また、NBC攻撃による災害への対処については、国の方針に基づき必要な措置を講ずる。このため、武力攻撃原子力災害及びNBC攻撃による災害への対処に当たり必要な事項について、以下のとおり定める。

1 武力攻撃原子力災害への対処(法105)

(1) 地域防災計画等に準じた措置の実施

市は、国民保護法その他の法律の規定に基づく武力攻撃原子力災害への対処に関する措置の実施に当たっては、原則として、地域防災計画等に定められた措置に準じた措置を講ずる。

(2) 放射性物質等の放出又は放出のおそれに関する通報及び公示等

ア 市長は、放射性物質等の放出又は放出のおそれに関する通報を原子力防災管理者から受けたとき又は内閣総理大臣及び原子力規制委員会(事業所外運搬に起因する場合には、内閣総理大臣、原子力規制委員会及び国土交通大臣。以下同じ。)若しくは知事から通知を受けたときは、あらかじめ定める連絡方法により、消防本部に連絡する。

イ 市長は、消防本部等からの連絡により、放射性物質等の放出又は放出のおそれがあるとの情報を原子力事業者、内閣総理大臣、原子力規制委員会又は県より先に把握した場合には、直ちに原子力事業者にその内容を確認するとともに、その旨を内閣総理大臣及び原子力規制委員会並びに知事に通報する。

ウ 市長は、国の対策本部長が、武力攻撃原子力災害の発生又は拡大を防止するため、応急対策の実施に係る公示を発出し、知事からその通知を受けた場合には、警報の内容の通知に準じて、関係機関に当該公示の内容を通知する。

【国対策本部長の公示の内容】(法105VII)

- ① 武力攻撃原子力災害の発生又はその拡大を防止するための応急の対策を実施すべき区域
- ② 当該武力攻撃原子力災害に係る事態の概要
- ③ その他応急対策実施区域内の住民及び公私の団体に対し周知させるべき事項

エ 市長は、知事から所要の応急対策を講ずべき旨の指示を受けた場合は、宝塚市消防

本部に連絡をするとともに、連携して応急対策を行う。

(3) モニタリングの実施

市によるモニタリングの実施については、状況に応じ、宝塚市地域防災計画（原子力災害対策計画）等に定められた措置に準じた措置を講ずる。

(4) 市民の避難誘導

ア 市長は、知事が市民に対し避難の指示を行った場合には、当該指示等の内容を踏まえ、避難実施要領を策定し、市民の避難誘導を行う。

イ 市長は、原子力事業者からの通報内容、宝塚市地域防災計画（原子力災害対策計画）等に定めているモニタリング結果等を勘案し、事態の状況により避難の指示を待つかとまがない場合は、その判断により、地域の住民に対し、退避を指示をし、その旨を知事に通知する。

(5) 武力攻撃原子力災害合同対策協議会との連携

ア 市は、国の現地対策本部長が運営する「武力攻撃原子力災害合同対策協議会」に職員を派遣するなど、同協議会と必要な連携を図る。

イ 市は、武力攻撃原子力災害合同対策協議会において、モニタリング結果、医療関係情報、市民の避難及び退避の状況の報告等必要な情報提供を行うとともに、国の対処方針や被害状況、応急措置の実施状況等の情報を共有し、専門家等の助言を受けて、必要な応急対策を講ずる。

(6) 国への措置命令の要請等

市長は、市民の生命、身体及び財産を保護するために、武力攻撃原子力災害の発生等を防止する必要があると認めるときは、知事に対し、関係する指定行政機関の長が、必要な措置を講ずべきことを命令するように知事が要請するよう求める。

また、市長は、必要に応じ、知事に対し、生活関連等施設に係る規定に基づき、原子力事業者が安全確保のために必要な措置を講ずるように知事が要請するよう求める。

(7) 安定ヨウ素剤の服用

市長は、安定ヨウ素剤の予防服用の実施等については、宝塚市地域防災計画（原子力災害対策計画）等に定められた措置に準じた措置を講ずる。

(8) 避難退域時検査及び簡易除染の実施

市長は、避難の際の住民等に対する避難退域時検査及び簡易除染の実施については、宝塚市地域防災計画（原子力災害対策計画）等に定められた措置に準じた措置を講ずる。

(9) 飲食物の摂取制限等

市長は、必要に応じ、飲食物の摂取制限等の措置については、宝塚市地域防災計画（原子力災害対策計画）等に定められた措置に準じた措置を講ずる。

(10) 職員の安全の確保

市長は、武力攻撃原子力災害に係る情報について、武力攻撃原子力災害合同対策協議会等において積極的な収集に努め、当該情報を速やかに提供するなどにより、応急対策を講ずる職員の安全の確保に配慮する。

2 NBC攻撃による災害への対処

市は、NBC攻撃による汚染が生じた場合の対処について、国による基本的な方針を踏まえた対応を行うことを基本としつつ、特に、対処の現場における初動的な応急措置を講ずる。

(1) 応急措置の実施

ア 市長は、NBC攻撃が行われた場合においては、その被害の現場における状況に照らして、現場及びその影響を受けることが予想される地域の市民に対して、退避を指示し、又は警戒区域を設定する。

イ 市は、保有する装備・資機材等により対応可能な範囲内で関係機関とともに、原因物質の特定、被災者の救助等の活動を行う。

(2) 国の方針に基づく措置の実施

市は、内閣総理大臣が、関係大臣を指揮して、汚染拡大防止のための措置を講ずる場合においては、内閣総理大臣の基本的な方針及びそれに基づく各省庁における活動内容について、県を通じて国から必要な情報を入手するとともに、当該方針に基づいて、所要の措置を講ずる。

(3) 関係機関との連携

市長は、NBC攻撃が行われた場合は、市対策本部において、消防本部、県警察、自衛隊、医療関係機関等から被害に関する情報や関係機関の有する専門的知見、対処能力等に関する情報を共有し、必要な対処を行う。

その際、必要により現地調整所を設置し（又は職員を参画させ）、現場における関係機関の活動調整の円滑化を図るとともに、市長は、現地調整所の職員から最新の情報についての報告を受けて、当該情報をもとに、県に対して必要な資機材や応援等の要請を行う。

(4) 汚染原因に応じた対応（法 107）

市は、NBC攻撃のそれぞれの汚染原因に応じて、国及び県との連携の下、それぞれ次の点に留意して措置を講ずる。

【主な汚染原因】（法 107 I）

主な汚染原因	汚染原因となる物質の例
放射性物質、放射線	核爆発による放射線及び放射性降下物
サリン等若しくはこれと同等以上の毒等性を有すると認められる化学物質	サリン、ソマン、タブン、VX、マスタード類等
生物剤又は毒素	炭疽菌、天然痘、ウイルス性出血熱、ボツリヌス毒素、リシン等
危険物質	国民保護法施行令第28条で定める危険物質等

ア 核攻撃等の場合

市は、核攻撃等による災害が発生した場合、国の対策本部による汚染範囲の特定を補助するため、汚染の範囲特定に資する被災情報を県に直ちに報告する。

また、措置に当たる要員に防護服を着用させるとともに、被ばく線量の管理を行いつつ、活動を実施させる。

イ 生物剤による攻撃の場合

市は、措置に当たる要員に防護服を着用させるとともに、関係機関が行う汚染の原因物質の特定等に資する情報収集などの活動を行う。また、宝塚健康福祉事務所（保健所）においては、県警察等の関係機関と連携して、保健所による消毒等の措置を行うものとされている。

ウ 化学剤による攻撃の場合

市は、措置に当たる要員に防護服を着用させるとともに、関係機関が行う原因物質の特定、汚染地域の範囲の特定、被災者の救助及び除染等に資する情報収集などの活動を行う。

※【生物剤を用いた攻撃の場合における対応】

天然痘等の生物剤は、人に知られることなく散布することが可能であり、また、発症するまでの潜伏期間に感染者が移動することにより、生物剤が散布されたと判明したときには既に被害が拡大している可能性がある。生物剤を用いた攻撃については、こうした特殊性にかんがみ、特に留意が必要である。

このため、市の国民保護担当部署においては、生物剤を用いた攻撃の特殊性に留意しつつ、生物剤の散布等による攻撃の状況について、通常の被害の状況等の把握の方法とは異なる点にかんがみ、保健衛生担当部署等と緊密な連絡を取り合い、厚生労働省を中心とした一元的情報収集、データ解析等サーベイランス（疾病監視）による感染源及び汚染地域への作業に協力することとする。

(5) 市長の権限（法 108）

市長は、知事より汚染の拡大を防止するため協力の要請があったときは、措置の実施に当たり、県警察等関係機関と調整しつつ、次の表に掲げる権限を行使する。

【市長が講ずる措置】（法 108 I）

号番号	対象物件等	措置
1号	飲食物、衣類、寝具その他の物件	占有者に対し、以下を命ずる。 ・移動の制限 ・移動の禁止 ・廃棄
2号	生活の用に供する水	管理者に対し、以下を命ずる。 ・使用の制限又は禁止 ・給水の制限又は禁止
3号	死体	・移動の制限 ・移動の禁止
4号	飲食物、衣類、寝具その他の物件	・廃棄
5号	建物	・立入りの制限 ・立入りの禁止 ・封鎖
6号	場所	・交通の制限 ・交通の遮断

市長は、上記表中の第1号から第4号までに掲げる権限を行使するときは、当該措置の名あて人に対し、次の表に掲げる事項を通知する。ただし、差し迫った必要があるときは、当該措置を講じた後、相当の期間内に、同事項を当該措置の名あて人（上記表中の占有者、管理者等）に通知する。

上記表中第5号及び第6号に掲げる権限を行使するときは、適当な場所に次の表に掲げる事項を掲示する。ただし、差し迫った必要があるときは、その職員が現場で指示を行う。

【名あて人に対し通知すべき事項】（令31I）

1	当該措置を講ずる旨
2	当該措置を講ずる理由
3	当該措置の対象となる物件、生活の用に供する水又は死体（上記表中第5号及び第6号に掲げる権限を行使する場合にあっては、当該措置の対象となる建物又は場所）
4	当該措置を講ずる時期
5	当該措置の内容

(6) 要員の安全の確保

市長は、NBC攻撃を受けた場合、武力攻撃災害の状況等の情報を現地調整所や県から積極的な収集に努め、当該情報を速やかに提供するなどにより、応急対策を講ずる要員の安全の確保に配慮する。

第8章 被災情報の収集、報告及び公表

市は、被災情報を収集するとともに、知事に報告することとされていることから、被災情報の収集及び報告に当たり必要な事項について、以下のとおり定める。

被災情報の収集・報告に関しては、宝塚市地域防災計画本編第2部災害予防計画第1章第2節情報の収集・伝達体制の整備・強化又は第3節災害時の広報体制の整備・強化及び第3部災害応急対策計画第1章第5節情報の収集・伝達又は第10節災害時の広報を準用する。

1 被災情報の収集（法126・127）

- (1) 市は、武力攻撃災害が発生した日時及び場所又は地域、発生した武力攻撃災害の状況の概要、人的及び物的被害の状況等の被災情報について収集する。
- (2) 市は、情報収集に当たっては消防本部、県警察等との連絡を密にするとともに、特に消防本部は、機動的な情報収集活動を行うため、必要に応じ消防車両等を活用した情報の収集を行う。

2 被災情報の報告（法127）

- (1) 市は、報告すべき武力攻撃災害等を覚知したときは、火災・災害等即報要領（昭和59年10月15日付け消防災第267号消防庁長官通知（平成29年2月7日消防応第11号消防庁長官通知（一部改正））に基づき、迅速性を最優先とし可能な限り早く（原則として、覚知後30分以内）分かる範囲で、電子メール、FAX等によりその第一報を県へ報告するものとし、以後、判明したものの中から逐次報告するものとする。この場合において、県への報告と同時に、消防庁に対しても報告するものとする。（直接即報基準）
- (2) 市は、第一報の報告後も、随時被災情報の収集に努め、県から指定される時間ごとに原則として、フェニックス防災システムにより、県に報告する。ただし、フェニックス防災システムが使用できない場合などは、報告様式に取りまとめ、電子メール、FAX等により、県に報告する。

なお、新たに重大な被害が発生した場合など、市長が必要と判断した場合には、火災・災害等即報要領に基づき、直ちに県への報告と同時に、消防庁に対しても報告するものとする。

- (3) 指定地方公共機関その他関係機関から市への報告

市は、必要に応じて、指定地方公共機関その他被災情報を保有する関係機関に対し、被災情報の提供への協力をを行うよう要請する。

3 被災情報の公表

- (1) 市対策本部における広報等

市は、武力攻撃事態等において、情報の錯綜等による混乱を防ぐために、市民に適時適切な情報提供や行政相談を行うため、市対策本部における広報広聴体制を整備する。

※【市対策本部における広報体制】

ア 広報責任者の設置

武力攻撃事態等において市民に正確かつ積極的に情報提供を行うため、広報を一元的に行う「広報責任者」を設置

イ 広報手段

広報誌、テレビ・ラジオ放送、記者会見、問い合わせ窓口の開設、携帯電話（安心メール及び緊急速報メール（エリアメール））、インターネットホームページ等のほか様々な広報手段を活用して、市民等に迅速に提供できる体制を整備

ウ 留意事項

- (ア) 広報の内容は、事実に基づく正確な情報であることとし、また、広報の時機を逸することのないよう迅速に対応すること。
- (イ) 市対策本部において重要な方針を決定した場合など広報する情報の重要性等に応じて、市長自ら記者会見を行うこと。
- (ウ) 県と連携した広報体制を構築すること。

エ その他関係する報道機関

【関係報道機関一覧】

NHK神戸放送局への要請		※ファックスを最優先利用
1	防災行政無線	衛星系 7-987-33
2	防災行政無線FAX	衛星系 7-987-61
3	一般加入電話	078-252-5000（代）
4	一般加入電話FAX	078-252-5012（総務）
一般加入電話による場合は要請先を確認する。		
サンテレビジョンへの要請		※ファックスを最優先利用
1	防災行政無線	衛星系 7-989-33
2	防災行政無線FAX	衛星系 7-989-61
3	一般加入電話	078-303-3168（報道部）
4	一般加入電話FAX	078-303-3158
一般加入電話による場合は要請先を確認する。		
(株)ジェイコムウエスト宝塚川西局		※ファックスを最優先利用
1	一般加入電話	81-9500
	電話FAX	81-9501
(株)エフエム宝塚		※ファックスを最優先利用
1	一般加入電話	76-5432
	電話FAX	76-5565

(2) 総合相談窓口の設置

市は、武力攻撃事態等に関する情報、安否情報、または各種行政相談等にきめ細やかに対応するため、総合相談窓口を設置する。

総合相談窓口は、原則として、本庁舎グランドフロアに設置する。

第9章 保健衛生の確保その他の措置

市は、避難所等の保健衛生の確保を図り、武力攻撃災害により発生した廃棄物の処理を適切かつ迅速に行うことが重要であることから、保健衛生の確保その他の措置に必要な事項について、以下のとおり定める。

1 保健衛生の確保

市は、避難先地域における避難住民等についての状況等を把握し、その状況に応じて、地域防災計画に準じて、次に掲げる措置を実施する。

(1) 健康対策

- ア 市は、避難先地域に対して、避難所や被災家庭の生活環境の整備や被災者の健康管理を行うため、保健師等による巡回健康相談及び家庭訪問を行う。
- イ 市は、仮設住宅入居者が生活環境の変化に適応し、健康で自立した生活ができるよう訪問指導、グループワーク、健康相談、健康教育等を実施する。
- ウ 市は、巡回健康相談の実施にあたり、高齢者、障害（がい）者等の心身双方の健康状態の把握に努める。

(2) 感染症対策

- ア 市は、避難住民等が生活環境の悪化、病原体に対する抵抗力の低下による感染症等の発生を防ぐため、県等と連携し感染症予防のための啓発、健康診断及び消毒等の措置を実施する。
- イ 市は、予防教育及び広報活動の推進、塵芥及び汚泥等の埋立又は焼却、し尿の処置、家屋・便所・ごみため等の消毒、ねずみ族・昆虫等の駆除など、感染症対策を実施するものとする。県は、被害甚大な市町に対し職員を現地に派遣し、指導するものとなっている。
- ウ 市は、県の指導のもとに、避難所における感染症対策活動を実施することとし、施設の管理者を通じて衛生に関する自治組織を編成させ、その協力を得て指導の徹底を図るものとする。

(3) 食品衛生確保対策

市は、梅雨期や夏期等を中心に、武力攻撃災害時の食品衛生に関する広報等を行い、避難先地域における食中毒等の防止をするため、県と連携し、食品等の衛生確保のための措置を実施する。

(4) 飲料水衛生確保対策

- ア 市は、避難先地域における感染症等の防止をするため、県と連携し、飲料水確保、飲料水の衛生確保のための措置及び飲料水に関して保健衛生上留意すべき事項等について、市民に対して情報提供を実施する。
- イ 市は、地域防災計画の定めに基づいて、水道水の供給体制を整備する。
- ウ 市は、水道施設の被害状況の把握を行うとともに、応急復旧の実施に必要な人員・資機材が不足する場合には、水道担当部局と連携しつつ、速やかに、「兵庫県水道災害相互応援に関する協定」等に基づく支援の要請や、県を通じて県内市町、厚生労働省、他府県及び日本水道協会等関係団体に対する広域的な支援の要請を行う。

(5) 栄養指導対策

- ア 市は、県と連携し避難所や仮設住宅等を巡回して、被災者等の栄養状況を把握し、早期に栄養状態を改善するため栄養士による巡回栄養相談等を実施するものとする。
- イ 市は、県と連携し避難所解消後においても被災者の食の自立が困難である場合には、巡回栄養相談を継続するとともに、小グループ単位において栄養健康教育を実施するなど、被災者の栄養バランスの適正化を支援するものとする。
- ウ 市は、巡回栄養相談の実施に当たり、県と連携して高齢者、障碍（がい）者その他特に配慮を要する者をはじめ、被災者の栄養状態の把握に努めるものとする。

(6) こころのケア対策

ア 県は、こころのケアセンター及び健康福祉事務所等において、必要に応じて、武力攻撃事態時におけるPTSD（心的外傷後ストレス障害）等の精神的不安に対応するため、被災者等の状態に応じた段階的なこころのケアを行うものとされており、市は、これと連携を図る。

また、武力攻撃事態等が終了した後においても、必要に応じ県が行うこころのケアの重要性についての啓発の協力を行う。

イ 教育委員会は、県教育委員会と連携し、必要に応じ次のとおり、家族等が被災した児童生徒などに対するこころのケア対策を実施する。

(ア) 教職員によるカウンセリング

(イ) 電話相談等の実施

(ウ) カウンセラーの派遣

(エ) 教育相談センター、健康福祉事務所・保健所、こころのケアセンター、こどもセンター等の専門機関との連携

ウ 医療機関においてもこころのケアの視点を取り入れた治療に努めるものとする。

エ 救助機関等の責任者は、武力攻撃災害時の救援活動に従事した者にはPTSDの症状が比較的早期に現れやすいことに留意し、緊張をやわらげ、こころのしこりをほぐすためのスタッフミーティングの開催等に努めるものとする。

また、救援活動現場責任者・指導者は、救援活動従事者の燃え尽きを予防するため、救援活動従事者のストレス反応を常にチェックし、疲労のために仕事の能率が悪くなっていると判断した場合には、業務命令により休養をとらせたりするなどの配慮に努めるものとする。この場合においては、県に情報提供を行う。

2 廃棄物の処理

(1) 廃棄物処理の特例（法124）

ア 環境大臣は、大規模な武力攻撃災害の発生による生活環境の悪化を防止することが特に必要であると認めるときは、期間を限り、廃棄物の処理を迅速に行わなければならない地域を特例地域として指定し、当該地域においてのみ適用のある特例基準（特例的な廃棄物処理基準及び委託基準）を定めるものとされている。

イ 市長は、環境大臣が指定する特例地域においては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）に基づく廃棄物処理業の許可を受けていない者に対して、必要に応じ、特例基準に定めるところにより、廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行わせることができる（以下「特例業者」という。）。この場合において、県に

対し情報提供を行う。

ウ 市長は、イにより廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行う者が特例基準に適合しない廃棄物の収集、運搬又は処分を行ったことが判明したときは、速やかにその者に対し、期限を定めて特例基準に従った廃棄物の収集、運搬又は処分の方法の変更その他の必要な措置を講ずべきことを指示する。

エ 市は、平素から、既存の許可業者による廃棄物処理能力を把握し、武力攻撃災害時に予想される大量の廃棄物を処理するには、どのような特例業者に委託すべきかを検討するものとする。

(2) 廃棄物処理対策

ア 市は、地域防災計画の定めに準じて、「災害廃棄物対策指針」（平成26年3月環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部作成）等を参考としつつ、廃棄物処理体制を整備する。

イ 市は、廃棄物関連施設などの被害状況の把握を行うとともに、処理能力が不足する、または不足すると予想される場合については、県に対して他の市町との応援等にかかる要請を行う。

ウ 市は、次の点に留意して、がれき処理を実施することとする。

(ア) 損壊建物数等の情報を収集し、がれき処理の必要性を把握し、県に連絡する。

(イ) がれきの処理に長時間を要する場合があることから、十分な仮置場を確保する。

(ウ) 損壊した建物から発生したがれきについては、危険なもの、通行上支障があるもの等から優先的に撤去する。

(エ) 計画的に処理を実施するため、速やかに全体処理量を把握する。

(オ) 最終処分までの処理ルートが確保できない場合は、速やかに県に支援を要請する。

3 文化財の保護

市指定文化財等に関する勧告の告知

市教育委員会は、文化庁長官が市の区域に存する重要文化財等の武力攻撃災害による被害を防止するため命令又は勧告を行い、県がこれに応じて市の区域に存する県指定文化財等の被害防止のための勧告を行う場合、市指定文化財等（市指定重要有形文化財、市指定重要有形民俗文化財及び市指定史跡名勝天然記念物をいう。）についても、速やかに所有者等に対し当該勧告を告知する。

第10章 市民生活の安定に関する措置

市は、武力攻撃事態等においては、水の安定的な供給等を実施することから、市民生活の安定に関する措置について、以下のとおり定める。

1 生活関連物資等の価格安定（法 129）

(1) 価格の高騰又は供給不足の防止

市は、武力攻撃事態等において、物価の安定を図り、市民生活との関連性が高い物資若しくは役務又は市民経済上重要な物資若しくは役務（以下「生活関連物資等」という。）の適切な供給を図るとともに、価格の高騰や買占め及び売惜しみを防止するために県等の関係機関が実施する措置に協力する。

(2) 価格の高騰又は供給不足への対処

市は、生活関連物資等の価格の高騰又は供給不足が生じ、又は生ずるおそれがあるときには、関係法令に基づき、次に掲げる措置を実施する。

ア 生活関連物資等の買占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する法律（昭和48年法律第48号。以下「買占め等防止法」という。）に係る措置

市長は、国が買占め等防止法第2条第1項に基づき、政令で特別の調査を要する物資（以下「特定物資」という。）を指定した場合は、市の区域内のみに事務所等を有し特定物資を生産、輸入又は販売する事業者に対し、以下の措置を講ずる。

(ア) 特定物資について、その価格の動向及び需給の状況に関する必要な調査（買占め等防止法第3条）

(イ) 特定物資の生産、輸入又は販売の事業者が買占め又は売惜しみにより多量に当該特定物資を保有していると認められる場合の当該事業者に対する当該特定物資の売渡しの指示（買占め等防止法第4条第1項）

(ロ) 売渡しの指示に従わなかった場合についての事業者に対する売渡しの命令（買占め等防止法第4条第2項）

(ハ) 売渡しの命令を実施したことによる事業者同士の協議が実施できない場合の裁定及びその結果通知（買占め等防止法第4条第4項及び第5項）

(ニ) 売渡しの指示及び命令に係る事業者に対する報告命令、立入検査及び質問（買占め等防止法第5条第1項及び第2項）

イ 国民生活安定緊急措置法（昭和48年法律第121号）に係る措置

市長は、国が国民生活安定緊急措置法第3条第1項に基づき、政令で特に価格の安定を図るべき物資（以下「指定物資」という。）を指定した場合は、市の区域内のみに事業場を有し指定物資を販売する事業者に対し、以下の措置を講ずる。

(ア) 指定物資について、その定められた標準価格又は販売価格の表示の指示及び指示に従わない小売業者の公表（国民生活安定緊急措置法第6条第2項及び第3項）

(イ) 指定物資を規定する価格を超えた価格で販売している事業者に対しての規定する価格以下の価格で販売すべきことの指示及び正当な理由なく従わなかった者の公表（国民生活安定緊急措置法第7条）

(ロ) 上記(ア)及び(イ)の措置に必要な限度における、指定物資を販売する事業者に対する業務若しくは経理の状況報告、事業場への立入検査、関係者への質問（国民生活

安定緊急措置法第30条第1項)

2 避難住民等の生活安定等

(1) 被災児童生徒等に対する教育

教育委員会は、県教育委員会と連携し、被災した児童生徒等に対する教育に支障が生じないようにするため、避難先での学習機会の確保、教科書の供給、授業料の減免、被災による生活困窮家庭の児童生徒等に対する就学援助等を行うとともに、避難住民等が被災地に復帰する際の必要に応じた学校施設等の応急復旧等を関係機関と連携し、適切な措置を講ずる。

(2) 公的徴収金の減免等（法162Ⅱ）

市は、避難住民等の負担軽減のため、法律及び条例の定めるところにより、市税に関する申告、申請及び請求等の書類、納付または納入に関する期間の延期並びに市税（延滞金を含む）の徴収猶予及び減免、使用料及び手数料の減免等の措置を、災害の状況に応じて実施する。

3 生活基盤等の確保

(1) 水の安定的な供給

市は、水道事業者、水道用水供給事業者及び工業用水道事業者として、消毒その他衛生上の措置、被害状況に応じた送水停止等、武力攻撃事態等において水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講ずる。

(2) 公共的施設の適切な管理

河川及び道路等の管理者として市は、当該公共的施設を適切に管理する。

第11章 特殊標章等の交付及び管理

市は、ジュネーヴ諸条約及び第一追加議定書に規定する特殊標章及び身分証明書（以下「特殊標章等」という。）を交付及び管理することとなるため、これらの標章等の適切な交付及び管理に必要な事項について、以下のとおり定める。

1 赤十字標章等及び特殊標章等の意義及び普及啓発

(1) 赤十字標章等及び特殊標章等の意義

1949年8月12日のジュネーヴ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書（第一追加議定書）において規定される赤十字標章等及び国際的な特殊標章等は、それぞれ市民を保護するために重要な役割を担う医療行為及び保護措置を行う者及びその団体、その団体が使用する場所若しくは車両、航空機等を識別するために使用することができ、それらは、ジュネーヴ諸条約及び第一追加議定書の規定に従って保護される。

(2) 赤十字標章等及び特殊標章等に係る普及啓発

市は、県、国、日本赤十字社及びその他関係機関と協力しつつ、ジュネーヴ諸条約及び第一追加議定書に基づく武力攻撃事態等における標章等の使用の意義及びそれを使用するに当たっての濫用防止のための規定等について、教育や学習の場などの様々な機会を通じて啓発に努める。

2 赤十字標章等（法157）

赤十字標章等は、武力攻撃事態等において、医療機関及び医療関係者等、医療のために使用される場所及び車両、船舶、航空機等を識別する。

(1) 赤十字標章

第一追加議定書第1条(1)に規定される特殊標章（白地に赤十字、赤新月又は赤のライオン及び太陽）



※ ただし、赤のライオン及び太陽の標章は、いずれの国も1980年以降使用していない。また、赤新月の標章は、イスラム教国において使用されるものである。

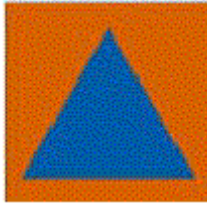
(2) 特殊信号

第一追加議定書第8条(m)に規定される特殊信号（医療組織又は医療用輸送手段の識別のための信号又は通報）

3 特殊標章等（法 158）

(1) 特殊標章

第一追加議定書第 66 条 3 に規定される国際的な特殊標章(オレンジ色地に青の正三角形)





(オレンジ地色に青色正三角形)

(2) 身分証明書

第一追加議定書第 66 条 3 に規定される身分証明書（様式のひな型は下記のとおり。）

表面

	(この証明書を交付等 する許可権者の名を記 載するための余白)	
身分証明書 IDENTITY CARD 国民保護措置に係る職務等を行う者用 for civil defence personnel		
氏名/Name _____		
生年月日/Date of birth _____		
この証明書の所持者は、次の資格において、1949年8月12日のジュネーブ諸条約及び1949年8月12日のジュネーブ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書（議定書 I）によって保護される。 The holder of this card is protected by the Geneva Conventions of 12 August 1949 and by the Protocol Additional to the Geneva Conventions of 12 August 1949, and relating to the Protection of Victims of International Armed Conflicts (Protocol I) in his capacity as		
交付等の年月日/Date of issue _____ 証明書番号/No. of card _____ 許可権者の署名/Signature of issuing authority _____		
有効期間の満了日/Date of expiry _____		

裏面

身長/Height _____	眼の色/Eyes _____	頭髪の色/Hair _____
その他の特徴又は情報/Other distinguishing marks or information:		
血液型/Blood type _____		

所持者の写真 /PHOTO OF HOLDER		
印章/Stamp		所持者の署名/Signature of holder

(日本工業規格 A7 (横 74 ミリメートル、縦 105 ミリメートル))

(身分証明書のひな型)

(3) 識別対象

保護措置に係る職務等を行う者、保護措置に係る協力等のために使用される場所等

(4) 特殊標章等の交付及び管理

市長及び消防長は、「赤十字標章等及び特殊標章等に係る事務の運用に関するガイドライン（平成 17 年 8 月 2 日付け閣副安危第 321 号内閣官房副長官補（安全保障・危機管理担当）付内閣参事官（事態法制担当）通知）」に基づき、具体的な交付要綱を作成した上で、それぞれ以下に示す職員等に対し、特殊標章等を交付及び使用させる（「市（町村）の特殊標章及び身分証明書に関する交付要綱（例）」及び「消防本部の特殊標章及び身分証明書に関する交付要綱（例）」（平成 17 年 10 月 27 日付け消防国第 30 号国民保護室長通知）を参考）。

- ア 市長（交付及び管理の事務は、総合防災課）
 - (ア) 市の職員（消防職員を除く。）で保護措置に係る職務を行うもの
 - (イ) 消防団長及び消防団員
 - (ウ) 市長の委託により保護措置に係る業務を行う者
 - (エ) 市長が実施する保護措置の実施に必要な援助について協力をする者
- イ 消防長（交付及び管理の事務は、消防本部総務課）
 - (ア) 消防職員で保護措置に係る職務を行うもの
 - (イ) 消防長の委託により保護措置に係る業務を行う者
 - (ウ) 消防長が実施する保護措置の実施に必要な援助について協力をする者

4 宝塚市の特殊標章及び身分証明書に関する交付要綱

宝塚市の特殊標章及び身分証明書に関する交付要綱

目次

- 第1章 総則
- 第2章 特殊標章の交付等
- 第3章 身分証明書の交付等
- 第4章 保管及び返納
- 第5章 濫用の禁止等
- 第6章 雑則

第1章 総則

(目的)

第1条 この要綱は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号。以下「国民保護法」という。）及び「赤十字標章等及び特殊標章等に係る事務の運用に関するガイドライン」（平成17年8月2日閣副安危第321号内閣官房副長官補（安全保障・危機管理担当）付内閣参事官（事態法制企画担当）通知）に基づき、宝塚市の武力攻撃事態等における特殊標章等（国民保護法第158条第1項の特殊標章及び身分証明書をいう。以下同じ。）の交付に関する基準、手続等必要な事項を定めることを目的とする。

(定義及び様式)

第2条 この要綱において「特殊標章」とは、別紙に定めるところにより、腕章、帽章、旗及び車両章とする。

2 この要綱において「身分証明書」の様式は、別図のとおりとする。

(交付の対象者)

第3条 市長は、武力攻撃事態等において、国民保護法第16条の規定に基づき、市長が実施する国民の保護のための措置（以下「国民保護措置」という。）に係る職務等を行う者として、次に定める区分の者に対し、特殊標章等の交付を行うものとする。

- (1) 市の職員（消防長の所轄の消防職員を除く。）で国民保護措置に係る職務を行うもの
- (2) 消防団長及び消防団員
- (3) 市長の委託により国民保護措置に係る業務を行う者
- (4) 市長が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者

(交付の手続)

第4条 市長は、前条第1号及び第2号に掲げる者に対し、特殊標章等の交付をした者に関する台帳（別記様式2）に登録し、特殊標章等を作成して交付する。

- 2 市長は、前条第3号及び第4号に掲げる者に対し、原則として当該対象者からの特殊標章等に係る交付申請書（別記様式1）による申請に基づき、その内容を適正と認めるときは、特殊標章等の交付をした者に関する台帳（別記様式2）に登録し、特殊標章等を作成して交付する。

第2章 特殊標章の交付等

（腕章及び帽章の交付）

第5条 市長は、第3条第1号又は第2号に掲げる者のうち武力攻撃事態等において行うこととされる国民保護措置に係る職務の内容等を勘案し、市長が必要と認めるものに対し、平時において、第2条第1項で規定する腕章及び帽章（以下「腕章等」という。）を交付するものとする。

- 2 市長は、第3条第1号及び第2号に掲げる者（前項で掲げる者を除く。）並びに第3号及び第4号に掲げる者に対し、武力攻撃事態等において、腕章等を交付するものとする。

（旗及び車両章の交付）

第6条 市長は、前条の規定に基づき、腕章等を交付する場合において、必要に応じ、国民保護措置に係る職務、業務又は協力のために使用される場所若しくは車両、船舶、航空機等（以下「場所等」という。）を識別させるため、場所等ごとに第2条第1項で規定する旗又は車両章（以下「旗等」という。）をあわせて、交付するものとする。

（訓練における使用）

第7条 市長は、平時において、国民保護措置についての訓練を実施する場合に、第3条各号に掲げる者に対し、腕章等を貸与することができるものとする。

- 2 市長は、前項の規定に基づき、腕章等を貸与する場合、必要に応じ、場所等ごとに旗等をあわせて貸与することができるものとする。

（特殊標章の特例交付）

第8条 市長は、人命救助等のために特に緊急を要し、対象者からの申請を待ついとまがないと認めるときは、当該申請を待たずに特殊標章のみを交付することができるものとする。

- 2 前項の場合において、市長が必要と認めるときに、特殊標章を交付した者に対して、返納を求めるものとする。

（特殊標章の再交付）

第9条 市長から特殊標章の交付を受けた者は、特殊標章を紛失したとき、又は使用に堪えない程度に汚損若しくは破損した場合には、特殊標章再交付申請書（別記様式3）により、速やかに市長に申請し、特殊標章の再交付を受けるものとする。

- 2 前項の規定により、再交付を受ける場合（紛失した場合を除く。）は、汚損又は破損した特殊標章を返納しなければならない。

第3章 身分証明書の交付等

(身分証明書の交付)

第10条 市長は、第5条第1項の規定により、腕章等を交付した者に対し、第2条第2項で規定する身分証明書（以下「身分証明書」という。）を交付するものとする。

2 市長は、第5条第2項の規定により、腕章等を交付した者に対し、身分証明書を交付するものとする。

(身分証明書の携帯)

第11条 市長から身分証明書の交付を受けた者は、特殊標章を使用する必要があるときは、身分証明書を携帯するものとする。

(身分証明書の再交付)

第12条 市長から身分証明書の交付を受けた者は、身分証明書を紛失し、又は使用に堪えない程度に汚損若しくは破損した場合には、身分証明書再交付申請書（別記様式4）により速やかに市長に申請し、身分証明書の再交付を受けるものとする。また、身分証明書の記載事項に異動があった場合も同様とする。

2 前項の規定により、再交付を受ける場合（紛失した場合を除く。）は、交付を受けた身分証明書を返納しなければならない。

(有効期間及び更新)

第13条 第10条第1項の規定により、市長が交付する身分証明書の有効期間は、交付された者が身分を失ったときまでとする。

2 第10条第2項の規定により、市長が武力攻撃事態等において交付する身分証明書の有効期間は、武力攻撃事態等の状況及び国民保護措置の内容に鑑み、市長が必要と認める期間とする。

3 身分証明書の更新手続は、第4条の規定に準じて行うものとする。

第4章 保管及び返納

(保管)

第14条 市長は、申請書及び特殊標章等に番号を付し、厳重に保管するものとする。

2 特殊標章等の交付を受けた者は、国民保護措置に係る職務、業務又は協力を行っている場合及び訓練又は啓発のために用いる場合を除き、特殊標章等を厳重に保管するものとする。

(返納)

第15条 市長から特殊標章等の交付を受けた者は、身分を失ったときその他の事由があったときは、特殊標章等を返納しなければならない。

第5章 濫用の禁止等

(濫用の禁止)

第16条 特殊標章等の交付を受けた者は、特殊標章等を他人に譲り渡し、又は貸与してはならない。

- 2 特殊標章等の交付を受けた者は、国民保護措置に係る職務、業務又は協力を行っている場合及び訓練又は啓発のために用いる場合を除き、特殊標章等を使用してはならない。
- 3 特殊標章等により識別させることができる場所等については、当該場所等が専ら国民保護措置に係る職務、業務又は協力のために使用されていないなければならない。

(周知)

第17条 市長は、特殊標章等を交付する者に対し、当該交付する際その他必要な機会を捉え、特殊標章等の意義、その使用及び管理等について説明を行い、あらかじめ周知を図るものとする。

第6章 雑則

(雑則)

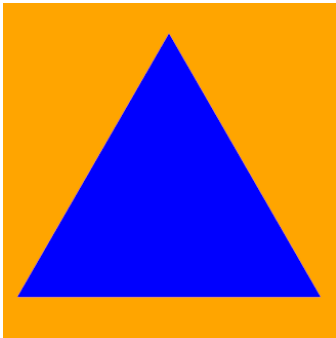
第18条 この要綱に定めるもののほか、特殊標章等の様式等については、「赤十字標章等及び特殊標章等に係る事務の運用に関するガイドライン」に定めるところによる。

第19条 宝塚市における特殊標章等の交付及び管理に関する事務は、総合防災課が行うものとする。

附則


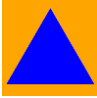
この要綱は、平成29年9月1日から施行する。

別紙（第2条関係）

区分	表示		制式
	位置	形状	
腕章	左腕に表示		①オレンジ色地に青色の正三角形とする。 ②三角形の一の角が垂直に上を向いている。 ③三角形のいずれの角もオレンジ色地の縁に接していない。 ※一連の登録番号を表面右下すみに付する。 （例：宝塚市1）
帽章	帽子（ヘルメットを含む。）の前部中央に表示		
旗	施設の平面に展張又は掲揚又は表示、船舶に掲揚又は表示		
車両章	車両の両側面及び後面に表示		
	航空機の両側面に表示		

別図（第2条関係）

表面

	宝塚市長	
身分証明書 IDENTITY CARD		
国民保護措置に係る職務等を行う者用 for civil defence personal		
氏名/Name _____		
生年月日/Date of birth _____		
<p>この証明書の所持者は、次の資格において、1949年8月12日のジュネーブ諸条約及び1949年8月12日のジュネーブ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書（議定書I）によって保護される。</p> <p>The holder of this card is protected by the Geneva Conventions of 12 August 1949 and by the Protocol Additional to the Geneva Conventions of 12 August 1949, and relating to the Protection of Victims of International Armed Conflicts (Protocol I) in his capacity as</p> <p>.....</p>		
交付等の年月日/Data of issue _____ 証明書番号/No. of card _____		
許可権者の署名/ Signature of issuing authority		
宝塚市長		
有効期間の満了日/Date of expiry _____		

裏面

<p>-----</p> <p>-----</p> <p>-----</p>		
印章/Stamp		所持者の署名/Signature of holder

（日本工業規格A7（横74ミリメートル、縦105ミリメートル））

別記様式1 (第4条関係)

特殊標章等に係る交付申請書

年 月 日

宝塚市長 様

私は、国民保護法第158条の規定に基づき、特殊標章等の交付を以下のとおり申請します。

氏名：(漢字) _____ (ローマ字) _____	生年月日(西暦) _____年____月____日
-----------------------------------	----------------------------------

申請者の連絡先 住 所：〒 _____ _____ _____ 電話番号： _____ E-mail： _____
--

--

標章を使用する衣服、場所、車両、船舶、航空機等の概要及び使用する標章の数等 (標章又は特殊信号の交付又は使用許可の場合のみ記載) _____ _____

(許可権者使用欄) 資格： _____ 証明書番号： _____ 交付等の年月日： _____ 有効期間の満了日： _____ 返納日： _____
--

特殊標章等の交付をした者に関する台帳

証明書 番号	氏名(漢字)	氏名(ローマ字)	生年月日	資格	交付等 の年月日	有効期間 の満了日	標章の使用	返納日	備考

別記様式3 (第9条関係)

特殊標章再交付申請書

宝塚市長 様	年 月 日
申 請 者 住 所	(電話)
氏 名	印
1 紛失 (破損等) した特殊標章の種別及び登録番号 2 紛失 (破損等) 年月日 3 紛失の状況 (破損等の理由) 4 その他必要な事項	
※ 受 付 欄	※ 経 過 欄

備 考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。
 2 ※印の欄は、記入しないこと。

別記様式4 (第12条関係)

身分証明書再交付申請書

宝塚市長 様	年 月 日
申 請 者 住 所	(電話)
氏 名	印
1 旧身分証明書番号 2 理由 3 その他必要な事項	
※ 受 付 欄	※ 経 過 欄

- 備 考
- 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。
 - 2 理由には、紛失、汚損、破損及び記載事項の変更等を記入する。
 - 3 紛失の場合は、紛失の日時、場所及び紛失の状況を追記する。
 - 4 記載事項の変更の場合は、旧記載事項を追記する。
 - 5 ※印の欄は、記入し

第4編 復旧等

第1章 応急の復旧

市は、その管理する施設及び設備について、武力攻撃災害による被害が発生したときは、一時的な修繕や補修など応急の復旧のため必要な措置を講ずることとし、応急の復旧に関して必要な事項について、以下のとおり定める。

1 基本的考え方

(1) 市が管理する施設及び設備の緊急点検等（法 139）

市は、武力攻撃災害が発生した場合には、安全の確保をした上でその管理する施設及び設備の被害状況について緊急点検を実施するとともに、被害の拡大防止及び被災者の生活確保を最優先に応急の復旧を行う。

(2) 通信機器の応急の復旧

市は、武力攻撃災害の発生により、関係機関との通信機器に被害が発生した場合には、予備機への切替等を行うとともに、保守要員により速やかな復旧措置を講ずる。また、復旧措置を講じてもお障害がある場合は、他の通信手段により関係機関との連絡を行うものとし、直ちに総務省及び県にその状況を連絡する。

(3) 県に対する支援要請（法 140）

市は、応急の復旧のための措置を講ずるに当たり必要があると認める場合には、県に対し、それぞれ必要な人員や資機材の提供、技術的助言その他必要な措置に関し支援を求める。

2 公共的施設の応急の復旧

(1) 市は、武力攻撃災害が発生した場合には、市が管理する上下水道等ライフライン施設について、速やかに被害の状況を把握するとともに、被害の状況に応じて、応急の復旧のための措置を講ずる。

(2) 市は、武力攻撃災害が発生した場合には、その管理する道路、橋梁施設等について、速やかに被害の状況を把握し、その状況を県に報告するとともに、被害の状況に応じて、障害物の除去その他避難住民の運送等の輸送の確保に必要な応急の復旧のための措置を講ずる。

第2章 武力攻撃災害の復旧

市は、その管理する施設及び設備について、武力攻撃災害による被害が発生したときは、武力攻撃災害の復旧を行うこととし、武力攻撃災害の復旧に関して必要な事項について、以下のとおり定める。

1 国における所要の法制の整備等（法 171）

武力攻撃災害が発生したときは、国において財政上の措置その他本格的な復旧に向けた所要の法制が整備されるとともに、特に、大規模な武力攻撃災害が発生したときは、本格的な復旧に向けての国全体としての方向性について速やかに検討することとされており、市は、武力攻撃災害の復旧について、国が示す方針にしたがって県と連携して復旧を実施する。

2 市における当面の復旧

市は、本格的な復旧に向けた所要の法制が整備されるまでの間、被災の状況、地域の特性、関係する公共的施設の管理者の意向等を勘案しつつ、迅速な復旧を目指すとともに、必要があると判断するときは、地域の実情等を勘案し、県と連携して、当面の復旧の方向を定める。

3 市が管理する施設及び設備の復旧（法 141）

市は、武力攻撃災害により市の管理する施設及び設備が被災した場合は、被災の状況、周辺地域の状況等を勘案しつつ迅速な復旧を行う。

第3章 保護措置に要した費用の支弁等

市が保護措置の実施に要した費用については、原則として国が負担することとされており、保護措置に要した費用の支弁等に関する手続等に必要な事項について、以下のとおり定める。

1 保護措置に要した費用の支弁、国への負担金の請求

(1) 国に対する負担金の請求方法（法 164・168）

市は、保護措置の実施に要した費用で市が支弁したものについては、国民保護法により原則として国が負担することとされていることから、別途国が定めるところにより、国に対し負担金の請求を行う。

【国と地方公共団体の費用分担】（法 168、令 47～51）

1 国が負担する費用

- ① 市民の避難に関する措置に要する費用
- ② 避難住民等の救援に関する措置に要する費用
（厚生労働大臣が定める程度、方法及び期間による救援に要する費用）
- ③ 武力攻撃災害への対処に関する措置に要する費用
- ④ 損失補償若しくは実費弁償、損害補償又は損失補てんに要する費用
（地方公共団体に故意又は重大な過失がある場合を除く。）
- ⑤ 国が地方公共団体と共同して行う保護措置についての訓練に係る費用

2 地方公共団体が負担する費用

- ① 地方公共団体の職員の給料及び扶養手当その他政令で定める手当
（調整手当、住居手当、通勤手当その他の手当）
※保護措置に係る職務を行う職員の特殊勤務手当、時間外勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、夜間勤務手当、休日勤務手当及び武力攻撃災害派遣手当は国が負担
- ② 地方公共団体の管理及び行政事務の執行に要する費用で政令で定めるもの
（消耗品費、通信費その他の費用）
- ③ 地方公共団体が施設の管理者として行う事務に要する費用で政令で定めるもの
（当該施設の維持管理に通常要すると認められる費用）

(2) 他の市町の応援に要する費用の支弁（法 165）

他の市町の応援を受けたときは、当該応援に要した費用を支弁する。この場合において、本市が当該費用を支弁するいとまがないときは、応援を求めた市町に対し、当該費用を一時的に立て替えて支弁するよう求めることができる。

(3) 市の措置を県が代行した場合の費用の支弁（法 166）

県は、武力攻撃災害により事務を行うことができなくなった市が実施すべき保護措置を代行したときは、当該費用を支弁するものとされている。

(4) 市が救援の事務を行う場合の費用の支弁（法 167）

市が行う救援に関する事務に要した費用は、県が支弁するものとされている。この場合において、県の権限に属する救援の実施に関する事務の一部を市長が行うこととしたとき、又は県が当該費用を支弁するいとまがないときは、本市が、当該費用を一時的に

立て替えて支弁することがある。

(5) 関係書類の保管

市は、武力攻撃事態等において、保護措置の実施に要する費用の支出に当たっては、その支出額を証明する書類等を保管する。

2 損失補償及び損害補償

(1) 損失補償（法 159 I ・ 令 40）

市は、国民保護法に基づく土地等の一部使用等の行政処分を行った結果、通常生ずべき損失については、国民保護法施行令に定める手続等に従い、補償を行う。

(2) 損害補償（法 160 ・ 令 43 ・ 44）

市は、保護措置の実施について援助を要請し、その要請を受けて協力をした者がそのために死傷したときは、国民保護法施行令に定める手続等に従い損害補償を行う。

3 総合調整及び指示に係る損失の補てん（法 161 II ・ 令 45 ・ 46）

市は、県の対策本部長が総合調整を行い、又は避難住民の誘導若しくは避難住民の運送に係る指示をした場合において、当該総合調整又は指示に基づく措置の実施に当たって損失を受けたときは、国民保護法施行令に定める手続に従い、県に対して損失の請求を行う。ただし、市の責めに帰すべき事由により損失が生じたときは、この限りではない。

4 市民の権利利益の救済に係る手続等

(1) 市民の権利利益の迅速な救済

市は、武力攻撃事態等の認定があった場合には、保護措置の実施に伴う損失補償、保護措置に係る不服申立て又は訴訟その他の市民の権利利益の救済に係る手続を迅速に処理するため、市民からの問い合わせに対応するための総合的な窓口を開設し、手続項目ごとに、担当課を定める。

また、必要に応じ外部の専門家等の協力を得ることなどにより、市民の権利利益の救済のため迅速に対応する。

【市民の権利利益の救済に係る手続項目一覧】

手続き項目	
損失補償 (法第 159 条第 1 項)	特定物資の収用に関する事 (法第 81 条第 2 項)
	特定物資の保管命令に関する事 (法第 81 条第 3 項)
	土地等の使用に関する事 (法第 82 条)
	応急公用負担に関する事 (法第 113 条)
	車両等の破損措置に関する事 (法第 155 条第 2 項において準用する災害対策基本法第 76 条の 3 第 2 項後段)
実費弁償 (法第 159 条第 2 項)	医療の実施の要請等に関する事 (法第 85 条第 1 ・ 2 項)

損害補償 (法第160条)	市民への協力要請によるもの (法第70条第1・3項、第115条第1項、第123条第1項)
	医療の実施の要請等によるもの (法第85条第1・2項)
不服申立てに関する事。 (法第6条、第175条)	
訴訟に関する事。 (法第6条、第175条)	
市民の権利利益の救済の手續に関連する文書の保管等 (公用令書の写し、協力の要請日時、場所、協力者、要請者、内容等を記した書類等)	

(2) 市民の権利利益に関する文書の保存

市は、市民の権利利益の救済の手續に関連する文書（公用令書の写し、協力の要請日時、場所、協力者、要請者、内容等を記した書類等）を、市文書管理規程等の定めるところにより、適切に保存する。また、市民の権利利益の救済を確実にを行うため、武力攻撃災害による当該文書の逸失等を防ぐために、安全な場所に確実に保管する等の配慮を行う。

市は、これらの手續に関連する文書について、武力攻撃事態等が継続している場合及び保護措置に関して不服申立て又は訴訟が提起されている場合には保存期間を延長する。

第5編 緊急対処事態への対処

1 緊急対処事態（法 182）

市保護計画が対象として想定する緊急対処事態については、第1編第5章2に掲げるとおりである。

緊急対処事態は、原則として、武力攻撃事態等におけるゲリラや特殊部隊による攻撃等と類似の事態が想定されるため、緊急対処事態対策本部の設置や緊急対処保護措置の実施などの緊急対処事態への対処については、警報の通知及び伝達を除き、原則として武力攻撃事態等への対処に準じて行う。

2 緊急対処事態における警報の通知及び伝達（法 183）

緊急対処事態においては、国の対策本部長により、攻撃の被害又はその影響の及ぶ範囲を勘案して、警報の内容の通知・伝達の対象となる地域の範囲が決定されることを踏まえ、市は、緊急対処事態における警報については、その内容を通知及び伝達の対象となる地域を管轄する機関及び当該地域に所在する施設の管理者等に対し通知及び伝達を行う。

緊急対処事態における警報の内容の通知及び伝達については、上記によるほか、武力攻撃事態等における警報の内容の通知及び伝達に準じて、これを行う。

【本計画における主な用語の読み替え】

武力攻撃事態等	緊急対処事態
保護措置	緊急対処保護措置
国民保護対策本部（長）	緊急対処事態対策本部（長）
武力攻撃	緊急対処事態における攻撃
武力攻撃災害	緊急対処事態における災害

第5編 緊急対応事態への対応

第6編 様式等

【被災情報の報告様式】

年 月 日に発生した〇〇〇による被害（第 報）

令和 年 月 日 時 分
宝塚市

- 1 武力攻撃災害が発生した日時、場所（又は地域）
 - (1) 発生日時 令和 年 月 日
 - (2) 発生場所 宝塚市△△町A丁目B番C号（北緯 度、東経 度）
- 2 発生した武力攻撃災害の状況の概要
- 3 人的・物的被害状況

市町村名	人的被害				住家被害		その他
	死者	行方不明	負傷者		全壊	半壊	
			重傷	軽傷			
(人)	(人)	(人)	(人)	(棟)	(棟)		

※ 可能な場合、死者について、死亡地の市町村名、死亡の年月日、性別、年齢及び死亡時の概況を一人ずつ記入してください。

市町村名	年月日	性別	年齢	概況

【様式第1号】（第1条関係）

安否情報収集様式（避難住民・負傷住民）

記入日時（年 月 日 時 分）

① 氏名	
② フリガナ	
③ 出生の年月日	年 月 日
④ 男女の別	男 女
⑤ 住所（郵便番号を含む。）	
⑥ 国籍	日本 その他（ ）
⑦ その他個人を識別する情報	
⑧ 負傷（疾病）の該当	負傷 非該当
⑨ 負傷又は疾病の状況	
⑩ 現在の居所	
⑪ 連絡先その他必要情報	
⑫ 親族・同居者からの照会があれば、①～⑪を回答する予定ですが、回答を希望しない場合は、○で囲んで下さい。	回答を希望しない
⑬ 知人からの照会があれば①⑦⑧を回答する予定ですが、回答を希望しない場合は○を囲んで下さい。	回答を希望しない
⑭ ①～⑪を親族・同居者・知人以外の者からの照会に対する回答又は公表することについて、同意するかどうか○で囲んで下さい。	同意する 同意しない
※ 備考	

（注1） 本収集は国民保護法第94条第1項の規定に基づき実施するものであり、個人情報の保護に十分留意しつつ、上記⑫～⑭の意向に沿って同法第95条第1項の規定に基づく安否情報の照会に対する回答に利用します。また、国民保護法上の救援（物資、医療の提供等）や避難残留者の確認事務のため、行政内部で利用することがあります。さらに、記入情報の収集、パソコンの入力、回答等の際に企業や個人に業務委託する場合があります。

（注2） 親族・同居者・知人であるかの確認は、申請書面により形式的審査を行います。また、知人とは、友人、職場関係者、近所の者及びこれらに類する者を指します。

（注3） 「③出生年月日」欄は元号表記により記入願います。

（注4） 回答情報の限定を希望する場合は備考欄に記入願います。

【様式第2号】（第1条関係）

安否情報収集様式（死亡市民）

記入日時（ 年 月 日 時 分）

① 氏名	
② フリガナ	
③ 出生の年月日	年 月 日
④ 男女の別	男 女
⑤ 住所（郵便番号を含む。）	
⑥ 国籍	日本 その他（ ）
⑦ その他個人を識別する情報	
⑧ 死亡の日時、場所及び状況	
⑨ 遺体が安置されている場所	
⑩ 連絡先その他必要情報	
⑪ ①～⑩を親族・同居者・知人以外の者からの照会に対し回答することへの同意	同意する 同意しない
※ 備考	

（注1） 本収集は国民保護法第94条第1項の規定に基づき実施するものであり、親族・知人については、個人情報の保護に十分留意しつつ、原則として親族・同居者・知人からの照会があれば回答するとともに、上記⑪の意向に沿って同法95条第1項の規定に基づく安否情報の照会に対する回答に利用します。また、国民保護法上の救援（物資、医療の提供等）や避難残留者の確認事務のため、行政内部で利用することがあります。さらに、記入情報の収集、パソコンの入力、回答等の際に企業や個人に業務委託する場合があります。

（注2） 親族・同居者・知人であるかの確認は、申請書面により形式的審査を行います。また、知人とは、友人、職場関係者、近所の者及びこれらに類する者を指します。

（注3） 「③出生の年月日」欄は元号表記により記入願います。

（注4） 回答情報の限定を希望する場合は備考欄に記入願います。

⑪の同意回答者名		連絡先	
同意回答者住所		続柄	

（注5） ⑪の回答者は、配偶者又は直近の直系親族を原則とします。

【様式第3号】（第2条関係）

安否情報報告書

報告日時： 年 月 日 時 分

市町村名： 担当者名：

①氏名	②フリガナ	③出生の年月日	④男女の別	⑤住所	⑥国籍	⑦ その他個人を識別するための情報	⑧負傷（疾病）の該当	⑨負傷又は疾病の状況	⑩現在の居所	⑪連絡先その他必要情報	⑫親族・同居者への回答の希望	⑬ 知人への回答の希望	⑭親族・同居者・知人以外の者への回答又は公表の同意	備考

- 備考
- 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
 - 2 「③出生の年月日」欄は元号表記により記入すること。
 - 3 「⑥国籍」欄は日本国籍を有しない者に限り記入すること。
 - 4 武力攻撃災害により死亡した市民にあっては、「⑨負傷又は疾病の状況」欄に「死亡」と記入した上で、加えて「死亡の日時、場所及び状況」を記入し、「⑩現在の居所」欄に「遺体の安置されている場所」を記入すること。
 - 5 ⑫～⑭の希望又は同意欄には、安否情報の提供に係る希望又は同意について「有」又は「無」と記入願います。この場合において、当該希望又は同意について特段の条件がある場合には、当該条件を「備考」欄に記入すること。

【様式第4号】（第3条関係）

安否情報照会書

総務大臣 (都道府県知事) 殿 (市町村長)	年 月 日	
申請者 住 所 氏 名		
下記の者について、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第95条第1項の規定に基づき、安否情報を照会します。		
照会をする理由 (○を付けて下さい。③の場合、理由を記入願います)	①被照会者の親族又は同居者であるため ②被照会者の知人(友人、職場関係者及び近隣住民)であるため ③その他 ()	
備 考		
被照会者を特定するために必要な事項	氏 名	
	フリガナ	
	出生の生年月日	
	男女の別	
	住 所	
	国 籍 (日本国籍を有しない者に限る)	日 本 その他 ()
	その他個人を識別するための情報	
※ 申請者の確認		
※ 備 考		

- 備考
- 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
 - 2 法人その他の団体にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地を記入すること。
 - 3 「出生の年月日」欄は元号表記により記入すること。
 - 4 ※印の欄には記入しないこと。

【様式第5号】（第4条関係）

安否情報回答書

年 月 日		
殿		
総務大臣 (都道府県知事) (市町村長)		
年 月 日付けで照会があった安否情報について、下記のとおり回答します。		
避難住民に該当するか否かの別		
武力攻撃災害により死亡し又は負傷した市民に該当するか否かの別		
被 照 会 者	氏 名	
	フリガナ	
	出生の生年月日	
	男女の別	
	住 所	
	国 籍 (日本国籍を有しない者に限る)	日 本 その他 ()
	その他個人を識別するための情報	
	現在の居所	
	負傷又は疾病の状況	
	連絡先その他必要情報	

- 備考
- 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
 - 2 「避難住民に該当するか否かの別」欄には「該当」又は「非該当」と記入し、「武力攻撃災害により死亡し又は負傷した市民に該当するか否かの別」欄には「死亡」、「負傷」又は「非該当」と記入すること。
 - 3 「出生の年月日」欄は元号表記により記入すること。
 - 4 武力攻撃災害により死亡した市民にあっては、「負傷又は疾病の状況」欄に「死亡」と記入した上で、加えて「死亡の日時、場所及び状況」を記入し、「居所」欄に「遺体が安置されている場所」を記入すること。
 - 5 安否情報の収集時刻を「連絡先その他必要情報」に記入すること。

【火災・災害等即報要領様式】

第3号様式(救急・救助事故等)

第 報

消防庁受信者氏名

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
市町村 (消防本部名)	
報告者名	

事故災害種別	1 救急事故 2 救助事故 3 武力攻撃災害 4 緊急対処事態		
発生場所			
発生日時 (覚知日時)	月 日 時 分 (月 日 時 分)	覚知方法	
事故等の概要			
死傷者等	死者(性別・年齢)	負傷者等 人(人)	
	計 人	{ 重症 人(人) 中等症 人(人) 軽症 人(人)	
不明 人			
救助活動の要否			
要救護者数(見込)		救助人員	
消防活動状況			
消防・救急・救助 活動状況			
災害対策本部等 の設置状況			
その他参考事項			

- (注) 負傷者等欄の()書きは、救急隊による搬送人員を内書きで記入すること。
 (注) 第一報については、原則として、覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で記載して報告すること。(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨〔未確認〕等を記入して報告すれば足りること。

災 対 第 1034 号
平成 30 年 4 月 18 日

各市町国民保護担当部長 様

兵庫県企画県民部災害対策局災害対策課長

「避難に関する事項」による住民避難に係る報告について（通知）

標記について消防庁国民保護運用室長から通知がありましたので周知します。

記

- 1 「避難に関する事項」について
国民保護法第 52 条第 1 項に基づき、国が避難措置の指示等の判断を実施する場合に報告頂くものです。
- 2 留意点について
これまでは、住民避難が必要となるような状況が生じた場合に当該報告を提出頂くことになっていましたが、今後は国民保護法が適用されると疑われる事案が発生した時点で県宛に報告して頂くこととなりますので留意願います。

※様式：様式第 6 号

【様式第6号】（第51条第1項関係）

様式 避難に関する事項

第 報

この様式は、住民避難が必要となるような状況が生じた時に、必要な情報を得るためのものであり、**判明した事項から逐次報告する。**

事案名			
報告日時	令和 年 月 日 () 時 分	兵庫県	宝塚市
報告者氏名			

1. 住民避難の範囲の参考情報

区 分	報告内容（設定時刻、危険物を扱う施設の有無 等）
① 警察が設定した立入禁止の区域	
② 消防が設定した消防警戒区域	
③ 市が設定した警戒区域	

※図を添付する。

2. 上記地域の状況

居住人口（概数可）	
-----------	--

注1：対応する地域の地図を添付する。

注2：「町・大字単位」など把握可能な範囲で報告する。この場合、添付する地図に対応関係を明記する。

避難行動要支援者等の状況	① 幼稚園・保育園など	施設数： 人 数：	④ 障害（がい）者施設	施設数： 人 数：
	② 学校	種 別： 施設数： 人 数：	⑤ 医療機関	施設数： 入院患者数：
	③ 高齢者施設	施設数： 人 数：	⑥ 居宅の避難行動要支援者	人 数：
エリア内で特記すべき施設				

注：②学校については、種別（小学校、中学校、高校、特別支援学校等）が分かるように記載する。

3. 避難手段、避難先の状況

避難先地域・施設	地域・施設の名称： 収容可能人数：
市内に対応困難な避難者数	
避難経路	
移動手段の手配状況	

4. 1の範囲の避難状況（自主避難を含む）

--

消防庁受信者氏名 _____

その他の注意事項

- 1 不明な項目については『不明』、『確認中』等の進捗状況を報告する。
- 2 区域、施設の場所は、地図に明記し添付する。
- 3 「避難行動要支援者の状況」欄の人数は、避難に当たって援護を要する者の人数を記載する。
- 4 事案が異なる場合は、別葉として報告する。